

**令和7年度中小企業活性化・事業承継総合支援事業
事業承継税制の効果検証に関する調査事業報告書**

令和8年1月

株式会社 東京商工リサーチ

目次

I. 調査概要	1
1. 事業の背景・目的	1
2. 事業内容及び事業実施手法	1
2-1. 事業承継の動向に関する分析	1
2-2. 事業承継税制の効果検証	1
(1) アンケート調査による効果検証	1
(2) 企業情報データベースによる効果検証	2
II. 事業承継の動向に関する分析	3
1. 中小企業経営者の年齢構成及びその変化	3
2. 代表者の交代率	5
3. 後継者の不在率	8
III. 事業承継税制の効果検証	10
1. アンケート調査結果	10
1-1. 属性情報	10
(1) 主たる業種	10
(2) 親会社の有無	10
(3) 親会社の資本金	10
1-2. 事業承継税制の概要	11
(1) 事業承継税制の効果	11
(2) 効果の具体的な内容	11
(3) 先代経営者における相続税・贈与税軽減のための対策の実施状況	12
(4) 相続税・贈与税軽減のための具体的な対策内容	12
(5) 相続税・贈与税軽減対策の相談相手	12
(6) 自社株の評価額の引下げにおける具体的な株価対策の内容	13
(7) 株式以外の相続財産の有無	13
(8) 事業承継税制の課題の有無	13
(9) 事業承継税制の具体的な課題	14
(10) 雇用維持要件の弾力化が無かった場合の事業承継税制（特例措置）の利用について	14
(11) 事業承継税制を利用しなかった場合の事業状況や株主構成への影響の有無	14
(12) 事業承継税制を利用しなかった場合に考えられる具体的な変化の内容	15

2. 企業データベースによる分析.....	16
2-1. 事業承継税制利用企業の税制利用前後における効果測定.....	16
(1) 相続に関わる事業承継税制の効果測定.....	16
(2) 贈与に関わる事業承継税制の効果測定.....	21
2-2. 事業承継税制の利用企業及び未利用企業における主要財務指標の比較分析.....	26
(1) 相続に関わる事業承継税制の効果測定.....	26
(2) 贈与に関わる事業承継税制の効果測定.....	29
IV. 諸外国における事業承継.....	32
1. アメリカにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	32
2. イギリスにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	39
3. ドイツにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	47
4. フランスにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	54
5. イタリアにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	61
6. オランダにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	67
7. アイルランドにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	74
8. スペインにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	81
9. フィンランドにおける相続税・贈与税・遺産税制度.....	89
10. 韓国における相続税・贈与税・遺産税制度.....	95

I. 調査概要

1. 事業の背景・目的

中小企業においては、経営者の高齢化と後継者不在の問題に加えて、新型コロナウイルス感染症に伴う廃業の増加や、デジタルトランスフォーメーション等を含めた事業・業種転換等の必要性の高まり、生産性向上等の観点から、事業承継やM & Aの重要性がますます高まっている。

そのような中、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定の下、会社や個人事業者の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する法人版事業承継税制と個人版事業承継税制が講じられている。

法人版事業承継税制は、平成 30 年度税制改正で抜本的に拡充され、これまでの措置に加え、10 年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や納税猶予割合の引上げ等がされた「特例措置」が創設された。

また、個人版事業承継税制は、令和元年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、10 年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を 100%納税猶予とする制度として創設された。

法人版特例措置や個人版事業承継税制は制度開始から 5 年以上が経過していることから、その効果の検証を行い、加えて、諸外国の事業承継関連施策の調査と現下の中小企業の事業承継の実態の分析を通じて、今後の事業承継税制の在り方に向けた課題の把握等に活用することを目的とする。

2. 事業内容及び事業実施手法

2-1. 事業承継の動向に関する分析

分析に際しては、東京商工リサーチ（以下、TSR という。）が保有する企業データ及び実施済みのアンケートを基に、中小企業の経営者の年齢構成やその変化、事業承継に関する意向、代表者の交代率、後継者の不在率等について分析した。

2-2. 事業承継税制の効果検証

事業承継税制の効果検証については、アンケートの実施及び TSR が保有する企業データベースを活用し検証を行った。

（1）アンケート調査による効果検証

アンケートの概要は以下のとおり。

○アンケート対象先

相続税の認定企業 2,277 件及び贈与税の認定企業 7,372 件の合計 9,649 件から、相続・贈与双方に掲載された重複を除いた上、被合併・倒産等をした企業を取り除いた、6,469 件を、アンケートの対象としている。

○調査手法

郵送及び WEB によるアンケート調査

○調査実施期間

2025 年 5 月 1 日～6 月 30 日

○回収率

発送件数	回収件数	回収率
6,469 件	1,773 件	27.4%

(2) 企業情報データベースによる効果検証

○分析対象先

中小企業庁より提供された相続税の認定企業 2,277 件及び贈与税の認定企業 7,372 件のうち、TSR で財務データが付与できる上、以下の条件を満たした企業を分析対象とした。件数は相続が 210 件、贈与が 383 件である。

- ・ 第一種であること
- ・ 「認定年月日(=施行日)」から遡って、1 年以内に 12 か月の決算期が存在すること
- ・ 上記決算期を起点として、以降、連続 5 期の 12 か月決算が存在すること

○分析手法の概要

「認定年月日(=施行日)」から遡って、1 年以内の決算を 0 年目とし、以降の決算期を数えて、1 年目～5 年目とした。各年度で各種指標の平均を算出したほか、一部の項目・指標について、0 年目の数値を 100 とした、各年度の増加率の平均を算出した。これにより、事業承継税制の効果検証を行っている。

2-3. 活用事業者のデータ収集・分析

事業承継税制を活用した事業者 4 社に対して、ヒアリングを実施した。内容については個人情報等に鑑み非公開。

2-4. 諸外国における事業承継

諸外国における事業承継の概要は以下のとおり。

○対象国

1. アメリカ
2. イギリス
3. ドイツ
4. フランス
5. イタリア
6. オランダ
7. アイルランド
8. スペイン
9. フィンランド
10. 韓国

○調査手法

WEB 及び文献調査を中心としたデスクリサーチ

II. 事業承継の動向に関する分析

1. 中小企業経営者の年齢構成及びその変化

TSRの「特別企画」(2025年2月17日)によると、少子高齢化が加速するなか、2024年の社長の平均年齢は63.59歳(前年63.35歳)に上昇し、調査を開始した2009年以降で最高を記録した。70代以上の社長の構成比は34.47%(同34.11%)と過去最高を記録した。事業承継の遅れが、社長の高齢化を促す構図に歯止めがかかっていない。

社長の年齢と業績の関係を見ると、70代以上の「増収」企業は44.38%と最低で、30代(60.94%)とは16.56ポイントの開きがある。一方、「赤字」企業は25.91%で最悪だった。

2024年の休廃業・解散企業のうち、社長が70代以上の割合は約7割(67.90%)に達した。事業承継を控える企業では、経営者が70代に差し掛かると業績悪化が顕著になりやすい。さらに、2024年の「後継者難」倒産は462件(前年比7.40%増)となり、5年連続で過去最多を更新した。

こうしたように、経営者の高齢化が進み事業承継が滞ることで業績が悪化し、生産性向上や新規事業への投資意欲が低下するなど、悪循環が生じやすい状況がみられた。

総じて、事業承継への取組は「経営交代期」にとどまりがちであり、事業の陳腐化や外部環境の変化への対応、後継者に対する“承継すべき事業そのもの”への準備が十分とは言えない。この状況を改善するには、プレ交代ステージ(経営交代期到来前5~10年)およびポスト交代ステージ(交代後5~10年)の取組を強化することが重要である。

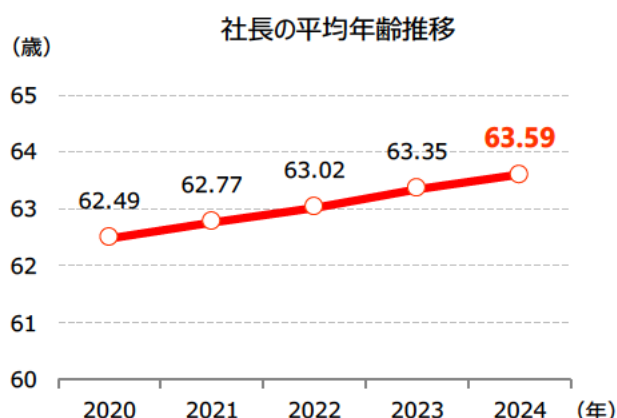
※ 本調査は、TSRの企業データベース(約400万社)から2024年12月時点の代表者の年齢データを抽出、分析した。前回の調査は2024年2月。「社長」は、代表取締役社長のほか、個人事業主や理事長などを含む。

年齢分布 70代以上が3分の1を占める

2024年の社長の年齢は、70代以上が34.47%(前年34.11%)で、全年代で最も高い。60代と50代も前年より上昇し、高齢化が加速している。

社長の年齢分布

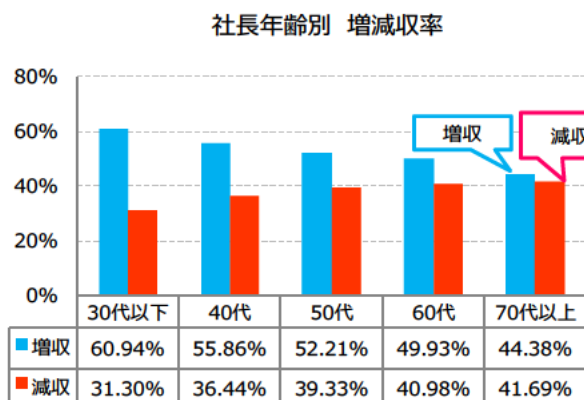
年	30代以下	40代	50代	60代	70代以上
2020	2.52%	14.10%	23.74%	27.83%	31.79%
2021	2.42%	13.51%	24.17%	27.18%	32.69%
2022	2.34%	12.89%	24.62%	26.73%	33.39%
2023	2.23%	12.10%	25.07%	26.47%	34.11%
2024	2.20%	11.40%	25.34%	26.57%	34.47%



社長の高齢化に伴い業績が鈍化

社長の年代別の業績では、「増収」は30代以下が60.94%で最も高く、60代は49.93%、70代以上は44.38%と50%を割り込んだ。社長の高齢化と業績には密接な関わりがみられた。

収益面は、70代以上は「赤字」や「連続赤字」の構成比が他の年代より高く、社長が高齢なほど、収益力を欠いた傾向をみせる。



業績	30代以下	40代	50代	60代	70代以上
増収	60.94%	55.86%	52.21%	49.93%	44.38%
減収	31.30%	36.44%	39.33%	40.98%	41.69%
売上横ばい	7.75%	7.69%	8.44%	9.08%	13.92%
増益	49.92%	48.16%	47.26%	46.54%	42.50%
減益	42.11%	43.80%	43.89%	44.04%	42.85%
利益横ばい	7.96%	8.03%	8.84%	9.40%	14.63%
黒字	77.98%	78.76%	77.83%	76.41%	73.64%
赤字	21.73%	21.00%	21.93%	23.28%	25.91%
前期黒字	76.82%	78.16%	77.36%	76.66%	74.56%
前期赤字	22.94%	21.65%	22.42%	23.08%	25.10%
連続黒字	65.45%	66.76%	66.02%	65.19%	62.74%
連続赤字	10.44%	9.67%	10.65%	11.90%	14.20%

産業別平均年齢の最高は不動産業の65.38歳

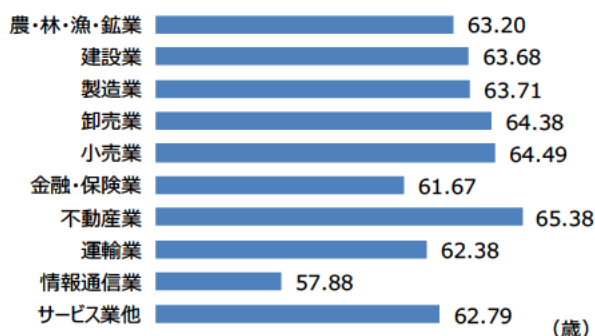
産業別の平均年齢は、最高が不動産業の65.38歳（前年65.14歳）で唯一、60代後半となった。

以下、小売業64.49歳（同64.23歳）、卸売業64.38歳（同64.16歳）、製造業63.71歳（同63.56歳）、建設業63.68歳（同63.29歳）、農・林・漁・鉱業63.20歳（同63.10歳）、サービス業他62.79歳（同62.62歳）、運輸業62.38歳（同62.16歳）、金融・保険業61.67歳（同61.48歳）が続く。

社長の平均年齢の最低は情報通信業の57.88歳（同57.94歳）で、唯一、60歳を下回った。また、スタートアップ企業が多く、10産業のなかで唯一、前年より低下した。

平均年齢が最高の不動産業は、70代以上の構成比が41.56%で唯一、40%を超えている。一方、平均年齢が最低の情報通信業は、30代以下（6.96%）と40代（18.95%）の構成比が10産業で最も高く、70代以上は17.86%と唯一、20%を下回る。

産業別 社長の平均年齢



産業別 社長の年齢分布

産業	30代以下	40代	50代	60代	70代以上
農・林・漁・鉱業	3.57%	13.85%	20.47%	26.05%	36.03%
建設業	1.20%	10.26%	27.50%	26.50%	34.51%
製造業	1.70%	10.73%	26.15%	28.14%	33.25%
卸売業	1.73%	10.21%	24.68%	27.26%	36.09%
小売業	2.31%	11.36%	22.89%	25.49%	37.92%
金融・保険業	2.46%	12.52%	28.16%	32.14%	24.70%
不動産業	2.58%	11.17%	21.76%	22.92%	41.56%
運輸業	1.98%	10.98%	30.08%	28.80%	28.13%
情報通信業	6.96%	18.95%	27.71%	28.50%	17.86%
サービス業他	3.28%	13.04%	23.99%	26.90%	32.76%

2. 代表者の交代率

TSRの「特別企画」（2025年8月28日）によると、代表者の高齢化に伴い、スムーズな事業承継が経営上の重要課題に浮上しているなかで、2023年から2024年に代表者が交代した企業は全国で6万6,862社だった。TSRの企業データベースに登録された約157万社の4.2%だった。代表者の交代前の平均年齢は71.17歳だったが、交代後は54.41歳と一気に16.76歳の若返りが進んだ。

代表者が交代した企業の約9割（85.83%）で代表者の年齢が若くなった。特に、代表者年齢の若返りゾーンは「20～30歳」マイナスが最多の25.61%で、世代交代の加速を示している。

TSRが2023年11月に実施した「後継者不在率調査」で、代表者の年齢が60歳を超えると「後継者が不在」の企業が、「後継者有り」の企業を上回り、60歳以上では後継者不在率は46.1%と半数近くにのぼる。また、2023年の「休廃業・解散」企業の社長年齢は平均72.0歳で、代表者が70歳を超えると「赤字」や「減収企業」の構成比が他の年代より高まる傾向がある。先行投資や人員計画など、将来を見据えた生産性向上などの効率経営に消極的になることが背景にある。

代表者交代の社数は、2014年から2019年は約21万社だったが、2019年から2024年は約26万社に増えており、代表者交代の時期に差し掛かっている企業が増加していることを物語る。円滑な事業承継には十分な準備期間が必要で、代表者交代の判断は50歳代が一つのターニングポイントかもしれない。ただ、代表者交代のタイミングは企業個別の事情もある。代表者の年齢を視野に入れ、適切な交代時期を探ることも、スムーズな事業承継に欠かせない。

※ 本調査は、TSR企業データベースのうち直近の業績などが確認できる157万社で、2023年8月から2024年7月に代表者交代が判明した企業を抽出し、分析した。

※ 姓名（漢字、カナ）、生年月日を比較し、代表者が変更されている企業を特定した。

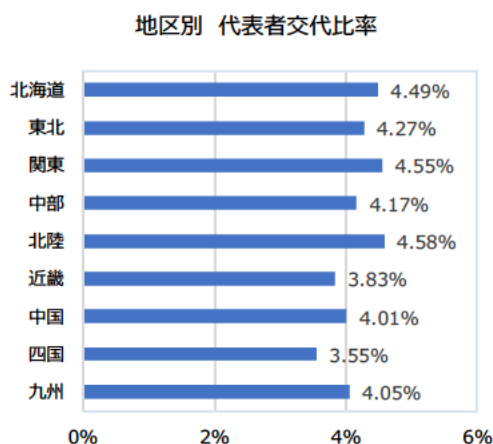
2024年の代表者交代は6万6,862社、全体の4.2%

2023年から2024年に、代表者交代が判明した企業は全国で6万6,862社だった。TSR企業データベースに登録された約157万社の4.2%を占めた。

地区別では、最多が関東の2万4,724社（構成比36.98%）。次いで、近畿9,208社（同13.77%）、中部8,371社（同12.52%）、九州7,132社（同10.67%）と続き、最少は四国の2,046社（同3.06%）だった。交代社数は企業数が多いエリアに比例する結果となった。

全企業に対する代表者交代率は、最高が北陸の4.58%で、次いで、関東4.55%、北海道4.49%、東北4.27%の4地区が全国平均（4.24%）を上回った。一方、四国（3.55%）、近畿（3.83%）の2地区が3%台だった。

地区	代表者交代企業		全企業	
	社数	構成比	社数	交代比率
北海道	3,961	5.92%	88,260	4.49%
東北	5,177	7.74%	121,106	4.27%
関東	24,724	36.98%	543,201	4.55%
中部	8,371	12.52%	200,967	4.17%
北陸	2,158	3.23%	47,100	4.58%
近畿	9,208	13.77%	240,178	3.83%
中国	4,085	6.11%	101,831	4.01%
四国	2,046	3.06%	57,580	3.55%
九州	7,132	10.67%	176,111	4.05%
合計	66,862	100%	1,576,334	4.24%



【産業別】社数はサービス業他が最多、交代率では金融・保険業がトップ

産業別で、最も代表者の交代が多かったのは、サービス業他で 2 万 3,472 社（構成比 35.11%）だった。次いで、建設業が 1 万 1,157 社（同 16.69%）で続き、この 2 産業で半数を占めた。このほか、製造業 8,393 社（同 12.55%）、卸売業 6,199 社（同 9.27%）の順だった。

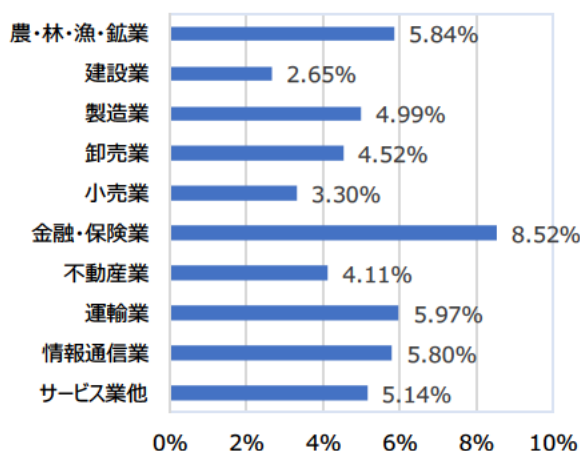
一方、最も少なかったのは、農・林・漁・鉱業で 1,335 社（同 2.00%）、金融・保険業 1,363 社（同 2.04%）、情報通信業 2,583 社（同 3.86%）の順だった。

全企業に対する代表者の交代率は、交代企業数では 2 番目に少ない金融・保険業が 8.52%でトップだった。次いで、運輸業 5.97%、交代企業数が最少の農・林・漁・鉱業 5.84%、情報通信業 5.80%と続く。

一方、代表者の交代率の最低は、建設業の 2.65%で、唯一の 2%台だった。交代率最高の金融・保険業とは 5.87 ポイントの開きがあった。

産業別 代表者交代比率

産業	代表者交代企業		全企業	
	社数	構成比	社数	交代比率
農・林・漁・鉱業	1,335	2.00%	22,843	5.84%
建設業	11,157	16.69%	420,692	2.65%
製造業	8,393	12.55%	168,268	4.99%
卸売業	6,199	9.27%	137,211	4.52%
小売業	4,893	7.32%	148,437	3.30%
金融・保険業	1,363	2.04%	15,994	8.52%
不動産業	4,814	7.20%	117,167	4.11%
運輸業	2,653	3.97%	44,467	5.97%
情報通信業	2,583	3.86%	44,561	5.80%
サービス業他	23,472	35.11%	456,694	5.14%
合計	66,862	100%	1,576,334	4.24%



【代表者性別】男性から女性は微増

2014 年から 2019 年の 5 年間、2019 年から 2024 年の 5 年間で、交代した代表者の性別は、男性から女性は 2014 年から 2019 年が 7.89%に対し、2019 年から 2024 年は 8.94%で、1.05 ポイントアップした。

一方、女性から男性は、2014 年から 2019 年が 6.16%に対し、2019 年から 2024 年は 6.98%で、0.82 ポイントアップした。

2023 年 9 月調査の女性社長調査では、2023 年の女性社長率は 14.96%だった。

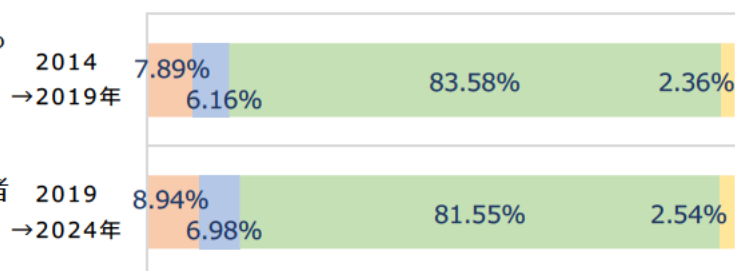
2016 年の女性活躍推進法の施行で、政府や自治体などの創業支援もあり、女性社長の比率は年々上昇している。

ただ、代表者の交代は、性別に関係なく適任者に交代しているようだ。

	2019 →2024年		2014 →2019年	
	社数	構成比	社数	構成比
男性→女性	23,768	8.94%	16,652	7.89%
女性→男性	18,547	6.98%	12,997	6.16%
男性→男性	216,806	81.55%	176,341	83.58%
女性→女性	6,749	2.54%	4,988	2.36%
合計	265,870	100%	210,978	100%

代表者交代状況 性別

■ 男性→女性 ■ 女性→男性 ■ 男性→男性 ■ 女性→女性



【代表者年齢】交代企業は 16.76 歳若返る

代表者の変更に伴う年齢の変化をみると、最多は 20～30 歳若返った企業が 3,712 社（構成比 25.61%）で、4 分の 1 を占めた。

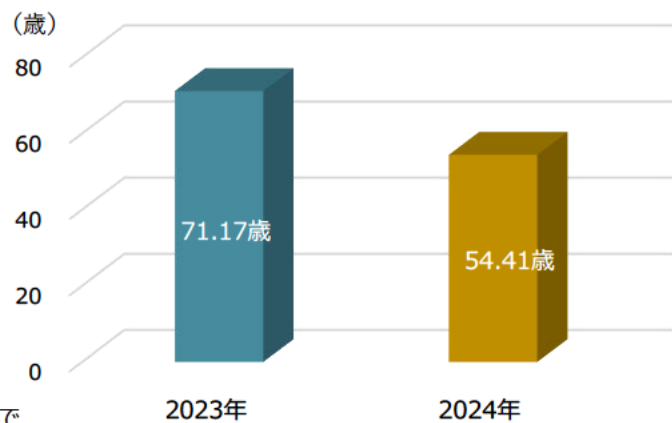
次いで、30～40 歳の若返りが 2,496 社（同 17.22%）、10～20 歳の若返りが 2,277 社（同 15.71%）と続く。

一方で、代表者の年齢が同じ、もしくは上昇した企業も 2,053 社（同 14.17%）あった。

ただ、代表者交代は高齢化への対応が中心のため、全体では 1 万 2,440 社（同 85.83%）で若返りが実現した。

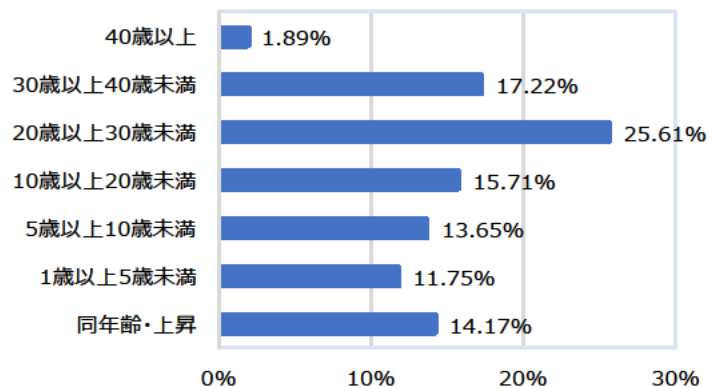
代表者交代により、平均年齢は 71.17 歳から 54.41 歳に 16.76 歳若返った。

代表者交代による平均年齢変化



年齢差	社数	構成比
40歳以上	274	1.89%
30歳以上40歳未満	2,496	17.22%
20歳以上30歳未満	3,712	25.61%
10歳以上20歳未満	2,277	15.71%
5歳以上10歳未満	1,978	13.65%
1歳以上5歳未満	1,703	11.75%
同年齢・上昇	2,053	14.17%
合計	14,493	100%

代表者交代 年齢差



3. 後継者の不在率

TSR の「特別企画」(2025 年 11 月 8 日)によると、2024 年の「後継者不在率」は 62.15%で、前年(61.09%)から 1.06 ポイント上昇した。不在率の上昇は、廃業を念頭に置いた「積極的不在」だけでなく、事業承継を考慮しない若年起業家の増加や承継による代表者の若返りなどさまざまな要素が絡み合う。

だが、代表者が 50 代で 71.82%、60 代でも 47.88%と半数近い企業で後継者不在が明らかになった。業歴を重ねた企業の代表者が高齢の場合、後継者不在を背景に倒産や突発的な廃業、債務不履行につながる恐れもある。円滑な事業承継を 1、2 年で成し遂げることは難しく、高齢代表者へのフォローの重要性が増している。

後継者不在率は、調査を開始した 2019 年が 55.61%、2020 年が 57.53%、2021 年が 58.62%、2022 年が 59.90%、2023 年が 61.09%と右肩上がり推移してきた。代表者年齢が 60 代の企業の後継者不在率は 47.88%、70 代で 31.64%、80 歳以上で 23.96%と、深刻な状況を示している。

親族や社内に後継者(候補)がない場合、事業譲渡や M&A も事業存続に向けた有力な選択肢になる。こうした状況を背景に、官民挙げた事業承継や M&A プラットフォーム構築の取り組みが進み、第三者への承継は以前よりハードルが下がっている。しかし、透明性や手続きの妥当性が問題視されるケースも散見される。

事業承継の取組には、後継者不在と真剣に向き合う姿勢が求められる。

※ 本調査は、TSR の企業データベース(約 400 万社)のうち、2022 年以降の後継者に関する情報が蓄積されているデータから 17 万 135 社を抽出、分析した。

※ 「後継者不在率」は事業実態が確認できた企業を対象に、後継者が決まっていない企業の割合を示す。

産業別トップは情報通信業の 77.32%

「後継者不在率」を産業別で見ると、10 産業全てで 55.00%を上回った。最高は、情報通信業の 77.32%(前年 77.33%)で、前年を 0.01 ポイント下回った。代表者が比較的若いソフトウェア開発などが含まれることが不在率を押し上げているとみられる。

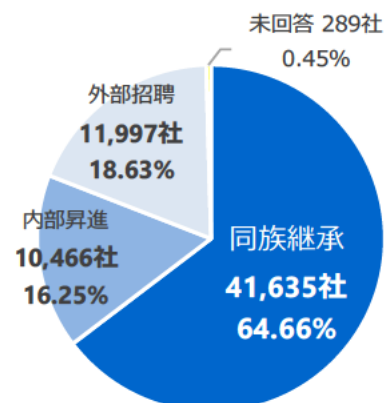
産業	2024年			2023年
	不在率	有り(社)	無し(社)	不在率
農・林・漁・鉱業	56.29%	872	1,123	54.59%
建設業	62.88%	10,562	17,893	61.50%
製造業	56.25%	16,049	20,640	54.93%
卸売業	61.17%	12,590	19,836	60.19%
小売業	64.18%	5,224	9,363	63.47%
金融・保険業	55.68%	771	969	55.18%
不動産業	61.07%	2,417	3,792	60.63%
運輸業	57.30%	3,855	5,174	56.35%
情報通信業	77.32%	1,882	6,419	77.33%
サービス業他	66.89%	10,165	20,539	65.63%
合計	62.15%	64,387	105,748	61.09%

「同族継承」が 64.66%

後継者「有り」の 6 万 4,387 社の内訳は、息子や娘などの「同族継承」が 4 万 1,635 社(構成比 64.66%)で最も多かった。

以下、社外の人材に承継する「外部招聘」が 1 万 1,997 社(同 18.63%)、従業員に承継する「内部昇進」が 1 万 466 社(同 16.25%)と続く。

後継者“有り”内訳 (2024年)



「後継者不在」企業「検討中」が 47.30%

後継者不在の 10 万 5,748 社に、中長期的な承継希望先を尋ねた。

最多は、「未定・検討中」で 5 万 25 社（構成比 47.30%）だった。事業承継の方針が明確でない、計画が立たない企業が依然として多いことがわかる。

以下、「設立・交代して浅い又は若年者にて未定」の 4 万 9,616 社（同 46.91%）、大きく離れて「社内で人材を育成する方針」の 3,124 社（同 2.95%）と続く。

一方、「廃業・解散・整理（予定含む）にて不要」は 620 社（同 0.58%）だった。

後継者“無し” 内訳

内訳	社数	構成比
社内で人材を育成する方針	3,124	2.95%
外部から人材のみ招聘する方針	1,459	1.37%
外部から人材招聘と資本受入の方針	91	0.08%
会社を売却・譲渡の方針	189	0.17%
設立・交代して浅い又は若年者にて未定	49,616	46.91%
廃業・解散・整理(予定含む)にて不要	620	0.58%
未定・検討中	50,025	47.30%
その他	381	0.36%
未回答	243	0.22%
合計	105,748	100.00%

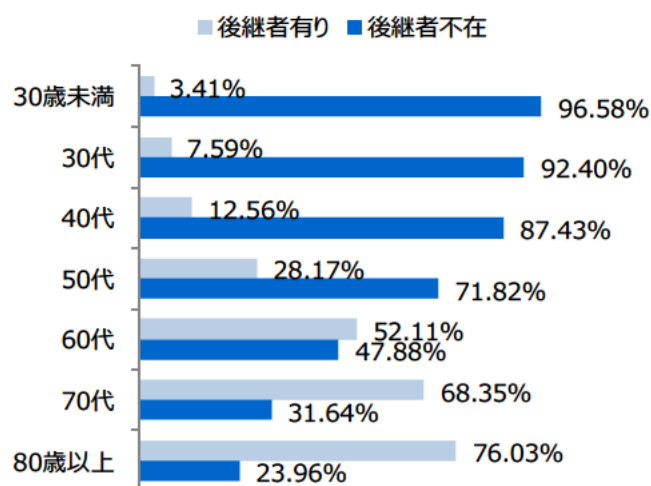
代表者が 80 歳以上は 23.96%が後継者不在

代表者の年齢別では、不在率の最高は 30 歳未満の 96.58%（前年 96.32%）だった。創業や事業承継から日が浅く、現時点では後継者を選定する必要がないため不在率が高い。以下、30 代の 92.40%（同 92.83%）、40 代の 87.43%（同 86.71%）、50 代の 71.82%（同 70.53%）と続く。

50 代までは後継者「不在」が「有り」を上回るが、60 代以降で逆転する。ただ、80 歳以上の不在率は 23.96%（同 23.83%）、70 代でも 31.64%（同 30.53%）にのぼる。

前年との比較では、40 代以上のレンジはいずれも不在率が上昇した。

後継者不在率 代表者年齢別



今回の調査で、代表者年齢が 40 代以上のレンジではいずれも後継者不在率が上昇していることがわかった。年齢が高いほど事業承継の時期は切迫しており、この傾向は事業の継続性に暗い影を落とす可能性がある。

後継者不在率の上昇や「休廃業・解散」企業数の高止まりは、国内の中小企業の高い関心事項となっている。ただ、事業承継や M&A ありきの提案では、その後の運営がうまくいかず最終的に破産する事態にも陥りかねない。非上場の中小企業では、将来にわたる事業の継続を望んではいない代表者もあり、積極的に廃業を選択することもある。

補助金や税制優遇などで官民挙げて事業承継に取り組んでいるが、代表者、M&A 仲介会社、金融機関などのステークホルダーを含め、「誰のため」「何のため」の事業承継かを企業ごとに最適解を導き出すことも必要だろう。

また、本調査の「後継者不在率」は、現役経営層へのヒアリングを中心に蓄積されたデータから算出している。このため、現経営者による「後継者認定率」の側面もあり、後継者不在企業の社内に有能な次世代を担う人材が眠っている可能性もある。

多様なデータや意見をぶつけ合いながら、企業の特徴に寄り添ったソリューションを考え出すことが必要である。

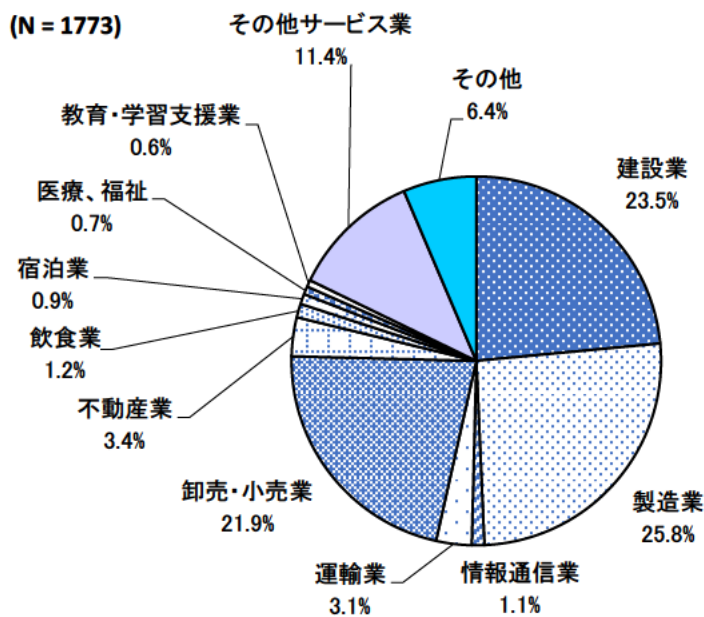
Ⅲ. 事業承継税制の効果検証

1. アンケート調査結果

1-1. 属性情報

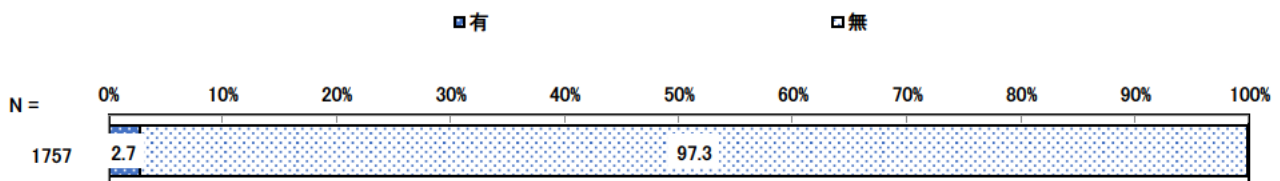
(1) 主たる業種

「製造業」が 25.8%と最も高く、次いで「建設業」が 23.5%、「卸売・小売業」が 21.9%となっている。



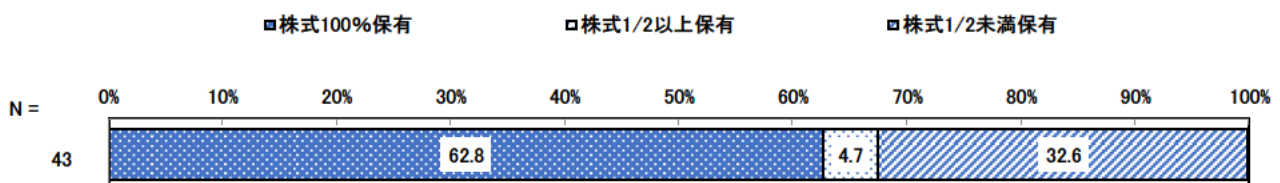
(2) 親会社の有無

「有」は 2.7%、「無」は 97.3%であった。



(3) 親会社の資本金

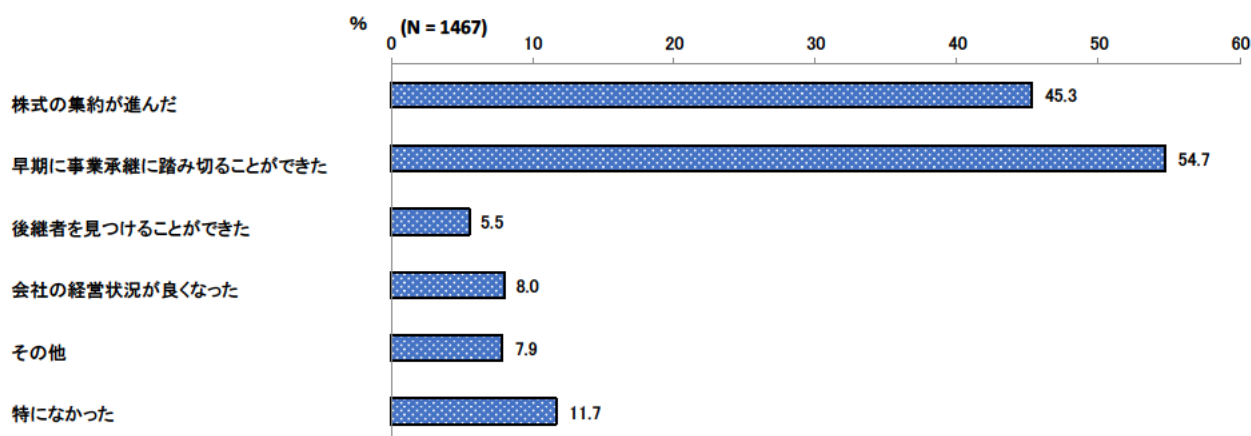
「株式 100%保有」が 62.8%と最も高く、次いで「株式 1/2 未満保有」が 32.6%、「株式 1/2 以上保有」が 4.7%となっている。



1-2. 事業承継税制の概要

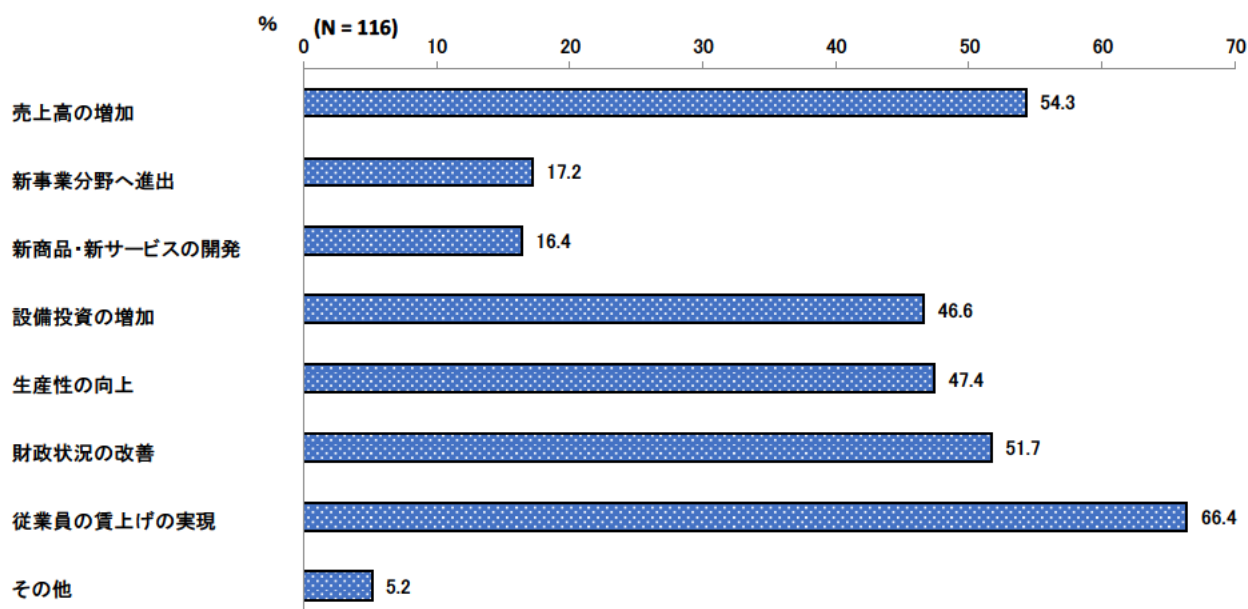
(1) 事業承継税制の効果

「早期に事業承継に踏み切ることができた」が 54.7%と最も高く、次いで「株式の集約が進んだ」が 45.3%、「特になかった」が 11.7%となっている。



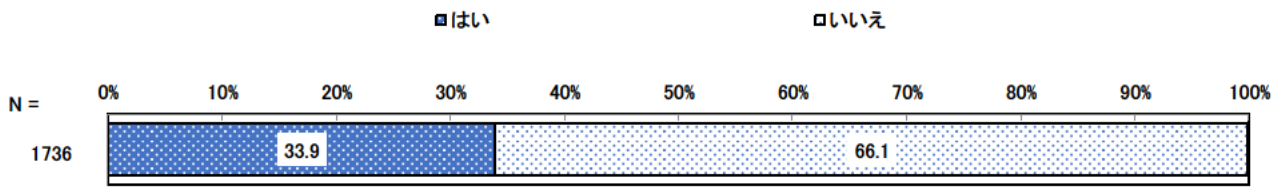
(2) 効果の具体的な内容

事業承継税制の効果について「会社の経営状況が良くなった」と回答した事業者に、効果の具体的な内容を尋ねたところ、「従業員の賃上げの実現」が 66.4%と最も高く、次いで「売上高の増加」が 54.3%、「財政状況の改善」が 51.7%となっている。



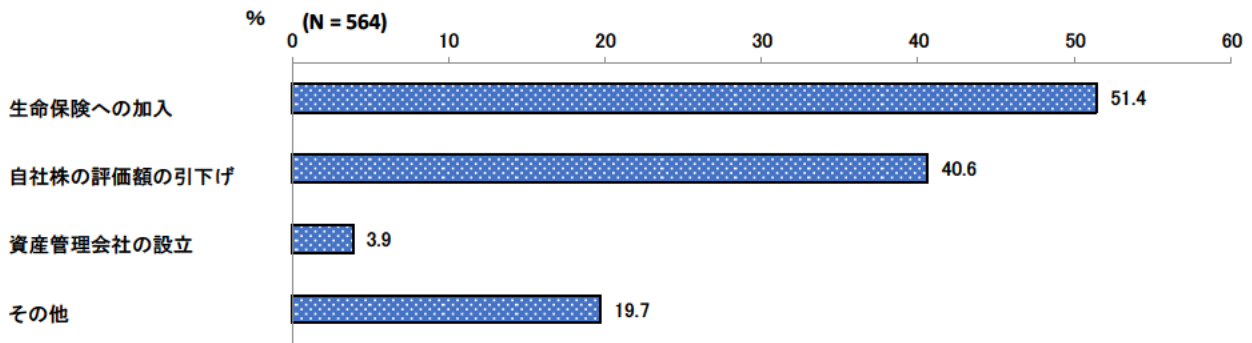
(3) 先代経営者における相続税・贈与税軽減のための対策の実施状況

「はい」は 33.9%、「いいえ」は 66.1%であった。



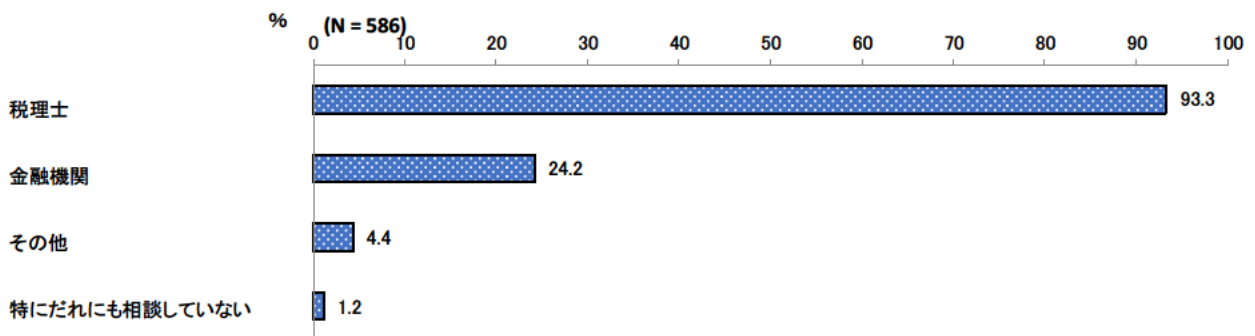
(4) 相続税・贈与税軽減のための具体的な対策内容

先代経営者における相続税・贈与税軽減のための対策の実施状況について「はい」と回答した事業者に、相続税・贈与税軽減のための具体的な対策内容を尋ねたところ、「生命保険への加入」が 51.4%と最も高く、次いで「自社株の評価額の引下げ」が 40.6%、「資産管理会社の設立」が 3.9%となっている。



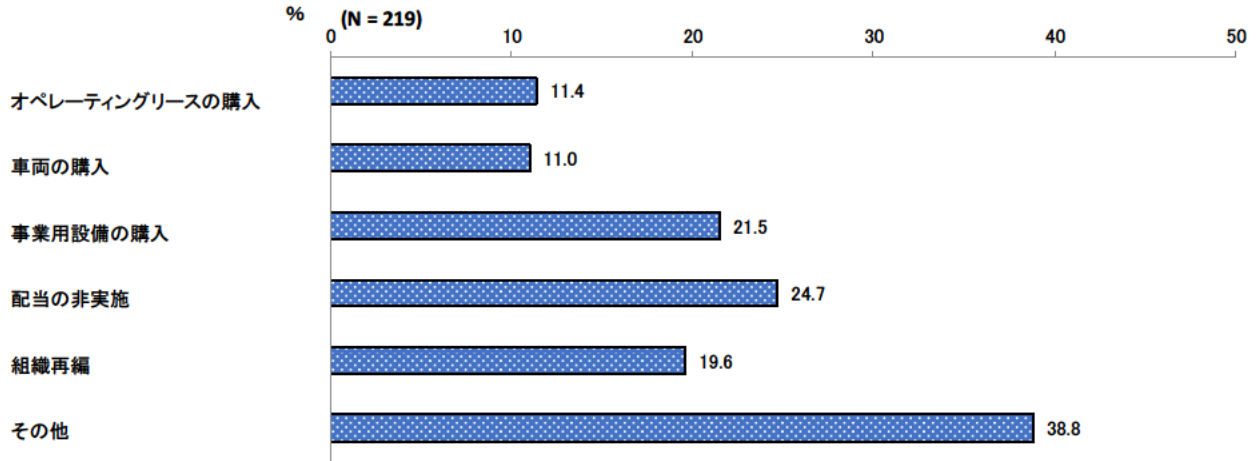
(5) 相続税・贈与税軽減対策の相談相手

先代経営者における相続税・贈与税軽減のための対策の実施状況について「はい」と回答した事業者に、相続税・贈与税軽減対策の相談相手を尋ねたところ、「税理士」が 93.3%と最も高く、次いで「金融機関」が 24.2%、「特にだれにも相談していない」が 1.2%となっている。



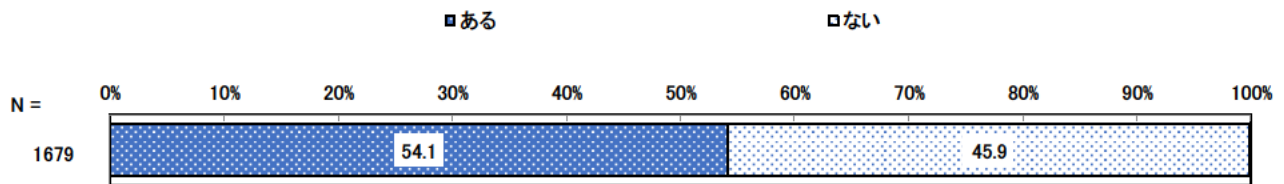
(6) 自社株の評価額の引下げにおける具体的な株価対策の内容

先代経営者における相続税・贈与税軽減対策として「自社株の評価額の引下げ」と回答した事業者には、どのような方法で株価の対策をしたかを尋ねたところ、「配当の非実施」が 24.7%と最も高く、次いで「事業用設備の購入」が 21.5%、「組織再編」が 19.6%となっている。



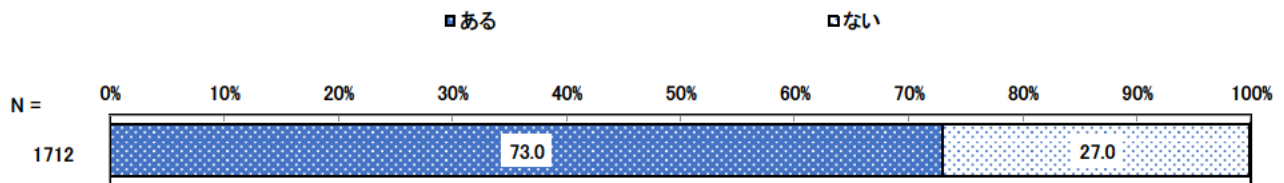
(7) 株式以外の相続財産の有無

「ある」は 54.1%、「ない」は 45.9%となっている。



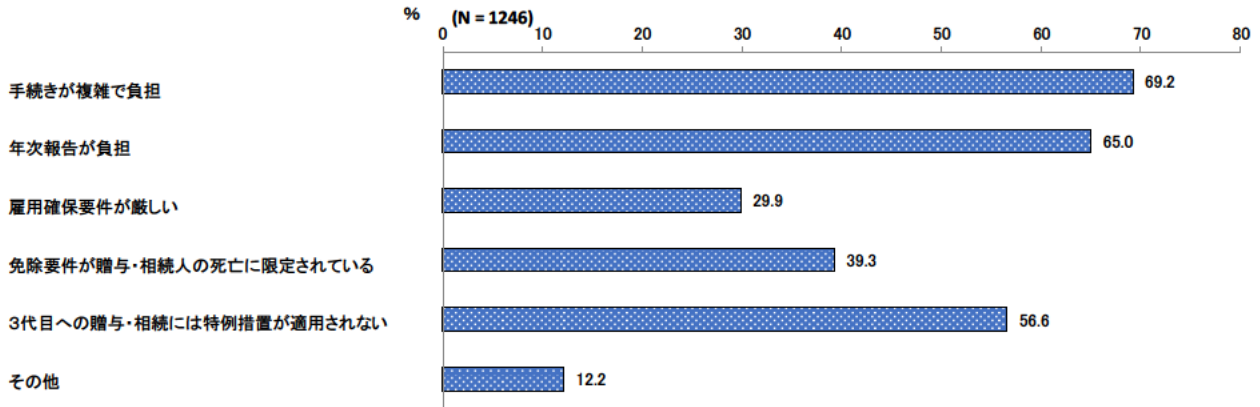
(8) 事業承継税制の課題の有無

「ある」は 73.0%、「ない」は 27.0%となっている。



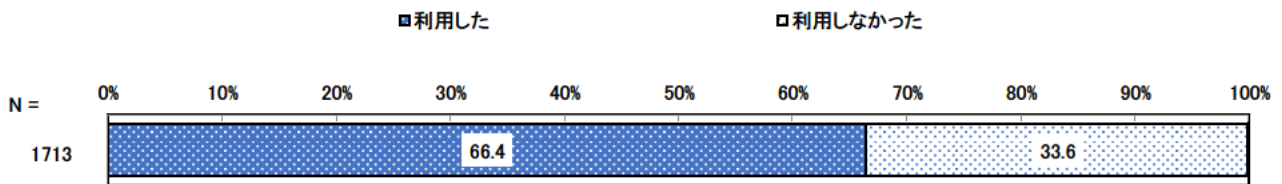
(9) 事業承継税制の具体的な課題

事業承継税制の課題について「ある」と回答した事業者に、具体的な内容を尋ねたところ、「手続きが複雑で負担」が69.2%と最も高く、次いで「年次報告が負担」が65.0%、「3代目への贈与・相続には特例措置が適用されない」が56.6%となっている。



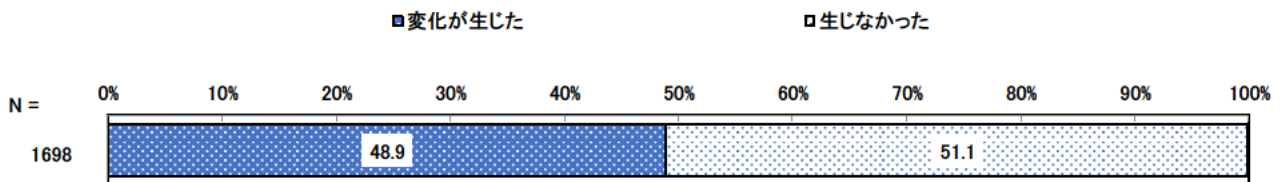
(10) 雇用維持要件の弾力化が無かった場合の事業承継税制（特例措置）の利用について

「利用した」は66.4%、「利用しなかった」は33.6%となっている。



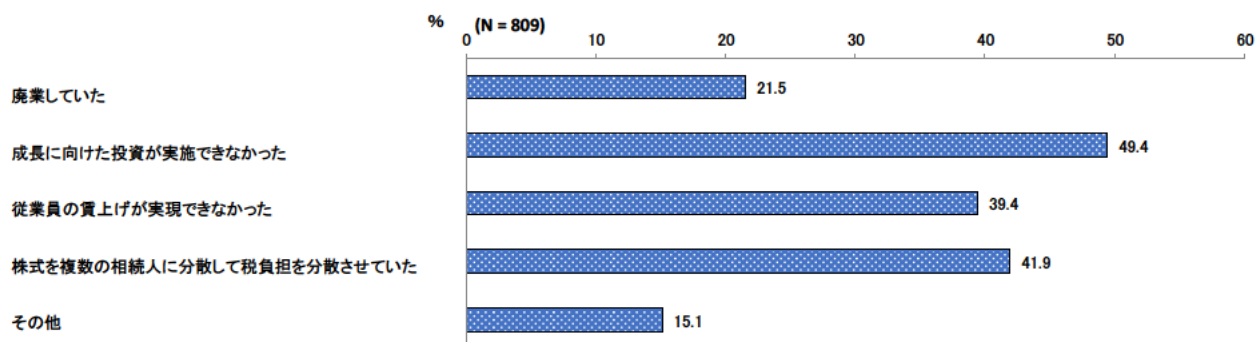
(11) 事業承継税制を利用しなかった場合の事業状況や株主構成への影響の有無

「変化が生じた」は48.9%、「生じなかった」は51.1%となっている。



(12) 事業承継税制を利用しなかった場合に考えられる具体的な変化の内容

事業承継税制を利用しなかった場合に「変化が生じた」と回答した事業者に、事業承継税制を利用しなかった場合に考えられる具体的な変化の内容を尋ねたところ、「成長に向けた投資が実施できなかった」が 49.4%と最も高く、次いで「株式を複数の相続人に分散して税負担を分散させていた」が 41.9%、「従業員の賃上げが実現できなかった」が 39.4%となっている。



2. 企業データベースによる分析

2-1. 事業承継税制利用企業の税制利用前後における効果測定

(1) 相続に関わる事業承継税制の効果測定

本分析では、相続による承継を対象に、基準年（＝100.0）を制度開始年度として、その後5年間の財務指標推移を検証した。

相続による事業承継税制の利用が企業財務に与えた影響をみると、まず売上高は基準年から5年後にかけて約9%増加している。これは、緩やかな成長を持続的に実現したことを示しており、事業承継を経ても売上基盤が安定的に維持されていることを意味する。

また、営業利益や経常利益は大幅な変動を示し、特に経常利益は基準年比で一時期3.5倍を超える水準まで急拡大した後、やや収束しつつも高水準を維持した。これは、承継後の経営体制において新たな効率化や取引基盤の強化が図られたことを反映している可能性が高い。純利益は初期に急減した後、2年目に大きく回復し、その後も大幅な増減があったものの、最終的には基準年比で約3.3倍となった。承継過程に伴う一時的な費用負担や税務調整の影響を乗り越え、成長軌道に復帰した点は注目に値する。

財務構造をみると、総資産は5年間で約25%増加し、固定資産も着実に拡大した。有形固定資産の増加も確認され、設備投資や事業拡張に積極的な姿勢が示されている。他方で有利子負債も大幅に増加し、最大で基準年比約2倍前後に達している。これは承継に伴う資金需要や成長投資の裏返しであり、財務リスクを伴いつつも事業規模の拡大を志向していることを意味する。資産回転率については売上債権回転率や棚卸資産回転率の大幅な上昇がみられ、効率的な資金運用や在庫管理の改善が進んだことを示唆している。

収益性指標においては、売上高総利益率や売上高営業利益率は短期的に乱高下したものの、長期的には改善傾向を示し、特に売上高営業利益率は基準年比で40%以上の上昇を確認できる。売上高経常利益率についても承継後に大幅に改善し、基準年比で3倍以上に達した。当期純利益率も同様に変動を経つつ最終的に大幅な増加を示した。これらは、事業承継税制による納税猶予効果が資金繰りに余裕をもたらし、利益成長につながった可能性を裏付ける。

一人当たり売上高や一人当たり営業利益といった労働生産性の指標も改善しており、従業員数の緩やかな増加と併せて、組織の効率性向上が進展したと考えられる。特に一人当たり営業利益は基準年比で約1.9倍となり、承継後の経営体制が労働生産性を意識した経営を展開したことがうかがえる。

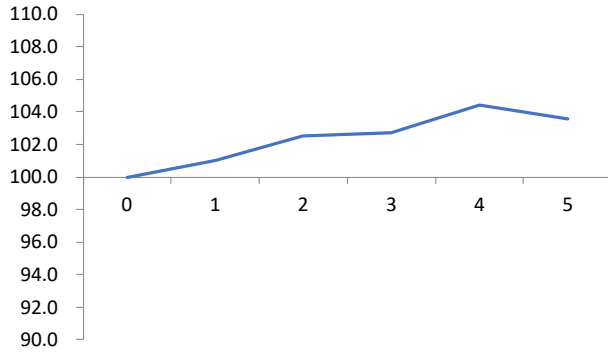
総じて、相続型の事業承継では初期段階で収益面に調整コストが発生する一方、時間の経過とともに財務基盤が強化され、収益性・効率性の両面で改善が進む傾向が確認された。すなわち、事業承継税制が相続を通じて企業の成長と安定化を支える役割を果たしていると評価できる。

※営業利益の増加率、経常利益の増加率、当期純利益の増加率、純資産、一人当たり営業利益の増加率に関しては、黒字企業のみを対象として分析をしている。

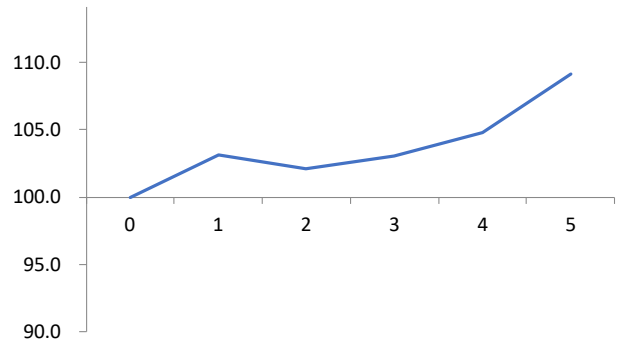
【相続各種指標のグラフ】

1. 企業規模

従業員の増加率平均

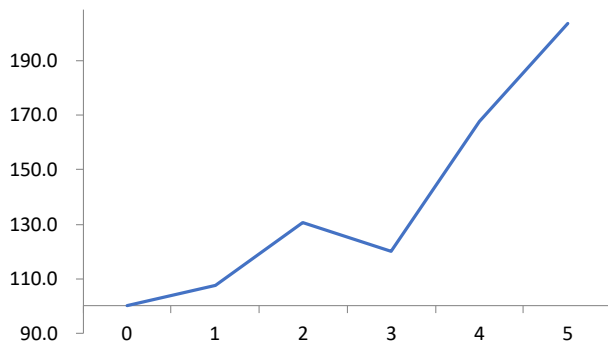


売上高の増加率平均

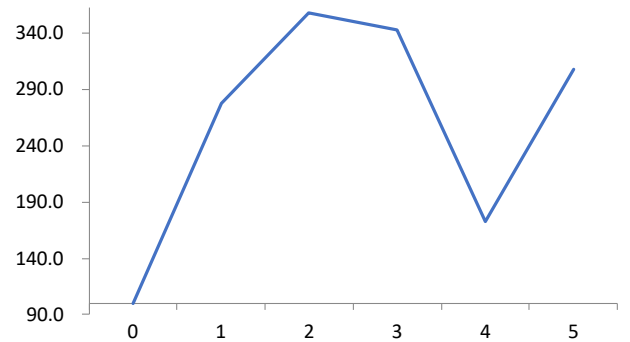


2. 収益性

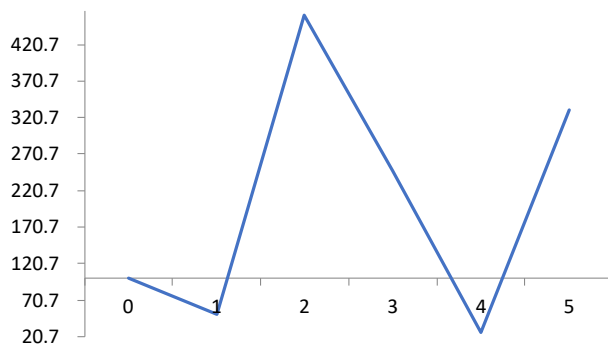
営業利益の増加率平均



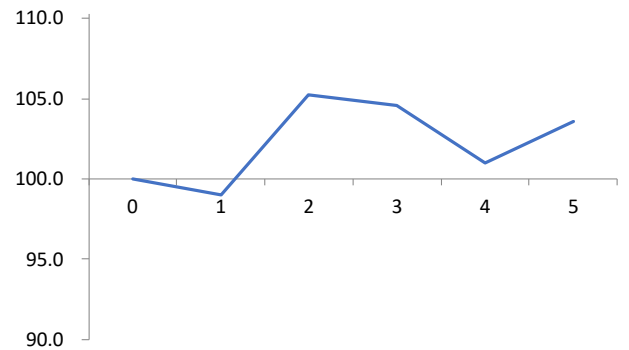
経常利益の増加率平均



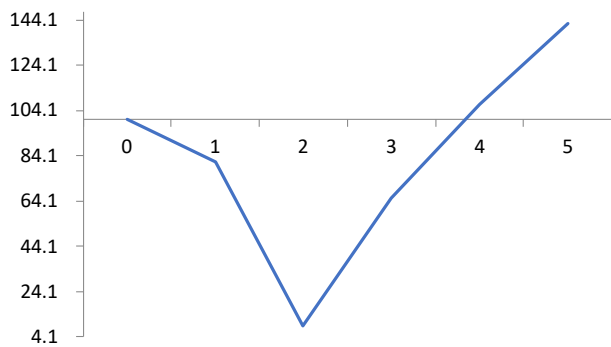
当期純利益の増加率平均



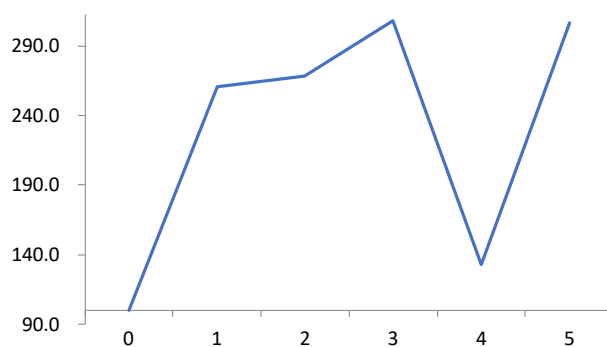
売上高総利益率の増加率平均



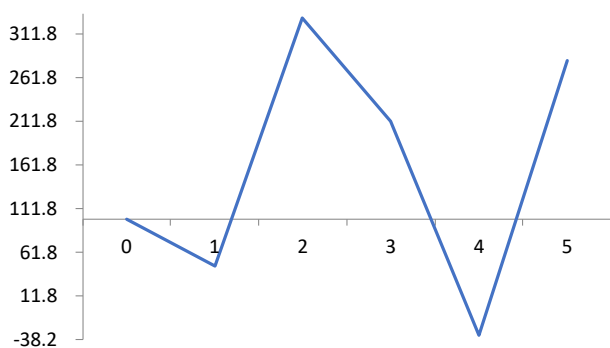
売上高営業利益率の増加率平均



売上高経常利益率の増加率平均

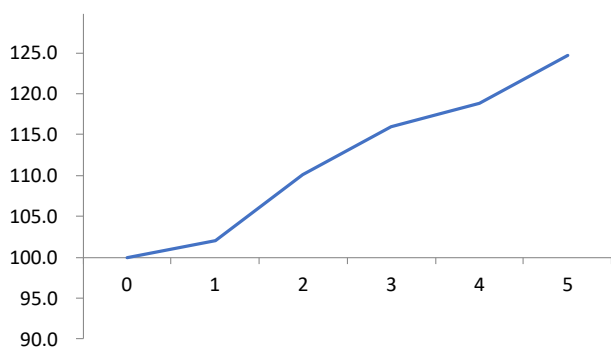


当期純利益率の増加率平均

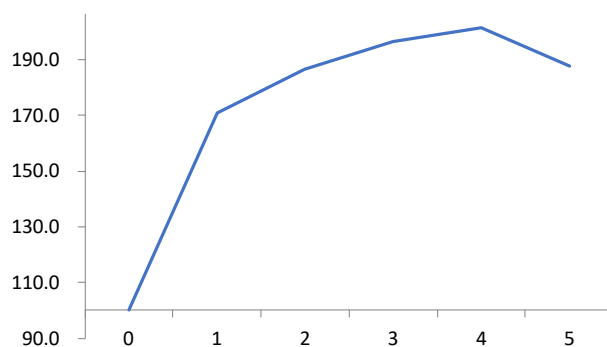


3. 財務健全性

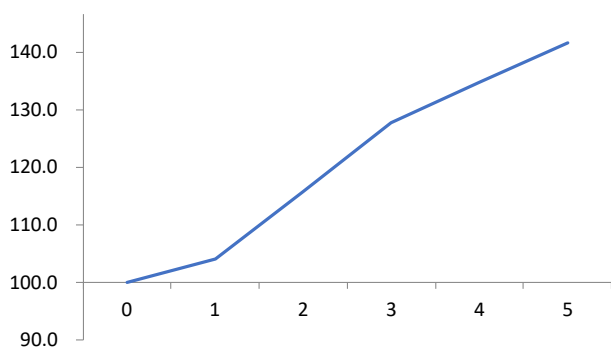
総資産の増加率平均



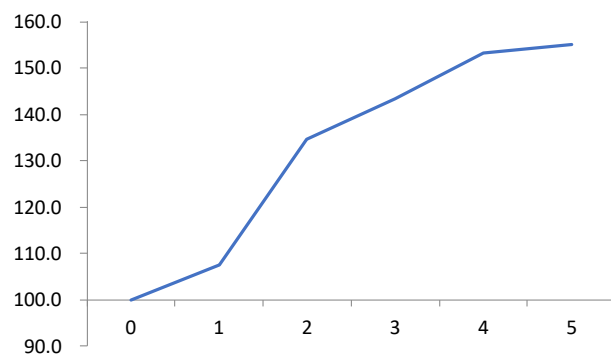
有利子負債総額の増加率平均



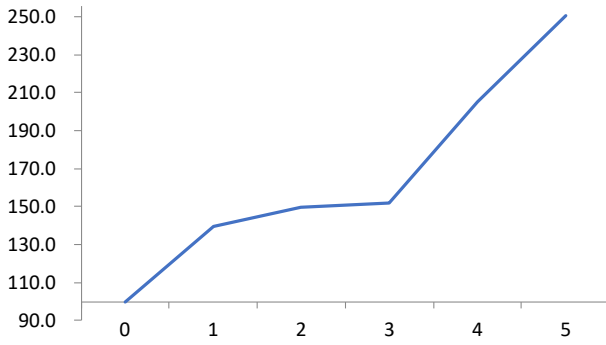
固定資産の増加率平均



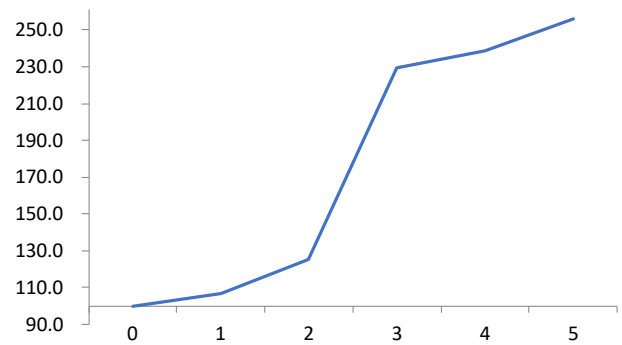
有形固定資産の増加率平均



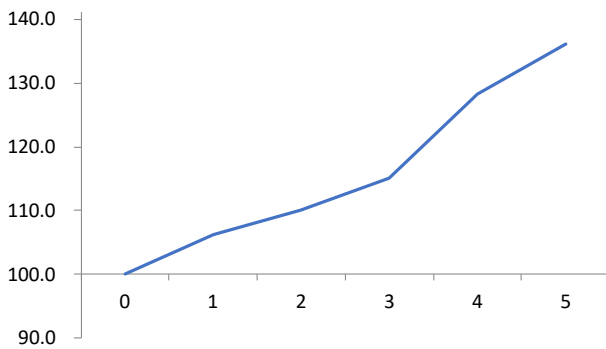
無形固定資産の増加率平均



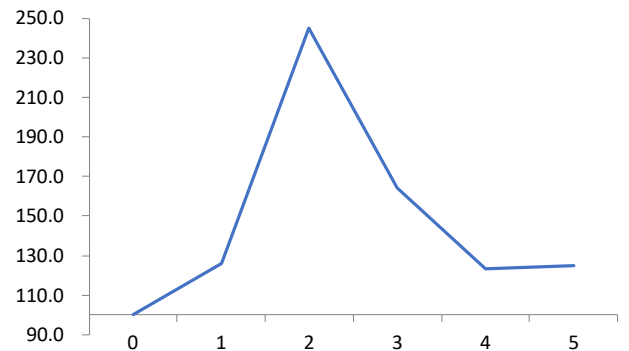
投資その他の資産の増加率平均



純資産の増加率平均

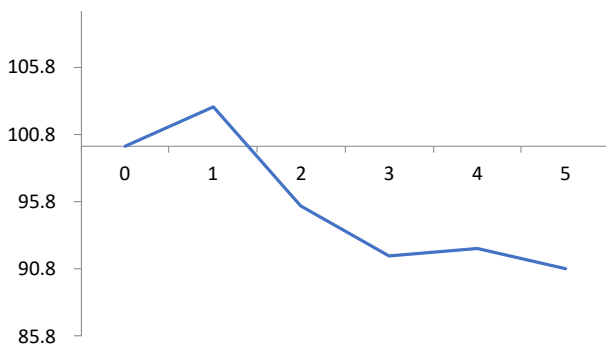


減価償却実施額の増加率平均

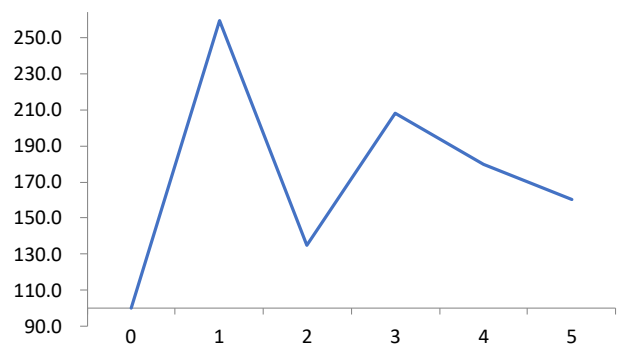


4. 効率性

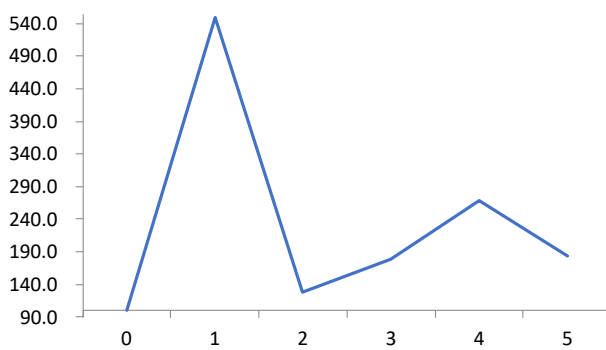
総資本回転率の増加率平均



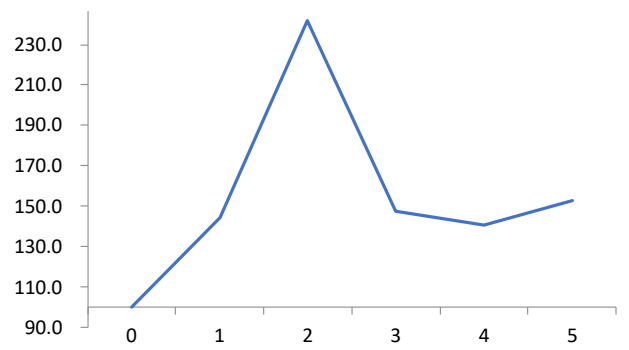
売上債権回転率の増加率平均



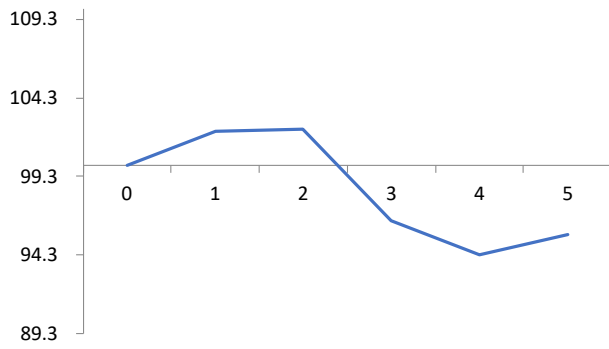
棚卸資産回転率の増加率平均



仕入債務回転率の増加率平均

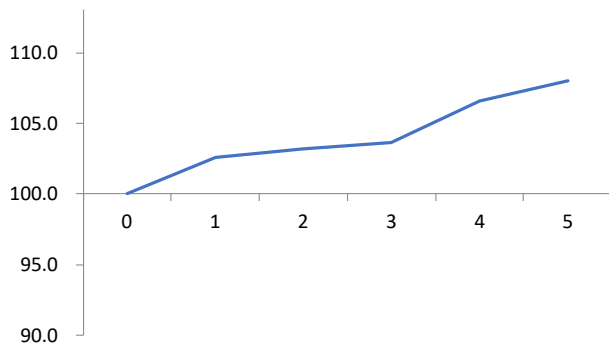


固定資産回転率の増加率平均

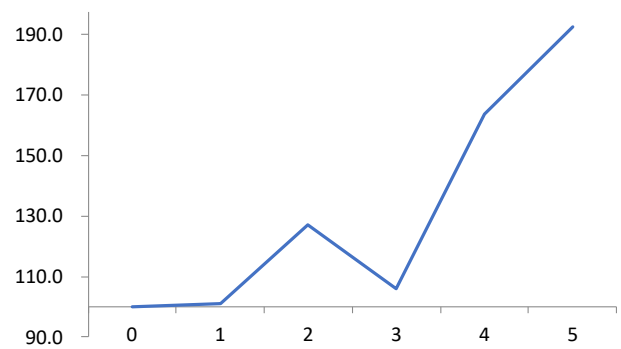


5. 生産性

一人当たり売上高の増加率平均



一人当たり営業利益の増加率平均



(2) 贈与に関わる事業承継税制の効果測定

本分析では、贈与による承継を対象に、基準年（＝100.0）を制度開始年度として、その後5年間の財務指標推移を検証した。

贈与による事業承継税制の利用効果をみると、売上高は基準年から5年後にかけて約21%増加しており、相続に比べてより高い成長を実現している。承継初期から売上は着実に拡大し、一貫して増加傾向を示した。このことは、贈与による承継が比較的スムーズに行われ、経営の安定性を損なうことなく成長軌道に乗ったことを意味する。

営業利益や経常利益も高水準の伸びを示し、営業利益は最終的に基準年比で約2.5倍、経常利益は約2.3倍となった。これにより、贈与承継が経営効率を高める方向で作用していることが確認される。純利益の推移はさらに顕著であり、基準年比で最終的に5倍を超える水準に達している。これは相続と比較しても大幅な増加であり、贈与による承継が利益成長を強く後押ししたことを示唆する。特に初期から高い利益水準を維持しており、税制優遇による納税負担の軽減が資金余力を生み、その分を成長投資や利益確保に振り向けられたと考えられる。こうしたことから、贈与承継では承継初期から資金余力を確保しつつ、成長戦略を積極的に展開することで利益拡大を実現したことが分かる。

財務面では、総資産は5年間で約30%増加し、固定資産も約47%増加している。有形固定資産の伸びも顕著であり、積極的な設備投資や成長戦略が展開されたことが分かる。一方、有利子負債は5年後に5倍以上へ急増しており、相続承継に比べて資金調達依存度が高い傾向が確認される。これは成長投資の積極性の裏返しであるが、財務リスク管理の観点では注意を要する。資産回転率では、棚卸資産回転率や仕入債務回転率の大幅な改善がみられ、資金効率の改善が進展している。

さらに、一人当たり売上高や一人当たり営業利益といった労働生産性の指標も大きく改善し、特に一人当たり営業利益は基準年比で約2.4倍に達した。従業員数の増加は緩やかであるが、生産性の向上により利益成長が確保された点は顕著である。

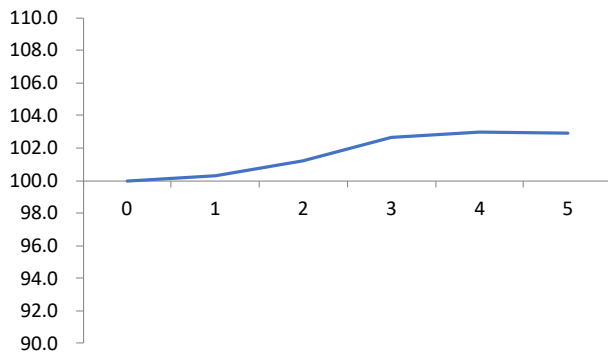
総じて、贈与型の事業承継では相続型に比べ、より積極的な成長戦略が展開され、利益と生産性の両面で顕著な成果をあげている。したがって、贈与承継は税制の効果を最大限に活用し、短期的かつ長期的な企業成長を実現する有効な手段であると結論づけられる。

※営業利益の増加率、経常利益の増加率、当期純利益の増加率、純資産、一人当たり営業利益の増加率に関しては、黒字企業のみを対象として分析をしている。

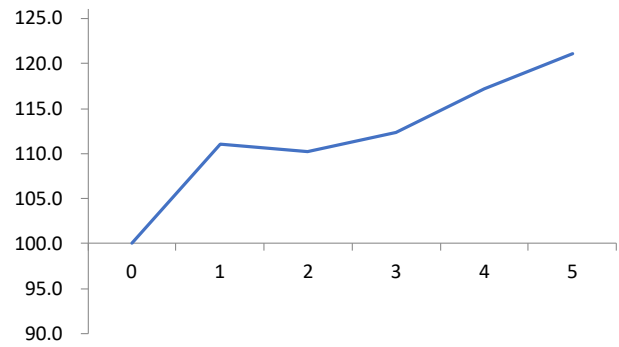
【贈与各種指標のグラフ】

1. 企業規模

従業員の増加率平均

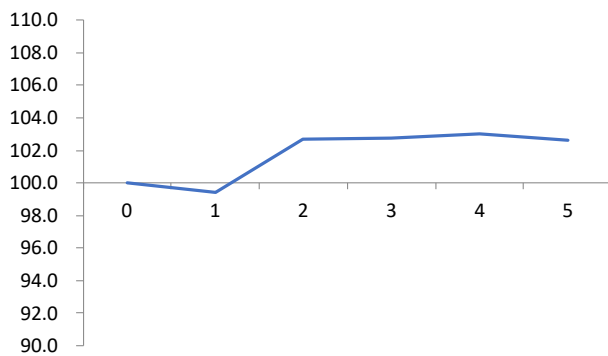


売上高の増加率平均

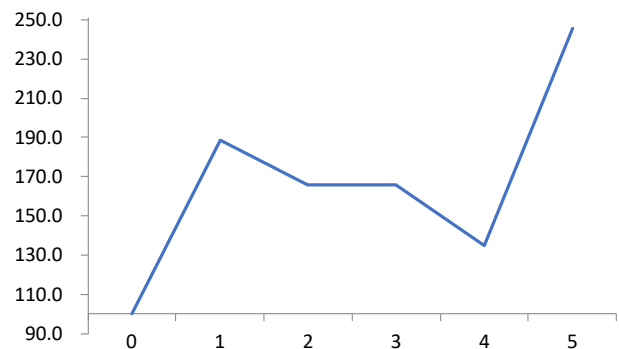


2. 収益性

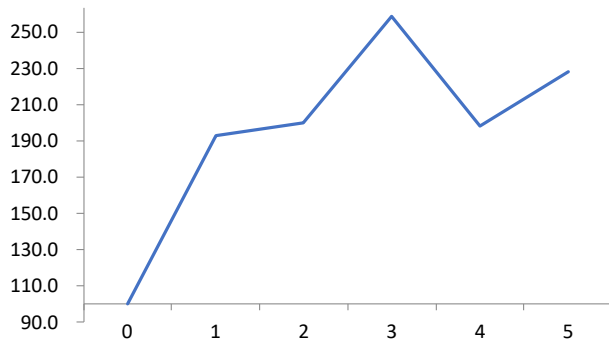
売上高総利益率の増加率平均



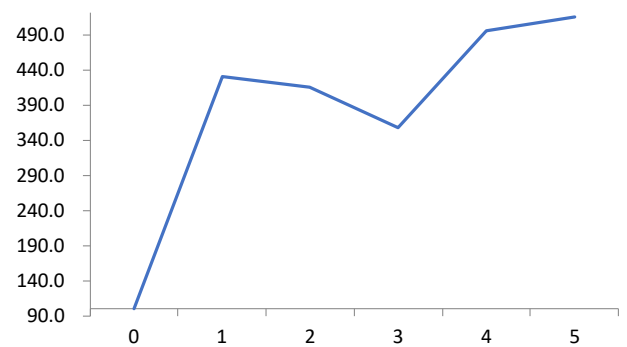
営業利益の増加率平均



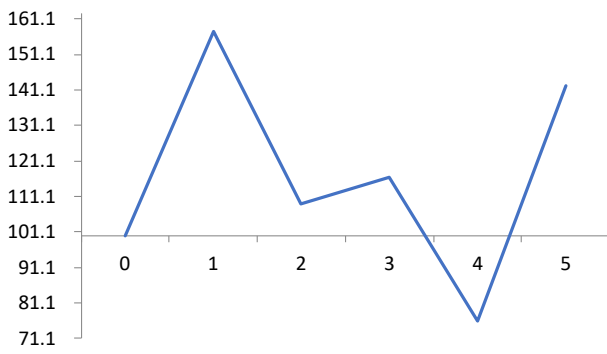
経常利益の増加率平均



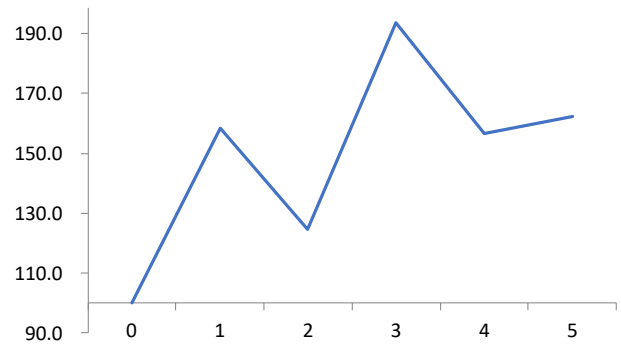
当期純利益の増加率平均



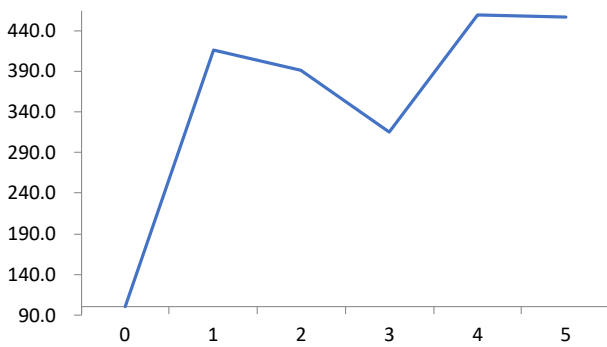
売上高営業利益率の増加率平均



売上高経常利益率の増加率平均

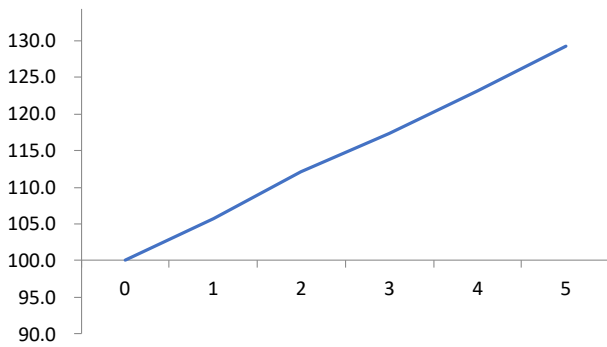


当期純利益率の増加率平均

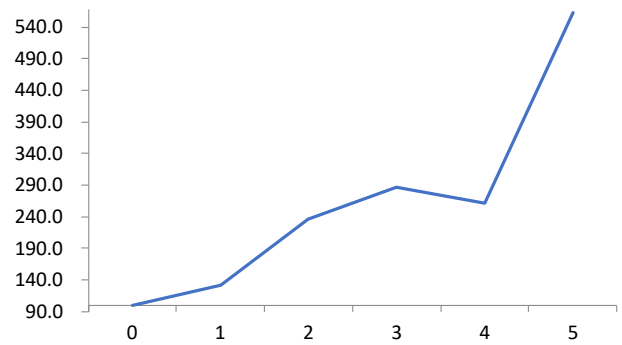


3. 財務健全性

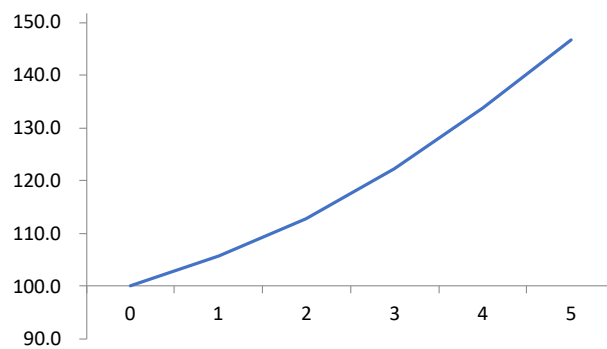
総資産の増加率平均



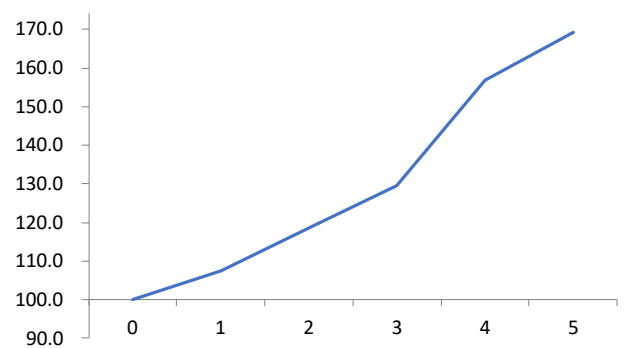
有利子負債総額の増加率平均



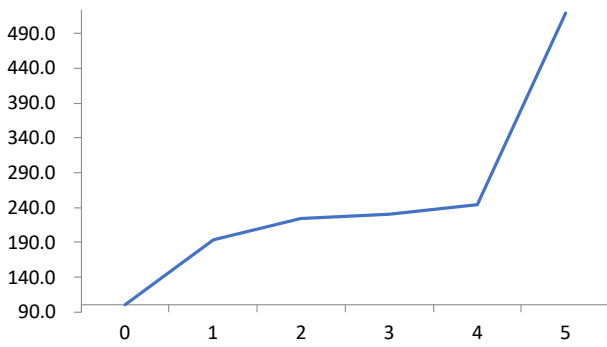
固定資産の増加率平均



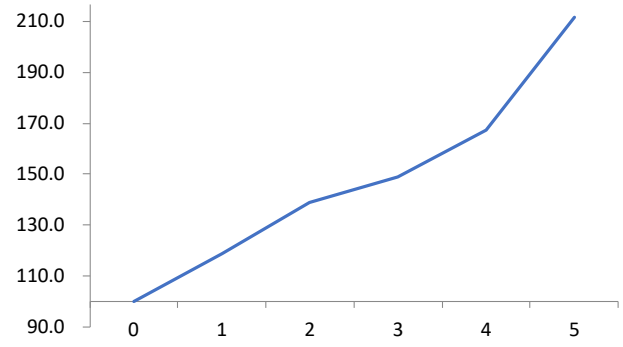
有形固定資産の増加率平均



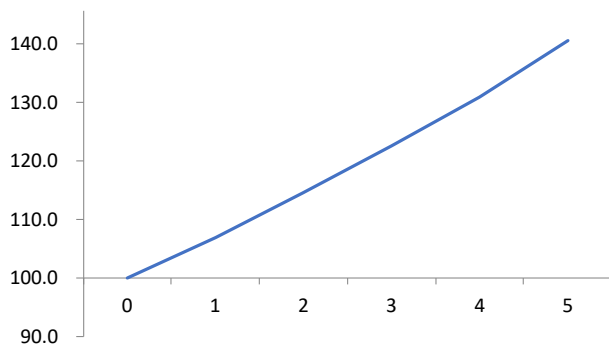
無形固定資産の増加率平均



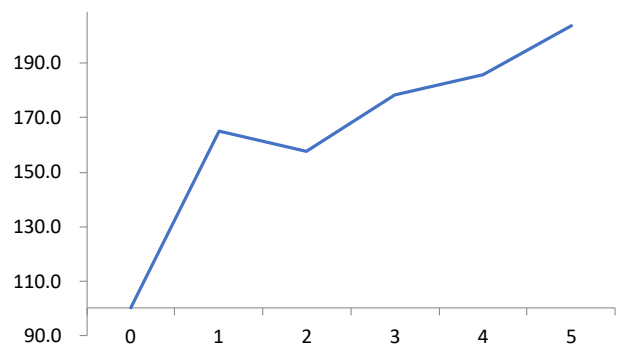
投資その他の資産の増加率平均



純資産の増加率平均

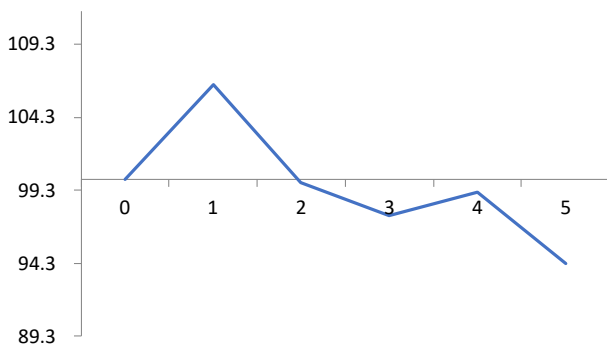


減価償却実施額の増加率平均

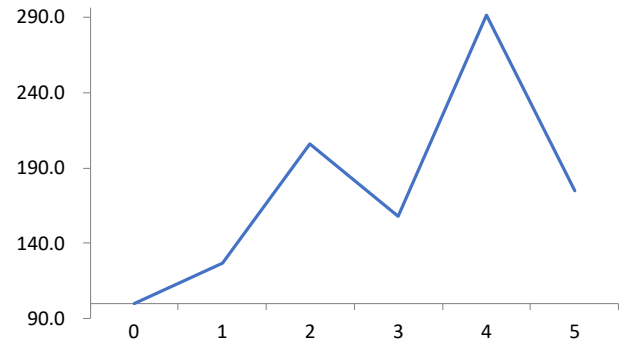


4. 効率性

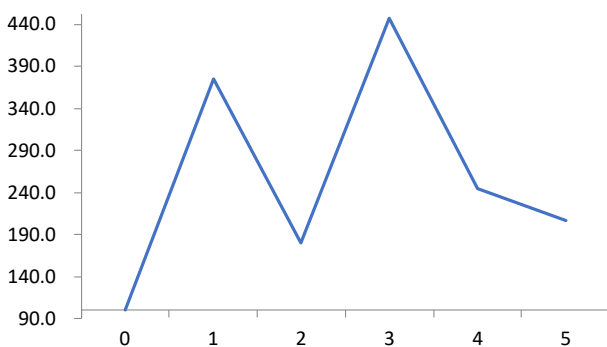
総資本回転率の増加率平均



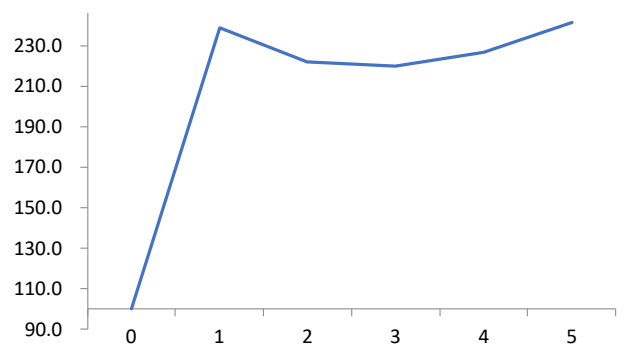
売上債権回転率の増加率平均



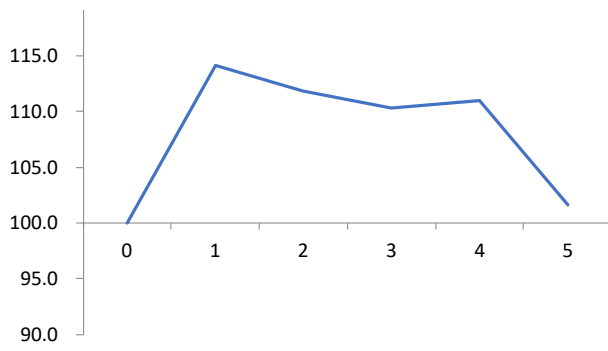
棚卸資産回転率の増加率平均



仕入債務回転率の増加率平均

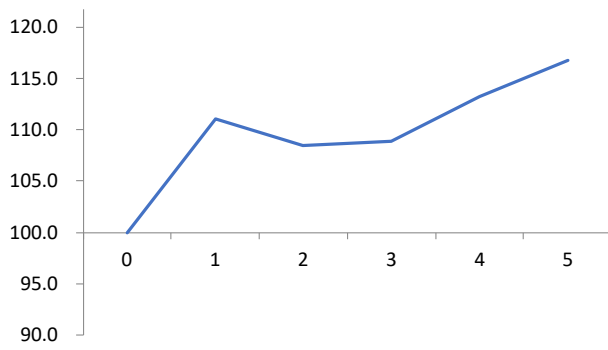


固定資産回転率の増加率平均

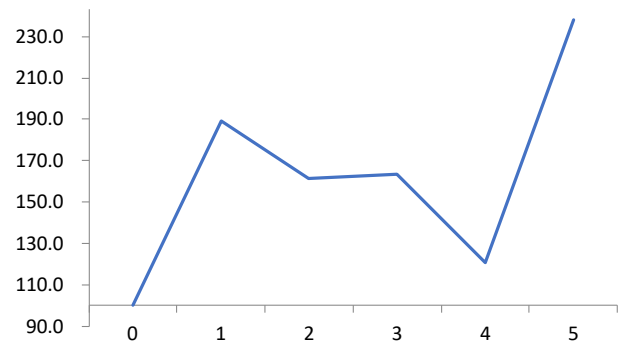


5. 生産性

一人当たり売上高の増加率平均



一人当たり営業利益の増加率平均



2-2. 事業承継税制の利用企業及び未利用企業における主要財務指標の比較分析

(1) 相続に関わる事業承継税制の効果測定

相続に関わる事業承継税制の利用企業と未利用企業の財務指標を比較した結果、両者の間には構造的かつ持続的な違いが存在することが確認された。分析対象は基準年（制度開始年）から5年間の連続データであり、IQR法によって外れ値を除去した年次平均値を用いている。これにより、中小企業に特有の極端な値の影響を排除し、実態に即した比較が可能となっている。また、事業承継税制の利用企業と未利用企業の財務的な違いは、収益性、財務健全性、効率性、生産性の面から分析した。この分析では、特に事業承継税制が企業の財務健全性に与える影響を明らかにする。

収益面をみると、売上高総利益率は利用企業よりも未利用企業の方が高い水準にあるものの、売上高営業利益率や売上高経常利益率、当期純利益率、総資本営業利益率、EBITDA マージンなど多くの収益性指標は利用企業が未利用企業を大きく上回っている。

特に売上高営業利益率、当期純利益率及び EBITDA マージンに関しては、未利用企業ではマイナス計上が見られるのに対し、利用企業では安定的に黒字を確保しており、本業収支に関しては安定した収益を確保している。

財務健全性については、未利用企業においては固定比率が100%超となっている年が多いのに対し、利用企業では概ね60%前後で推移している。固定長期適合率をみると概ね50%台で推移しており、未利用企業と利用企業の間で大きな差異はなく、固定資産への資金負担は長期資金である程度の手当てができています。

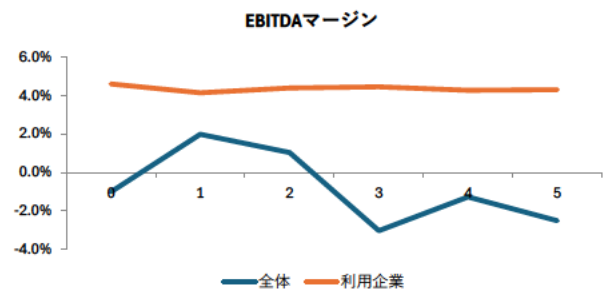
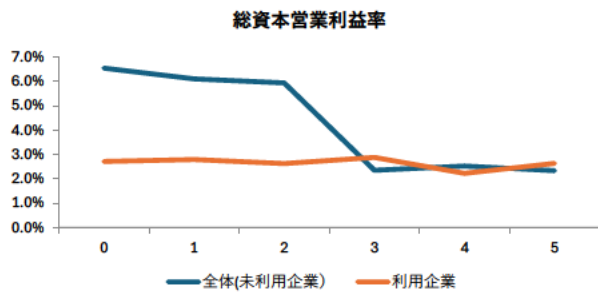
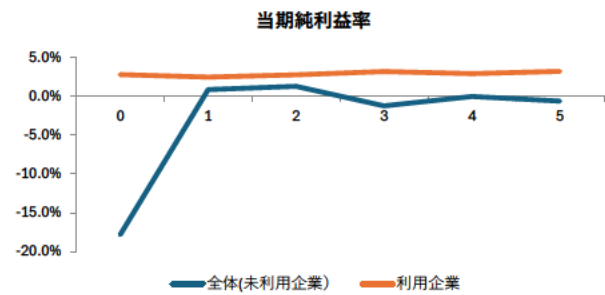
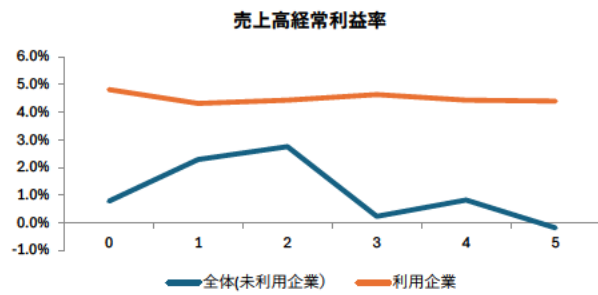
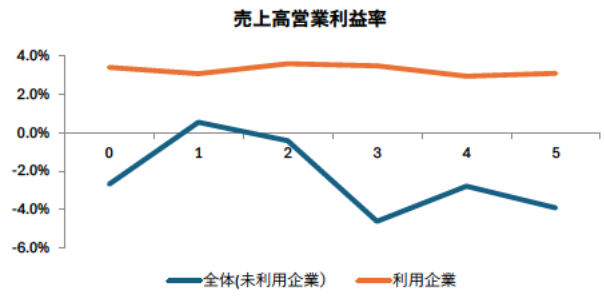
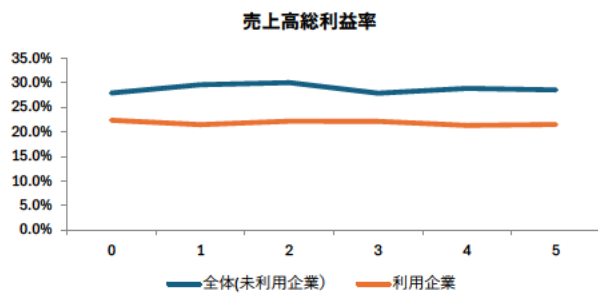
しかしながら、有利子負債構成比率をみると未利用企業が概ね50%~60%程度で推移しているのに対し、利用企業は20%未満で推移している。一方、自己資本比率は未利用企業が20%未満で推移し、5年目には債務超過となっているのに対し、利用企業では60%台で推移している。こうした結果から、未利用企業では他人資本に大きく依存した資金調達を行っており、利用企業と未利用企業では、財務健全性に大きな開きが見られる。

効率性をみると、営業資本回転期間及び総資産回転率ともに、未利用企業の方が利用企業よりも高い水準にあり、事業承継税制の利用が、企業の効率性を高めているとはいえない状況にある。

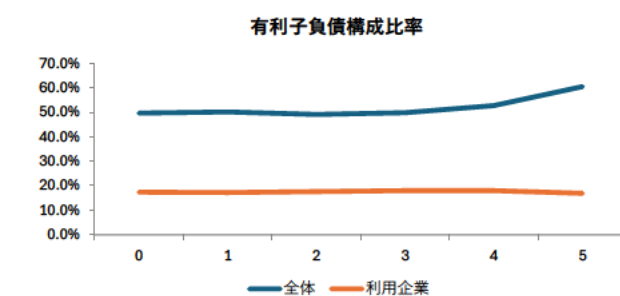
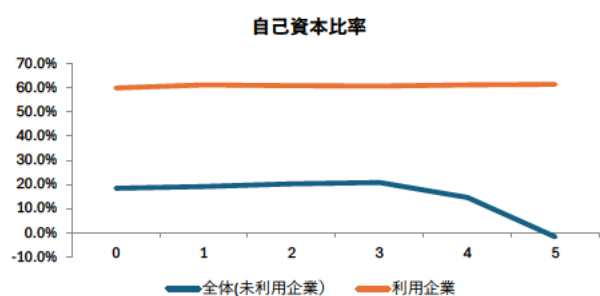
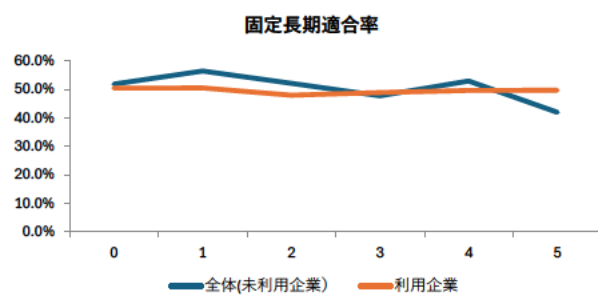
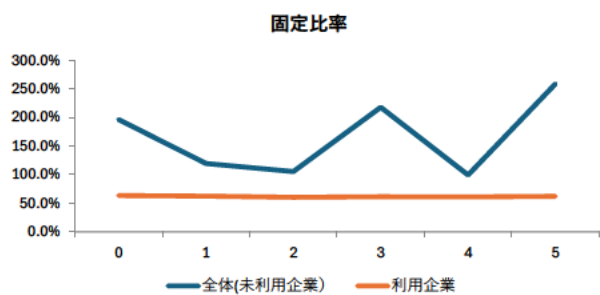
生産性に関しては、一人当たり売上高及び一人当たり営業利益ともに未利用企業の方が利用企業よりも高い水準にあり、未利用企業の方が資産を活用し売上等を確保している様子がうかがえる。しかし、これまで見てきたように収益性や財務健全性をみると、未利用企業では一定規模以上の売上計上が、必ずしも収益の確保につながっていない状況がうかがわれる。対して、利用企業は、事業規模は未利用企業よりも劣るものの、収益を確保しており、最終的には財務の健全性を高める結果になっていると考えられる。

【相続各種指標のグラフ】

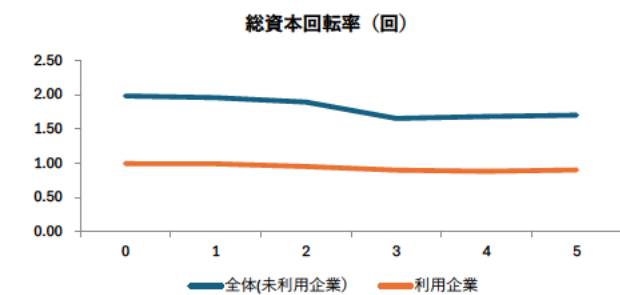
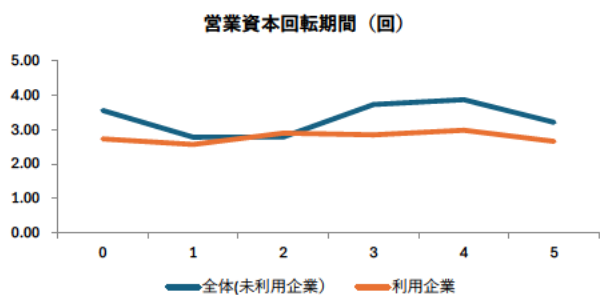
1. 収益性



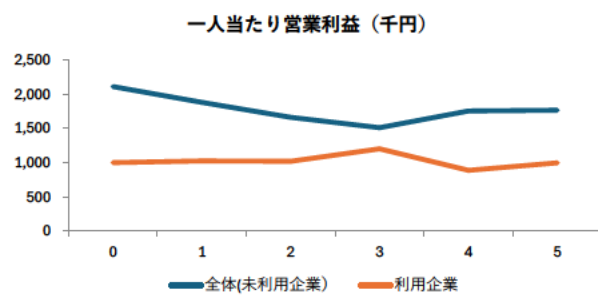
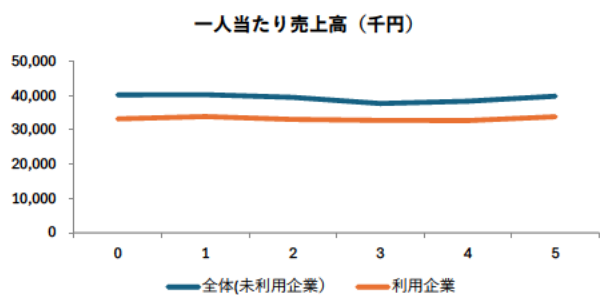
2. 財務健全性



3. 効率性



4. 生産性



(2) 贈与に関わる事業承継税制の効果測定

贈与に関わる事業承継税制の利用企業と未利用企業の財務指標を比較した結果、両者の間には構造的かつ持続的な違いが存在することが確認された。分析対象は基準年（制度開始年）から5年間の連続データであり、IQR法によって外れ値を除去した年次平均値を用いている。これにより、中小企業に特有の極端な値の影響を排除し、実態に即した比較が可能となっている。また、事業承継税制の利用企業と未利用企業の財務的な違いは、収益性、財務健全性、効率性、生産性の面から分析した。この分析では、特に事業承継税制が企業の財務健全性に与える影響を明らかにする。

収益面をみると、売上高総利益率は利用企業よりも未利用企業の方が高い水準にあるものの、売上高営業利益率や売上高経常利益率、当期純利益率、総資本営業利益率、EBITDA マージンなど多くの収益性指標は利用企業が未利用企業を大きく上回っている。

特に売上高営業利益率、当期純利益率及び EBITDA マージンに関しては、未利用企業ではマイナス計上が散見されるのに対し、利用企業では安定的に黒字を確保しており、本業収支に関しては安定した収益を確保している。

財務健全性については、未利用企業においては固定比率が100%超となっている年が多いのに対し、利用企業では概ね60%前後で推移している。固定長期適合率をみると概ね50%台で推移しており、未利用企業と利用企業の間で大きな差異はなく、固定資産への資金負担は長期資金である程度の手当てができています。

しかしながら、有利子負債構成比率をみると未利用企業が概ね50%~60%程度で推移しているのに対し、利用企業は20%未満で推移している。一方、自己資本比率は未利用企業が20%未満で推移し5年目には債務超過となっているのに対し、利用企業では60%台で推移している。こうした結果から、未利用企業では他人資本に大きく依存した資金調達を行っており、利用企業と未利用企業では、財務健全性に大きな開きが見られる。

効率性をみると、営業資本回転期間及び総資産回転率ともに、未利用企業の方が利用企業よりも高い水準にあり、事業承継税制の利用が、企業の効率性を高めているとはいえない状況にある。

生産性に関しては、一人当たり売上高及び一人当たり営業利益ともに未利用企業の方が利用企業よりも高い水準にあり、未利用企業の方が資産を活用し売上等を確保している様子がうかがえる。しかし、これまで見てきたように収益性や財務健全性をみると、未利用企業では一定規模以上の売上計上が、必ずしも収益の確保につながっていない状況がうかがわれる。対して、利用企業は、事業規模は未利用企業よりも劣るものの、収益を確保しており、最終的には財務の健全性を高める結果になっていると考えられる。

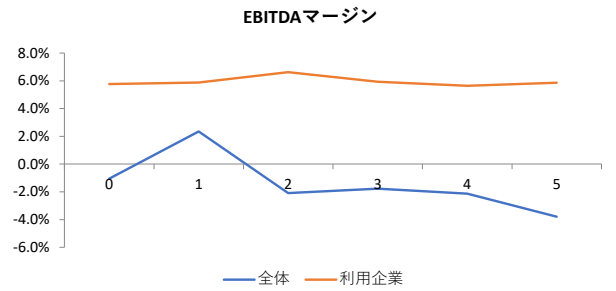
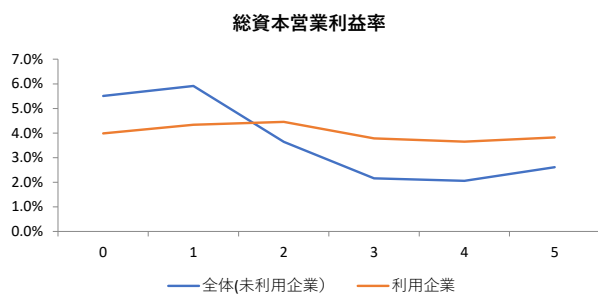
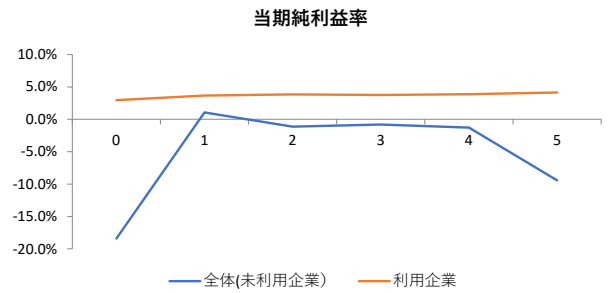
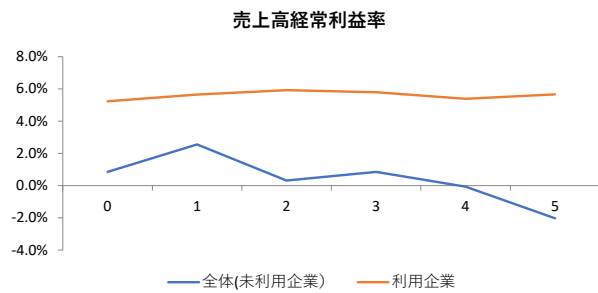
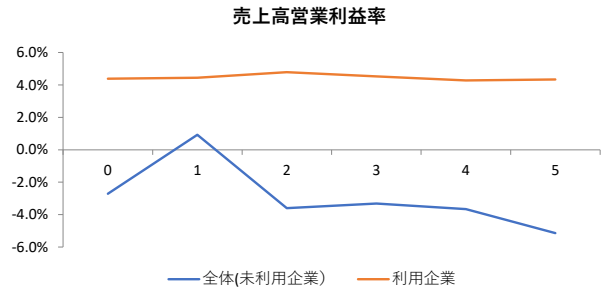
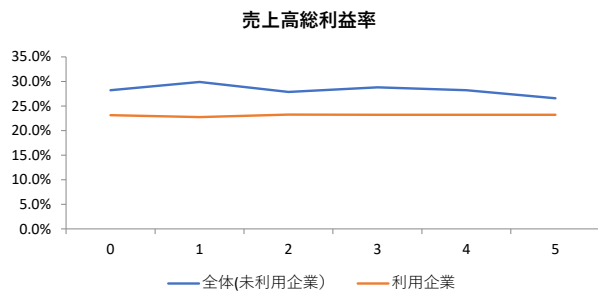
総じて、相続及び贈与ともに同様の結果であり、生産性や効率性の面で課題は残すものの、収益性・財務健全性の面では未利用企業を大幅に上回る傾向がみられた。特に財務健全性では明確な差異が確認された。

これは制度の活用によって、経営の持続可能性が高まり、後継者による経営改善が促進された結果と考えられ、制度利用の有無が企業の経営指標に与える影響は大きいものと思われる。

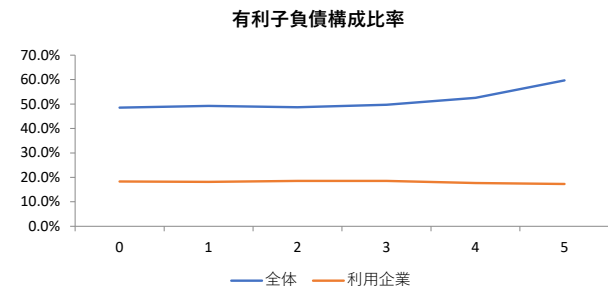
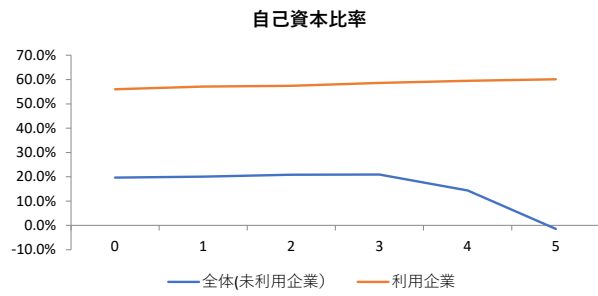
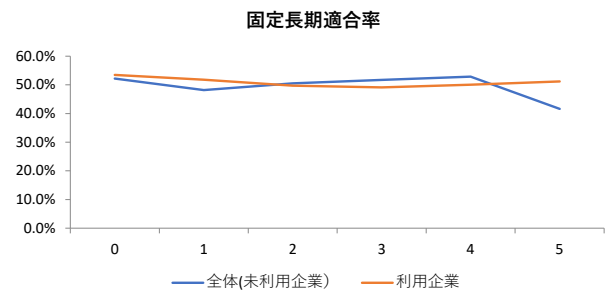
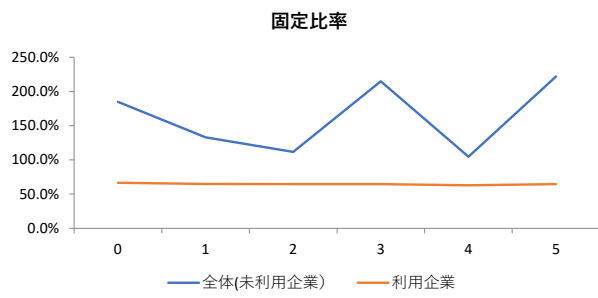
ただし、個別企業の事業の評価は、事業承継税制の利用の有無だけではなく、事業サイクル、投資状況、業種特性などを複合した経営判断として現れることから、承継税制の評価は承継計画・投資計画・ガバナンス改善と併せた個別評価が必要であると考えられる。

【贈与各種指標のグラフ】

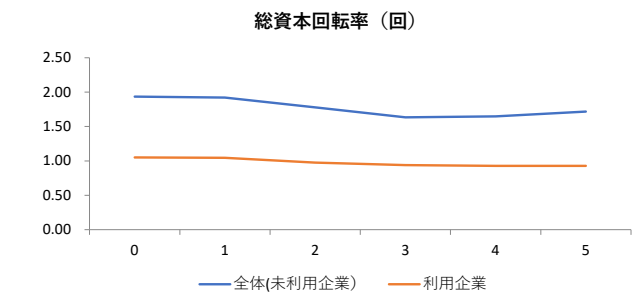
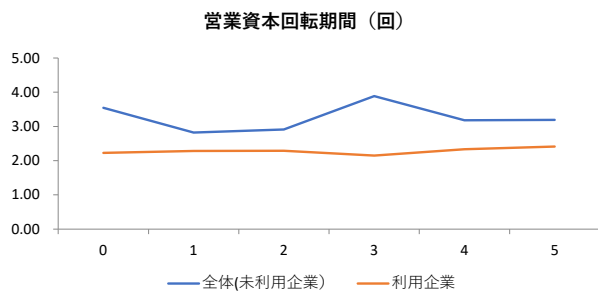
1. 収益性



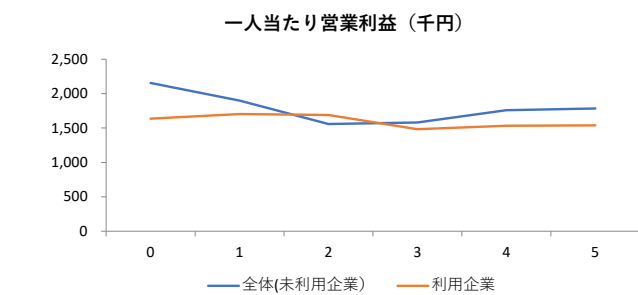
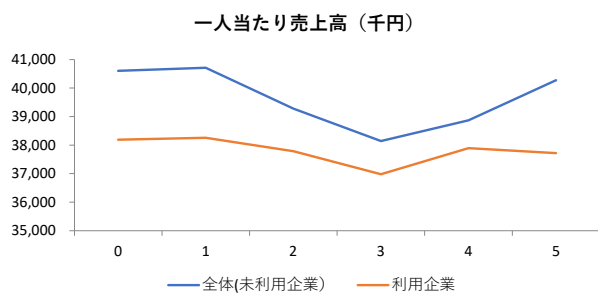
2. 財務健全性



3. 効率性



4. 生産性



IV. 諸外国における事業承継

1. アメリカにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ アメリカにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

個人の死亡に伴う財産移転に対して連邦遺産税（Estate Tax）が課され、生前に行われる一定の財産の無償移転に対して連邦贈与税（Gift Tax）が課される。

両税は単一の法体系の下で統合的に運用されており、遺産税と贈与税で共通の免除枠（生涯適用除外額）と税率構造を共有する仕組みとなっている。

ある個人について、生前の大きな贈与によって非課税枠を使い切れれば死亡時に課される遺産税の非課税限度が減少するよう一体化されており、これにより生前贈与による課税逃れができない設計になっている。

課税方式としては各相続財産全体に対する遺産課税方式が採用されており、遺産総額（被相続人の死亡時に被相続人が有する全財産の価額合計）から所定の控除を差し引いた課税遺産に対して遺産税が課される。遺産税の納税義務者は被相続人の遺産そのものであり、相続人ではない点で、アメリカの連邦税は「遺産税（Estate Tax）」に分類される。

なお、連邦法では相続人に課税する「相続税」は存在しない。

課税対象となる財産の範囲は、被相続人（または贈与者）が米国市民または米国居住者の場合、その全世界に所在する資産となる。

- 連邦内国歳入法：Internal Revenue Code

➤ 相続税及び贈与税の目的

大規模な富の無税世代間移転を防止し、富の集中を緩和するとともに、富裕層から適切な税収を確保する。所得税では課税されない含み益に対しても課税し、租税回避の裏づけとする役割を果たすことが期待されている。富裕層の保有資産には生前に譲渡や利益化が行われず未課税のまま蓄積された含み益が多く含まれるが、遺産税の導入によりそうした含み益を次世代に無税で承継させないようにし、所得税の補完として機能させる意図がある。

➤ アメリカにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.1%：2023 年

➤ 最高税率

- 40%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1916年
歳入法(Revenue Act of 1916)によって初めて恒久的な制度が導入された。
- 1976年
税制改革法(Tax Reform Act of 1976)が成立した。
同法では遺産税と贈与税の課税体系が改定され、生涯統一税制 (Unified Transfer Tax System) の考え方が導入された。
- 1981年
エコノミック・リカバリー税制 (ERTA 1981) の成立により、遺産税の負担軽減策が講じられた。
同法ではそれまで最高 70%であった遺産税・贈与税の最高税率を 50%まで引き下げるとともに、配偶者控除の大幅拡充が行われた。
- 2001年
ブッシュ政権下で成立した減税策 (経済成長・税和解法, EGTRRA 2001) により、2002 年以降遺産税の段階的な減税・廃止が決定した。
同法では 2002 年から 2009 年にかけて遺産税・贈与税の基礎控除額を US\$600,000 から US\$3,500,000 まで引き上げ、最高税率も 55%から 45%へと引き下げた。
- 2010年
減税延長法(TRUIRJCA 2010)により、2011 年以降の遺産税制度が新たに定められた。
基礎控除額を US\$5,000,000、最高税率を 35%とする減税型の恒久措置が導入された。
ポータビリティ (適用除外額の再利用) 制度が導入され、配偶者の一方が遺産税基礎控除枠を使い切らずに死亡した場合、その未使用枠を生存配偶者が自分の基礎控除に加算して利用できるように整備された。
- 2017年
トランプ政権下で成立したタックス・カット・アンド・ジョブズ法 (TCJA 2017) は遺産税・贈与税の適用除外額を引き上げる改正を行った。
具体的には基礎控除額が 2018 年以降 US\$11,180,000 に拡大された。

➤ 課税方式

累進構造を採っているが、基礎控除額が高額なため大多数の課税遺産では実質的に最高税率 40%のみが適用される。

課税額の計算にあたっては、生前に行われた課税贈与額を累積課税ベース (生前贈与も含めた累積移転額) に加算し、これに所定の累進税率を適用して算出した税額から、既に支払った贈与税額を控除する形で遺産税額を算定する。

この累積課税により、死亡直前の大量贈与による課税回避が防止されている。

➤ 課税資産の評価方法

課税財産の評価は、被相続人死亡時点（贈与税の場合は贈与時点）における公正時価に基づいて行われる。

「仮装売買を想定した市場価値」が評価基準となり、遺産の管理人は遺産内の各資産について時価評価額を申告する義務を負う。

- 上場株式など市場価格の明確な資産
死亡日（又はその前後日平均）の終値に基づく評価額を IRS（内国歳入庁）が公示しており、その価格を用いて申告する。
死亡後に相場変動が大きく、遺産評価額が過大となった場合の救済措置として、死亡後 6 か月時点の価格で再評価する代替評価日（Alternate Valuation Date）の制度も設けられている。
- 非上場株式等の評価
被相続人が企業のオーナーであった場合、その非上場株式や持分は市場に流動性がないため、類似会社の株価倍率や事業利益などを参考に評価額を見積もる必要がある。
IRS 評価規則では「想定第三者間取引価格」に基づき、会社の純資産価値・過去の収益実績・将来のキャッシュフロー見込み・業種平均の株式評価倍率（PER 等）などを総合勘案して評価するよう求めている。その際、持株比率に応じた評価調整も認められており、経営支配権を伴わない少数株主の株式については流動性・支配力の欠如に対するディスカウント（評価減）が適用されることが多い。
一般に 20～40%程度の評価減が裁判例で認められたケースもあり、専門家による緻密な評価と折衝が必要となる。
ただし、租税回避的な過度のディスカウント適用を防ぐため、身内だけで形成したファミリー会社やパートナーシップの持分評価については税法特例により一定の制限が設けられている。
なお、事業用資産について遺産税軽減措置が適用される場合には、評価額自体を大幅に引き下げることが可能である。
- 現金・預貯金・債権債務の評価
現金・預貯金は額面金額により評価する

➤ 税率構造と控除

以下のような控除が設けられている。

- 基礎控除
連邦税における遺産・贈与の生涯非課税枠が US\$12,920,000 に設定されている。
この額までの累積贈与・遺産については課税されず、超過部分にのみ 40%の税率が課せられる仕組みである。
- 年間贈与控除
生涯枠とは別に、一定額以下の小口贈与については贈与税の課税対象から除外される年間贈与税控除（annual gift tax exclusion）が設けられている。
贈与者 1 人あたり年間 US\$17,000 までの贈与は受贈者ごとに非課税（同一贈与者から複数受贈者への各\$17,000 までの贈与が非課税）となる。
- 配偶者控除とその他の控除

被相続人から配偶者への遺産については、全額が非課税となる。

これは生前贈与についても同様で、配偶者間の財産移転には贈与税が課されない扱いとなる。

- ポータビリティ

2010年改正により夫婦間で基礎控除の未使用枠を引き継げるポータビリティ制度が導入されている。これにより、一方配偶者が適用除外額を残したまま死亡した場合、遺族である配偶者は自らの遺産税申告でその残余枠加算することができる。

課税額の計算にあたっては、生前に行われた課税贈与の価額も加算した累積課税ベースに対し定められた累進税率を適用し、そこから既に支払った贈与税額を控除して遺産税額を算出する仕組みである。

累進課税率

課税対象額（超過部分）	税率	税額の計算式
\$0 ~ \$10,000	18%	\$0 + 18% × 超過額
\$10,001 ~ \$20,000	20%	\$1,800 + 20% × (\$20,000 超過額)
\$20,001 ~ \$40,000	22%	\$3,800 + 22% × (\$40,000 超過額)
\$40,001 ~ \$60,000	24%	\$8,200 + 24% × (\$60,000 超過額)
\$60,001 ~ \$80,000	26%	\$13,000 + 26% × (\$80,000 超過額)
\$80,001 ~ \$100,000	28%	\$18,200 + 28% × (\$100,000 超過額)
\$100,001 ~ \$150,000	30%	\$23,800 + 30% × (\$150,000 超過額)
\$150,001 ~ \$250,000	32%	\$38,800 + 32% × (\$250,000 超過額)
\$250,001 ~ \$500,000	34%	\$70,800 + 34% × (\$500,000 超過額)
\$500,001 ~ \$750,000	37%	\$155,800 + 37% × (\$750,000 超過額)
\$750,001 ~ \$1,000,000	39%	\$248,300 + 39% × (\$1,000,000 超過額)
\$1,000,001 以上	40%	\$345,800 + 40% × (超過額)

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

連邦遺産税には複数の事業承継支援策が存在する。

ただし純粋に税額自体をゼロに減免する仕組みは無く、あくまで「納税の繰延べ」や「評価額の一部減額」に留まる。

その背景には、近年の基礎控除額引上げによって大半の中小企業オーナーの遺産が非課税枠内に収まっている事情がある。

実際、家族経営の中小企業や農場で遺産税が課される事例は全米でもごくわずかとなっており、統計では遺産税納税者全体の中でも事業・農地を多く含むケースは極少数である。

このため、米国では限定的措置のみで概ね実務上対処可能と考えられている。

➤ 事業承継税制の目的

高額な遺産税が原因で中小企業が解体・売却される事態を避けるために、納税猶予や特例評価減などの救済策が設けられている。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1976 年
「Tax Reform Act of 1976（税制改革法）」により、事業継続の困難回避を目的とした以下の制度群が初めて導入された。
 - 連邦内国歳入法典第 6166
遺産税の 14 年間分割納付制度
 - 連邦内国歳入法典第 2032A
農地・事業用不動産の「特例使用価値評価」
 - GST 税（世代跳躍移転税）：相続税回避防止措置として同時導入
ただし制度設計に不備あり、1986 年再導入
- 1990 年
連邦内国歳入法典第 14 章第 2701 条から第 2704 条 が改定された。
家族経営企業での持分評価ディスカウントの乱用を制限した。
- 2010 年
ポータビリティ制度（配偶者間で基礎控除枠を繰越可能）が導入された。

➤ 課税方式・適用要件

中小企業や家族経営企業の事業承継に配慮した特別措置がいくつか導入されている。

- 遺産税の延納制度（Installment Payment of Estate Tax, 連邦内国歳入法典第 6166 条）
一定規模以上の事業資産を含む遺産については、遺産税の納付を最長 14 年（利息のみの据置期間 5 年を含む）まで分割・繰延べすることが認められる。
この制度は、事業を継続しながら生じた税負担を利益や配当から徐々に支払えるようにする措置であり、財務上の即時清算を回避して事業の継続性を確保する狙いがある。
適用要件としては、被相続人の遺産に占める企業の株式・持分の割合が 35%以上であること等が必要である。
適用時には一定の利子（延納適用額の一部について年 2%の軽減金利、それを超える部分についても市中金利より低い税務当局規定利率）が課されるが、事業継続の資金繰りを大きく改善できるため中小企業オーナーの相続に広く利用されている。
なお延納期間中に事業を譲渡・解散した場合には延納資格を喪失し、直ちに残税額を支払う義務が生じる。
- 特例使用価値による評価減（Special Use Valuation, 連邦内国歳入法典第 2032A 条）
農地や事業用不動産については市場価格ではなく事業継続価値で評価してよい特例であり、最大約 US\$1,390,000 の評価減効果がある。
これにより、事業に不可欠な土地を継承する際の課税ベースを抑え、納税額を減らすことで事業承継を円滑化する措置である。
適用には事業・農業を相続人が少なくとも 10 年間継続所有・従事する必要がある。
- 株式の特別買取り制度（Stock Redemption for Taxes, 連邦内国歳入法典第 303 条）
自社株式が遺産の過半を占める場合、相続人がその株式を会社買い取らせて納税資金を得ることがで

きる制度である。

通常、会社が自己株式を株主から買い取ると配当とみなされ株主に所得税課税されるが、一定要件の下で相続税・納税費用を賄うための株式買い取りについては資本取引（譲渡所得）と扱われる。

この特別扱いにより相続人は余分な所得税負担なく会社から資金を引き出して遺産税を納付できるため、会社売却や借入れを避けつつ納税を可能にする措置となっている。

適用には遺産に占める株式割合が 35%以上等の条件がある。

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

以下の株式評価の減額措置が行われる。

- 連邦内国歳入法典（Internal Revenue Code）第 2704 条
 - 譲渡される株式が企業の支配権を持たない少数株主のものである場合、その影響力の制限を反映して評価額が減額される。
 - 譲渡される株式が非公開企業のものであり、流動性が低い場合、その売却の困難さを反映して評価額が減額される。
 - 連邦内国歳入法典第 2032A
非上場株式等を含む事業用資産を、市場価格ではなく事業価値ベースで評価できる。

➤ 相続における株式移転の制度措置

株式移転の措置としては以下が挙げられる。

- 連邦内国歳入法典第 6166 条
自社株式が遺産の 35%以上占める場合、相続税の支払いを最大 14 年にわたり分割可能とする。
- 連邦内国歳入法典第 303 条
相続税支払いのために会社が相続人から自社株式を買い取る際、課税上資本取引扱いとされ、所得税負担を回避できる
- 連邦内国歳入法典第 2503 条
株式を生前贈与で後継者に分割移転できる。
年\$17,000/人までは非課税となり、生涯控除も併用可能となる。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

主要な租税回避防止策としては以下が挙げられる。

- 連邦内国歳入法典第 14 章
1990 年に導入された第 14 章は、家族間での事業資産の移転における評価の不正操作を防止するための特別評価規定を定めている。
 - 第 2701 条
親族間での企業持分の移転において、譲渡者が優先的な権利を保持し、受贈者が劣後的な権利を取得する場合、評価の不均衡を是正するための規定

- 第 2703 条
家族間での契約や制限（例：買戻し権や譲渡制限）が、評価額の引き下げを目的としている場合、それらの制限を無視して評価を行う規定
- 第 2704 条
投票権や清算権などの権利が、家族間での移転により消滅する場合、その消滅を評価に反映させない規定
- 連邦内国歳入法典第 6662 条
過少申告や過度な評価割引などの不正確な申告に対して、20%または 40%の過少申告加算税を課す規定
これにより、評価の不正操作を抑制し、適正な税負担を確保することが目的とされている。

➤ 事業承継税制の成果

アメリカの遺産税・贈与税制度は、「極めて富裕な層のみを対象とする税制」として一定の成果と限界が指摘される。

現行の高額な基礎控除によって課税対象者は大幅に絞り込まれており、全米の死亡者のうち遺産税の申告義務があるのは約 0.25%、実際に税納付が生じるのは 0.14%程度となっている。

2021 年において、申告件数は約 6,200 件、そのうち税額が発生した課税遺産は約 3,500 件となっている。

制度当初から一貫した「ごく一部の富裕層のみ課税」となっている。

ただし、課税対象者が少ないとはいえ、遺産税は最も富裕な層に集中して適用されているため、その意味では連邦税制の中でも最も累進的（超富裕層に偏った）な税と評される。

2. イギリスにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ イギリスにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

個人の死亡に伴う財産移転（遺産）及び一部の生前贈与に対して相続税が課される。

「相続税」と「贈与税」が分かれているのではなく、単一の相続税制度が遺産課税と一定の贈与課税を包含している。

課税対象は、被相続人（または贈与者）がイギリス居住の場合には全世界の財産であり、非居住の場合には英国所在資産に限定される。

課税方式は遺産課税方式であり、遺産全体に対して基礎控除額を超える部分に課税が行われる。

- 相続税法：Inheritance Tax：IHT

➤ 相続税及び贈与税の目的

富の移転に際して公平性を確保し、富の集中を緩和するとともに税収を確保することにある。

➤ イギリスにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.7%：2022 年

➤ 最高税率

- 40%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1694 年
遺言検認税（Probate Duty）が導入される。
これはイギリス最初期の遺産課税であり、遺言の検認時に個人資産に課税するものであった。
- 1975 年
労働党政権下で遺産税に代わり資本移転税（Capital Transfer Tax：CTT）が導入される。CTT では生前贈与も含め包括的に富の移転を課税対象とし、死亡時のみならず 10 年間の累積贈与も加算して課税する仕組みが採用された。
- 1986 年
保守党政権下で相続税（Inheritance Tax）が導入され、CTT から名称変更・制度整理が行われる。
基本的な構造は CTT を継承したが、累進構造の簡素化や一部減税が図られた。
- 1988 年
相続税の税率構造が単一税率 40%に簡素化される。
それ以前は遺産額に応じて 4 段階の税率区分があり最高税率は 60%であったが、1988 年の改正で一

律 40%課税に変更された。

- 2007 年
配偶者の基礎控除枠の引継ぎ制度が導入される。
これにより、先に死亡した配偶者・パートナーが基礎控除枠を使い切っていない場合、未使用分を後継者である配偶者が自らの相続時に追加で利用できるようになった。
- 2017 年
居住用不動産の追加非課税枠（Residence Nil-Rate Band : RNRB）が導入される。
自宅不動産を直系卑属（子や孫）に遺贈する場合に適用される追加の基礎控除で、2017 年に £100,000 から導入され、毎年£25,000 ずつ拡大され 2020 年以降は最大£175,000 となった。

➤ 課税方式

累進税率ではなく単一税率による課税である。

被相続人の課税遺産総額（基礎控除等適用後）であり、その超過部分に一律 40%の税率が課せられる。遺産の 10%以上を慈善寄付した場合には税率が 36%に軽減される特例がある（高額遺産における寄付奨励策）。

こうした単一税率・一定控除方式により、課税計算は比較的シンプルになっている。

相続人や受贈者個人には基本的に課税されず、財産を受け取ったこと自体に所得税などは課されない。

➤ 課税資産の評価方法

基本的に死亡時点（または贈与時点）における時価が用いられる。

被相続人が死亡した時点（または課税贈与の場合は贈与時点）での各資産の市場価値が、HMRC（英国税務当局）への申告における評価額となる。

主要な資産の評価方法は以下となる。

- 不動産（住宅・土地等）
公平な市場価格（オープンマーケットバリュー）で評価する。
遺言執行者は、不動産について専門の評価人（不動産鑑定士）による査定を取得し、HMRC に対し評価額を提示する必要がある。
- 上場有価証券（株式・債券等）
死亡日の終値または公表価格に基づき評価する。
HMRC は主要取引所上場銘柄について死亡日（または前後日の平均値）での評価額を定める制度をもつ。
遺言執行者は証券会社の残高明細等から死亡日時点の時価総額を算出し申告する。
上場株式については、死亡後 1 年以内に売却して損失が出た場合には、その銘柄に限り売却価額で再評価できる救済がある（株式売却損失控除制度）。
これにより、市場変動による過大な相続税負担を緩和している。
- 非上場株式・未公開会社の持分
原則として仮説的な第三者間取引価格で評価する。
具体的には会社の純資産価値、過去の収益・配当実績、将来キャッシュフローの予測、市場における類似企業の株価倍率などを総合考慮して評価額を算定する。
小規模企業の場合、株式の流動性が低く市場取引がないため、HMRC の Shares and Assets

Valuation 部門が個別に審査する。

なお、持株比率によって評価が影響を受ける点も考慮される。

例えば経営権を左右できる過半数株式はプレミアムが付き高めに評価される一方、少数株主の株式は企業支配に影響を与えないため割引評価（一般に 10～30%減価）が認められることが多い。

後述の事業承継税制（Business Relief）の適用対象となる株式であれば最大 100%評価減となるため、該当する場合には実質評価額が大幅に下がる（株式の特例評価）ことになる。

- 現預金・債権債務

現金や預貯金は額面価額で評価する。

未収金や貸付金等の債権は回収可能性を考慮して評価し、回収困難な場合は減額評価も認められる。

被相続人の負債（住宅ローン等）は遺産価額から差し引くことができる。

遺産評価に際しては資産総額から債務総額を控除した正味価額が課税遺産額となる。

債務控除については、租税回避のための人工的な債務計上を排除する規制（死亡直前に借入して現金贈与するスキーム等は否認対象）が設けられている。

- 事業用資産（自営業の店舗・機械設備等）

個人事業やパートナーシップ事業の資産は、その事業の継続企業価値を前提に評価される。

例えば農地や工場設備は事業における収益貢献度、土地市価、耐用年数などを踏まえた評価がなされる。農地については農業財産特例（APR）の適用を考慮し、農地としての価値（農業価値）が市場価格より低ければそちらが用いられる。

事業用資産の評価は複雑なケースが多く、必要に応じ専門家評価や HMRC との事前照会（Post Transaction Valuation Check）が活用される。

以上のように、資産の種類ごとに適切な方法で時価評価が行われる。

2009 年の法改正により遺産評価の徹底が図られ、親族間取引価格のような低減評価は認められず、市場価値ベースで厳格に評価するのが原則となっている。

適正な評価を怠ると罰金等の刑罰対象となる。

➤ 税率構造と控除

納税者の続柄に応じた差別的税率は存在せず、基本的に誰に遺す場合でも同一の税率・控除構造が適用される。

税率は基本 40% で一定であるため、遺産額が大きとも税率自体は上昇しない。

ただし、一部の例外（配偶者控除や直系卑属への住宅遺贈控除）が設けられている。

以下の控除が設けられている。

- 基礎控除額

遺産課税における共通の非課税枠で、一律 £325,000 に設定されている。

遺産の課税価額がこの額以下であれば相続税は一切かからない。

基礎控除額は 1980 年代以降インフレ等に応じて引き上げられてきたが、2010 年以降は凍結されている。

- 配偶者控除（Spouse Exemption）

配偶者や市民パートナーに対して遺産を遺贈・贈与する場合には、全額非課税となる。

- 直系卑属への住宅遺贈控除（Residence Nil-Rate Band, RNRB）

自宅不動産を子・孫など直系卑属に遺贈する場合に追加で適用される非課税枠となる。

- 慈善寄付控除
遺産を慈善団体（チャリティ）または一部公益団体等に遺贈した場合、その部分には相続税が課されない。
遺産全体の10%以上を慈善寄付した場合には、残余遺産に係る相続税率が36%に減免される。
- 年間贈与控除
生前贈与については、小額の贈与に対し年間一定額まで非課税とする特例がある。

生前贈与については「7年ルール」と呼ばれる課税ルールが設けられている。

生前に行われた贈与は、贈与者がその後7年間生存すれば相続税の課税対象から除外される。

贈与者死亡前3年を超える期間が経過した贈与については、課税率を段階的に減じるターパー・リリーフ（taper relief）が適用可能である。

贈与から死亡までの経過年数に応じ、相続税率40%が次のように軽減される。

- 死亡時期が贈与後3年未満：税率40%
- 3年以上4年未満：税率32%
- 4年以上5年未満：税率24%
- 5年以上6年未満：税率16%
- 6年以上7年未満：税率8%
- 7年以上：課税なし

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業などの事業用資産を次世代に承継する際に相続税・贈与税を大幅に減免する以下の制度が設けられている。

- ビジネス財産軽減措置（Business Property Relief：BPR）
1984年相続税法（Inheritance Tax Act 1984）第103条～第114条
- 農業資産に対する農業財産軽減措置（Agricultural Property Relief：APR）
1984年相続税法（Inheritance Tax Act 1984）第115条～第124条

➤ 事業承継税制の目的

家族経営企業の世代交代を円滑化する目的で導入された。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1976 年
Business Property Relief (BPR) 導入
導入当初の軽減率は現行より低く、非上場企業株式等の 50%相続税減免など限定的なものであった。
- 1981 年
BPR の適用範囲が拡大される。
農地に対する Agricultural Property Relief (APR)が導入され、農業資産も事実上 100%非課税で承継できるよう整備された。
また BPR の 50%軽減対象に上場企業の経営支配株（過半数株式）が追加されるなど、適用資産カテゴリが増えた。
- 1992 年
軽減率の大幅引上げが行われる。
未上場株式や事業用資産に対する BPR 軽減率が従来の 50%から 100%へと引き上げられた。
- 2008 年
不動産投資信託(REIT)など一部の金融商品が BPR 対象外であることを明確化するなど、適用範囲が微修正された。
AIM 市場（中小企業向け株式市場）上場企業は非上場扱いとして 100%BPR 対象となることが確認される。
当時、高齢富裕層が AIM 株投資を通じて相続税回避を図る事例が増えたため、HMRC は投資スキームへの監視を強化した。
- 2019 年
英国会計検査院(NAO)が BPR 利用の実態調査を公表した。
一部富裕者が節税目的で BPR を利用していることや、年間数百億ポンド規模の資産が非課税で世代移転している現状が指摘された。
しかし制度廃止による影響（中小企業売却増・失業増）の懸念から、政府は抜本改正には踏み込まなかった。
- 2024 年
秋の財務演説にて、BPR/APR の大型改正が発表される。
2026 年 4 月以降、事業財産・農業財産のうち£1,000,000 相当までのみ 100%軽減を適用し、超過部分は一律 50%軽減にとどめる新ルールが導入予定となった。
これは事実上、大きな事業承継に対しては一部課税を行い、恩典を縮小するものである。
背景には、超富裕層が BPR/APR によって巨額資産を無税で継承していることへの批判があり、「小規模企業や家族農場を保護しつつ、大規模資産には応分の課税をする」という趣旨が示されている。

【補足情報】

£ 1,000,000 に設定された背景として、それまでの制度が中小企業の事業承継支援という政策目的を超え、富裕層の相続税回避手段として利用されていたことが挙げられる。

APR や BPR の優遇制度における軽減恩恵の大部分は £ 1,000,000 を超える資産に対するものであるという統計分析結果が報告されていた。

同時に £ 1,000,000 に設定することで、多額（経済紙等によれば5年間で£ 20 億等といった試算もあり）の税収増となる試算もなされた。

また、立法理由に明確に示されていないが、英国では百万長者（Millionaire）という言葉が富裕層の象徴として用いられることや、その他の税制優遇枠も £ 1,000,000 に設定されていることも背景として挙げられる。

➤ 課税方式

BPR の対象となるのは、被相続人・贈与者が所有していた事業関連資産である。

具体的には、個人事業またはオーナー経営していた事業の営業用資産全般、未上場会社の株式（または事業持分）、上場会社株式のうち一定以上の持株などが該当する。

継続的事业に用いられる資産が範囲となる。

BPR が適用されると、それら資産の相続税評価額から一定割合を減額できる。

その割合は資産区分によって 100%または 50%となる。

BPR 及び APR の対象となる資産と、それぞれの優遇条件は以下となる。

- 事業そのもの / 事業持分
個人事業の営業権やパートナーシップの持分など、事業全体に対する権利は 100%軽減となる。
- 非上場会社の株式
非上場企業（株式公開されていない会社）の株式・出資持分は 100%軽減となる。
- 上場会社の支配株
証券取引所に上場している企業のうち、議決権の 50%以上を支配する株式は 50%軽減となる。
- 事業用の土地・建物・機械
個人事業者が事業に使用していた土地建物、機械装置など有形固定資産（死亡時に所有していたもの）は 50%軽減となる。
- 事業用の土地・建物・機械
被相続人が死亡時に信託の受益者であった場合で、その信託財産が事業に使われていた土地建物・機械は 50%軽減となる。
- 農業資産
農地や農業用建物、永久牧草地、農場設備等。
農地が自営農地または 1995 年以降の新規長期賃借で貸し出されている場合は 100%軽減となる。古い形式の賃貸農地（1995 年以前）は 50%軽減となる。

➤ 適用要件

承継前の状況に着目した条件が中心で、承継後の継続義務は明文化されていない。

- 資産の保有期間要件
被相続人（贈与者）が該当資産を死亡時まで少なくとも 2 年間継続保有していたこと。
- 対象事業・会社要件
会社や事業の主たる活動が投機的でないこと。
すなわち前述のとおり、「主に投資・資産運用を業とする会社」や非営利団体には BPR は適用されない。
- 除外資産
BPR 適用に際して、その事業内の資産について「除外資産」がある場合は、その価額は BPR 控除の対象から外される。
除外資産とは「直近 2 年間事業用途に使われておらず、将来も事業に使う見込みがない資産」と定義される。
典型例は、企業内に滞留している過剰な現預金や投資証券である。
例えば製造業の会社が必要以上の遊休資金を抱えていた場合、その部分は事業用ではなく株主の資産とみなされ除外される。

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

相続税法 1984 年（Inheritance Tax Act 1984）第 103 条から第 114 条を基に、未上場株式の減額率 100%、上場会社支配株等その他の事業財産の減額率 50%となる。

➤ 相続における株式移転の制度措置

上記のように、減額が適用されれば、持株比率にかかわらず未公開会社株なら全額非課税となる（ただし会社の主目的が投資でないこと、保有 2 年超などの一般要件あり）。
AIM 市場上場企業の株式も「未上場」と扱われ 100%対象になる。
将来的に AIM 銘柄は 50%軽減に格下げが予定されている。

これらの優遇措置は家族経営の企業の株式移転を進め、事業承継を支援している制度となる。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

以下の手法により、立法趣旨に反する極端な節税を防いでいる。

- 1984 年相続税法第 112 条
事業に直接関係しない資産は、BPR の適用対象外とされる。
これにより、事業体を通じた資産の蓄積による相続税の回避を防止している。
- 1984 年相続税法第 105 条第 3 項
主に投資活動（例：不動産賃貸、株式投資）を行う企業の株式は、BPR の適用対象外となる。
これにより、投資目的の企業を利用した相続税の回避を防止している。

1984 年相続税法第 113 条

資産の移転時に既に売却契約が存在する場合、その資産は BPR の適用対象外となる。

これにより、売却前提の資産移転による相続税の回避を防止している。

- 財務法 2007 年スケジュール 24 : Finance Act 2007 Schedule 24
納税者が合理的な注意を払わずに誤った申告を行った場合、追加税額の最大 100%の罰金が科される可能性がある。
- 相続税法 1984 年
 - 第 247 条及び第 248 条
誤った申告や情報の提供、または以前の誤りを合理的な期間内に修正しなかった場合の罰則規定が定められている。
 - 第 219 条及び第 219A 条
HMRC が情報提供を求める通知に対して、納税者が適切に対応しなかった場合の罰則規定が含まれている。

➤ 事業承継税制の成果

BPR 及び APR が中小企業や農場の継続的な運営に重要な役割を果たしていると評価されている。

同時に以下のような批判もある。

APR の約 64%が年間 200 件の大規模な遺産に適用されており、これらの多くは実際の農業活動を行っていないともいわれている。

政府が APR の目的や適用基準について明確な説明を欠いており、制度の設計や評価が困難になっているという指摘もある。

イギリスの事業承継優遇税制である BPR 及び APR は、家族経営の企業や農場の継続的な運営を支援する重要な制度といえる。

しかし、近年その公平性や効果についての議論が高まっている。

今後、制度の目的や適用基準を明確にし、実際の農業従事者や中小企業経営者にとって実効性のある支援策を講じることが求められている。

3. ドイツにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ ドイツにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

個人の死亡による財産移転（相続）及び生前贈与に対して、「相続税（Erbschaftsteuer）及び贈与税（Schenkungssteuer）」が課される。

これらは以下の単一の法律によって統一的に規定されており、遺産取得課税方式（遺産を受け取る受益者ごとに課税する方式）が採用されている。

課税対象となる資産は基本的に全世界の相続財産となる。

- 相続税・贈与税法：Erbschaftsteuer- und Schenkungsteuergesetz：ErbStG

➤ 相続税及び贈与税の目的

富の移転における公平性の確保と社会的安定を促進する。

税収を確保する。

➤ ドイツにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.52%：2023 年

➤ 最高税率

- 50%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1906 年
相続税法（Erbschaftssteuergesetz）が導入される。
- 1946 年
第二次世界大戦後、連合国の占領下で相続税の税率が大幅に引き上げられた。
- 1974 年
西ドイツ（連邦共和国）において、家族間の相続に対する税率が大幅に引き上げられた。
- 2009 年
大幅改正が行われ現行制度が施行される。
課税資産の評価方法や事業資産の優遇措置等の抜本的改革が行われる。
これは従前の制度が資産評価の不均衡等により違憲の指摘を受けたことへの対応となる。
- 2016 年
事業承継税制の適用要件が厳格化された。

➤ 課税方式

遺産取得課税方式に基づき、受益者ごとに課税ベースが計算される。

相続開始前 10 年以内に同一の贈与者から受けた贈与財産も含めて累積し、一体のものとして税額が計算される。

この仕組みにより、生前贈与で税負担を回避することが難しくなっており、資産移転の時期による有利不利（課税上のタイミング差）を緩和する効果があるとされる。

➤ 課税資産の評価方法

2009 年改正以降、基本的に時価主義が採用されている。

- 土地・建物などの不動産
標準的な市場価格に基づき評価される。
- 現金や有価証券
名目価額または時価で評価される。
有価証券は相続発生日の証券取引所の終値を基準に評価される。
- 非上場会社の株式や事業用資産
法人の純資産価値や収益力等を基礎にした評価法（ドイツ評価法(Bewertungsgesetz)による評価）で算定される。

以下の 2 通りの評価法が挙げられる。

- 標準化された収益還元法
過去数年間の平均利益を基に、一定の資本還元率（固定利率 4.5%とドイツ連邦銀行が定める基準利率の合計）を用いて企業価値を算出する手法
- 代替評価方法
標準化された収益還元法が適切でない場合、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF 法）など、他の一般的な評価方法の使用が認められている。

非上場事業会社の株式や事業用資産の評価が高まる可能性があるが、同時に事業承継税制を設けることで、事業承継に関しては優遇制度を設け、それ以外の相続では租税回避を防止している。

以下のような一定の資産については特例評価も存在する。

- 配偶者や子が相続する自宅不動産
配偶者または子が被相続人の居住用不動産を相続し、かつ相続後 10 年間継続居住する場合、その不動産の評価額は相続税非課税となる。
- 公益法人等への寄付
財産の取得者が非営利・公益法人（慈善団体、学術研究機関、宗教団体等）であり、その資産が公益目的に使用される場合、相続税・贈与税は非課税となる。
- 非上場株式を含む事業用資産：事業承継税制
中小企業等の事業用資産（法人株式含む）は、特例により 85%または 100%相続税非課税となる。
- 年金・扶養給付の一部
控除額は相続人の関係性や年齢によって異なる。

例えば、配偶者であれば€256,000 まで控除が認められる。

➤ 税率構造と控除

取得財産の価額及び受益者と被相続人との関係によって 3 等級に分けられる。

税率区分は 7 段階の累進税率で構成さる。

基礎控除額を超える課税対象額に対して税率が適用される。

等級と基礎控除

等級	相続人	基礎控除額 (€)
I	配偶者	500,000
	子	400,000
	孫	200,000
II	兄弟姉妹等	20,000
III	その他	20,000

税率区分

課税対象額 (€)	I	II	III
~75,000	7%	15%	30%
~300,000	11%	20%	30%
~600,000	15%	25%	30%
~6,000,000	19%	30%	30%
~13,000,000	23%	35%	50%
~26,000,000	27%	40%	50%
26,000,000 以上	30%	43%	50%

非課税枠は 10 年ごとに更新されるため、同一の受益者は 10 年毎に基礎控除額まで非課税の贈与を受け取ることも可能となっている。

この仕組みを利用して、富裕層は長期的な計画により財産を段階的に移転することで節税を図ることがあるが、ドイツでは前述のとおり 10 年以内の贈与は相続時に持ち戻して課税計算されるため、依然として大口の遺産に対しては課税が及ぶ場合が多くなっている。

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

事業承継（企業オーナーから後継者への事業資産移転）に対する特例的な税優遇制度が設けられている。事業用資産を相続または贈与により取得した際の相続税・贈与税を大幅に軽減または免除する仕組みとなる。正式な制度名は個別に定められていないが、以下の条文に規定されている。

- 第 13 条 a：事業資産の相続税・贈与税の軽減措置を定める中核条文
- 第 13 条 b：優遇対象となる事業資産の範囲を定義する条文
- 第 13 条 c：大規模な事業承継に対する段階的な減免縮減措置を定めた条文
- 第 28 条：事業資産承継に係る相続税・贈与税の納税猶予に関する規定

先代経営者から後継者への事業資産（会社の営業用資産や株式など）の移転に際し、一定の条件を満たす場合には相続税・贈与税を大幅に減免する特例措置が講じられている。

企業オーナーの死亡時でも多額の相続税負担が発生せず、事業用資金を取り崩したり事業売却に追い込まれることを避け、事業の継続性が確保される効果がある。

対象となる資産は主に非上場企業の事業用資産であり、具体例としては工場・事業用不動産、機械設備、営業権、農林業資産、そして一定条件を満たす会社の株式となる。

法人企業（GmbH 等）の株式については、25%以上の持株を有するケースが対象とされており、それ未満の少額の持株は「純粋な投資資産」と見なされ優遇の対象外となる。

この 25%という基準は、少なくとも経営に影響を与え得る重要な持分を有する場合に限り当制度の恩恵を与える趣旨となる。

➤ 事業承継税制の目的

中小企業の円滑な世代交代を支援し、相続税・贈与税が原因で企業が解体・縮小したり雇用が失われたりすることを防ぐことが制度の目的となる。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1994 年
事業用資産に対する相続税・贈与税の軽減措置（Betriebsvermögens-Verschönu）が導入される。当初は事業用資産や農業資産、非上場株式の評価額について 25%減額評価する制度であった。
- 2009 年
現行の大幅な減免措置（85%免税・100%免税方式）へと改正された。
- 2016 年
一部要件の強化や大型承継の場合の縮減措置が追加された。

➤ 課税方式

以下の方式で事業承継税制が適用される。

- 通常方式：相続・贈与により取得した事業資産の課税価格に対し、85%相当額を非課税とする。残り 15%分についても追加の特別控除が認められている。非課税適用後になお課税価格が€150,000 以下である場合にはその部分も実質的に免税される。事業承継資産が小規模であれば実質 100%非課税になるよう配慮がされている。
- 特例方式：一定の厳しい要件を満たす場合には課税価格の 100%を非課税（全額免税）とする。

事業継続方式年数や雇用維持条件が通常方式より一段と厳格となるが、クリアすれば相続税・贈与税が完全に免除される。

【補足情報】

課税価格が€1,000,000 までの場合、85%（€850,000）までは非課税であり、かつ残りの15%が€150,000以内となり、課税を免除することで中小企業を税負担から守ることを目的としている。

ドイツでは政策説明等において、€1,000,000 規模以下を小規模家族企業と表現している場合が多く、これらを念頭に置いた優遇税制となっているが、立法理由に明確に示されているものではない。

また、イギリスの£1,000,000の導入はドイツより後となり、イギリスとの比較や整合性が考慮されたわけではない。

➤ 適用要件

優遇措置の適用は、一人の受益者あたり事業資産評価額が€26,000,000以下であるケースに原則限定されている。

免税措置を受けるには、取得者（後継者）が一定期間にわたり事業を継続することと、従業員の給与水準を維持することが求められる。

- 通常方式（85%免税）
5年間の事業継続と、その期間中の従業員給与総額の維持
少なくとも相続後5年間は事業を廃止・売却せず継続し、かつ従業員に支払う人件費の総額を一定水準以上に保つ必要がある。
- 特例方式（100%免税）
7年間の事業継続と、より厳格な雇用維持要件
相続後7年以上事業を継続することに加え、人件費総額について通常方式より高い維持率が要求される。
雇用維持要件は事業規模（従業員数）に応じて段階的になっている。
 - 従業員が10人未満：維持要件は免除
 - 従業員数10～15人：少なくとも50%以上の人件費を維持
 - 6人以上：85%以上を維持することが条件

中小企業ほど雇用要件が緩和される設計になっており、特に小規模企業は実質的に事業継続のみで優遇を受けられるよう配慮されている。

事業資産については不動産賃貸業や有価証券運用などの純投資的資産が全体の20%以下であることが条件となる。

本来の事業活動と無関係な資産を多く抱える企業にまで優遇を適用しない趣旨で、「非事業資産」が一定割合を超える場合には優遇から除外される。

企業が保有する余剰の現預金や投資証券については、一定額までは運転資金と見なすなどの基準があるが、2年以内に取得された資産は非事業資産とみなす等、濫用防止の条件が定められている。

これらの適用要件に違反した場合には、免税の適用が遡って取り消され、本来課されるはずだった相続税・贈与

税が遡及的に徴収される。

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

- 第 13a 条：事業資産の税額控除
条件に適用すれば、株式も 85%か 100%の減額措置を受けることができる。
- 第 13b 条：対象となる事業資産の定義
以下のような資産が含まれる。
 - 企業の営業資産
 - 農林業の資産
 - 法人の株式

非上場企業の株式については、前述のとおり 25%以上の持株が優遇適用の条件となる。

この基準の根拠は、25%の株式所有が会社法上重要な少数株主権（例えば定款変更など特別決議事項に対する拒否権行使が可能）を意味し、経営に実質的影響力を持つラインと見なされる点となる。

したがって 25%未満の株式は「単なる投資」と位置付けられ、事業承継税制の恩恵を与える対象から除外される。

このような線引きにより、株式の評価減措置は実質的経営権の移転に限定され、親族間で少額株式を分散させて非課税枠だけを楽しむといった租税回避的な手法を防止する効果がある。

➤ 相続における株式移転の制度措置

家族会社等の株式を相続や贈与で次世代に移転する場合、上記の事業承継税制を活用することで大幅な非課税措置を受けられる。

後継者が 25%以上の株式を承継し、一定期間その会社を経営し雇用を維持すれば、相続税・贈与税が最終的にゼロまたはごく僅少に抑えられる。

その結果、企業のオーナーシップを円滑に次世代へ移行させつつ、資本を取り崩す必要がなくなるため、事業の継続性が担保される。

一方で、少数株主の持分や、親族以外への株式譲渡については基本的に通常の課税が行われる。

25%未満の株式相続は優遇対象外となるため、例えば創業者が分散株主の企業に投資していた場合など、その株式相続には非課税措置が及ばない。

事業承継税制はあくまで親族内承継を念頭に置いた制度であり、第三者に会社を売却する場合（M&A による事業承継）は適用外となる場合がある。

税制上は第三者への売却は不適合となることは明文化されていないが、実務上は税務当局との協議により、適用の可否が判断される。

株式の移転に関しては親族内で経営を引き継ぐケースに限り優遇が用意されているといえる。

事業承継税制の適用を受けない場合であっても、第 28 条による納税猶予制度（上述）を利用して株式相続に伴う税の分割納付・猶予が可能となっている。

これにより、たとえ非親族への株式相続や優遇適用外のケースでも、一括納税の資金負担を緩和しつつ株式移転を行える制度上の手当がなされている。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

ドイツの事業承継税制には、不適切な濫用を防止するための規定が多層的に組み込まれており、制度の整合性と公平性を担保している。

- 第 13 条 b
 - 事業資産のうち「管理資産」が全体の 90%以上を占める場合
相続税や贈与税の軽減措置（85%または 100%の減免）の適用を否定するものとなる。
事業承継の名目で非事業資産を移転し、税負担を回避する行為を防いでいる。
 - 相続や贈与の直前 2 年以内に取得された管理資産
相続や贈与の直前 2 年以内に取得された管理資産は、優遇措置の対象外とされる。
相続や贈与の直前に意図的に管理資産を事業資産に組み入れることで、税負担を軽減しようとする行為を防いでいる。
- 一般租税法（Abgabenordnung, AO）第 42 条
租税回避行為を無効とする一般的な規定となる。
この規定により、形式的には合法であっても、実質的に税負担の不当な軽減を目的とする取引や構造は否認される可能性がある。

➤ 事業承継税制の成果

2009～2012 年の 4 年間で約€190 億もの税収がこの事業承継優遇によって失われたと報告されている。2009 年から 2020 年の累計では、€4 千億ユーロ超の企業資産が相続税を課されず世代交代したとの推計もある。

同時に税負担の軽減によって事業承継を阻む要因が緩和され、承継実行件数そのものは制度導入前より確実に増えていると評価できる。

相続税負担が原因で事業が失われるケースは事業承継税制によってほぼ回避されたと評価できる。

事業承継税制が雇用維持・拡大にプラスに作用したとの政府の研究もある。

期待された政策効果は具体的な成果として現れていると評価できる。

同時に制度の副作用や今後の課題も指摘されている。

富裕層による租税回避の温床になっているとの批判や、恩恵の大半は大企業に集中しているとの分析もある。

実際に 2014 年には連邦憲法裁判所が「現行の事業承継税制は免税枠が広すぎ大企業優遇で違憲の疑いあり」と判断し、2016 年にかけて制度改正（中小企業に重点を置いた条件強化など）が行われた。

4. フランスにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ フランスにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

相続税 (Droits de succession) 及び贈与税 (Droits de donation) が存在し、個人の死亡や生前の財産移転に対して課税される。

相続・贈与ともに受益者 (相続人・受贈者) 単位で課税される「遺産取得課税方式」が採用されており、取得財産の価額と続柄に応じた非課税枠及び税率が適用される。

相続税と贈与税は共通の仕組みのもとで運用され、税率体系や非課税枠も共通している。

課税対象は、被相続人または贈与者がフランスの居住者である場合は全世界の財産、非居住者である場合にはフランス国内にある財産に限定される。

相続税や贈与税は以下の法典に含まれている。

- 一般税法典 : Code General des Impors : CGI

➤ 相続税及び贈与税の目的

世代間での財産移転に際して公平性を確保し、富の過度な集中を抑制する。
高額資産に課税することで、社会的連帯と財政収入の確保を図る。

➤ フランスにおける相続税収の総税収に占める割合

- 1.3% : 2023 年

➤ 最高税率

- 60%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1901 年
相続税制度が確立された。
- 1950 年代以降
累進構造が整備され、直系尊属への緩和策が導入された。
所得税と並ぶ主要な累進課税制度となる。
- 2007 年
配偶者間相続に対する完全非課税が導入された。
- 2012 年以降
富裕層への課税強化の一環として、最高税率が 60% に設定される一方、中間層には一定の非課税枠が

維持された。

➤ 課税方式

遺産取得課税方式が採用されており、各相続人・受贈者が取得した財産額に応じて、続柄に応じた基礎控除額及び税率が適用される。

また、相続開始前 15 年以内の贈与は累積して課税計算の対象となる。

この仕組みにより、生前贈与による課税逃れを防止するとともに、一貫性のある課税体系の構築が図られている。

➤ 課税資産の評価方法

課税評価は、原則として課税事由発生時点（相続開始日または贈与日）の時価に基づいて行われる。

納税者が各資産の評価額を申告し、税務当局がその適正性を審査・確認する方式である。

● 上場株式等の市場性のある有価証券

相続開始日（死亡日）またはその前後数日の市場価格（証券取引所の終値等）を基準として評価する。

税務当局が公表する公式価格リスト（フランス銀行や証券管理当局による終値一覧等）が利用され、死亡日前後最も近い取引日の価格に基づき評価額が算定される。

● 非上場株式・持分等

市場価格の存在しない未公開会社の株式や持分は、直近の財務諸表に基づく簿価純資産額を基本とし、必要に応じて収益力等も考慮して評価する。

会社の直近貸借対照表が監査済みで適正と認められる場合には純資産額を株式数で割った 1 株当たり帳簿価額によって評価する。

監査未了等で貸借対照表の信頼性が低い場合には、以下の三方式による評価額を計算し最も高い値を課税評価額とする。

- 株式の額面価額に基づく評価
- 直近貸借対照表による帳簿価額（純資産額/株数）による評価
- 直近 3 年間の平均利益に 20%の資本還元率（5 年分相当）を適用して算出した収益還元価額による評価

● 不動産

土地・建物等の不動産は、原則として時価で評価する。

2022 年以降、不動産の時価評価に公的な参考値を用いる制度が導入されており、「参考価値」と呼ばれる国有財産総局（DGFIP）算定の指標価格が課税評価の目安とされる。

納税者は通常この参考価値に基づいて申告評価を行う。

税務当局は申告評価額が不適切に低い場合、独自に鑑定評価を行い、不足税額を徴収する権限を有している。

● 現金・預金・債権等

現金や銀行預金、公社債など額面金額の明確なものはその残高によって評価する。

貸付金や未収債権は回収可能性を考慮し、公正な時価を申告する。

生命保険金については、契約者（被相続人）の年齢や払込時期によって相続税とは別枠の課税制度（所得税扱いの課徴金）が適用され、一般に契約者が70歳以前に払込んだ保険金について受取人一人当たり€152,500の非課税枠が設けられている。

この生命保険の非課税枠は相続税負担を回避する手段として広く利用されており、フランスにおける遺産課税の実効負担率を下げる一因となっている。

➤ 税率構造と基礎控除

続柄に応じた基礎控除額及び累進税率が定められている。

基礎控除額は被相続人と受益者の関係によって異なり、以下の額が各相続人・受贈者ごとに課税財産から控除される。

続柄・基礎控除・課税対象額・累進税率

続柄区分	基礎控除額	課税対象額（控除後）	税率
直系尊属・卑属（子、親、孫）	€ 100,000	～€8,072	5%
		€8,073～€12,109	10%
		€12,110～€15,932	15%
		€15,933～€552,324	20%
		€552,325～€902,838	30%
		€902,839～€1,805,677	40%
		€1,805,677 超	45%
兄弟姉妹	€ 15,932	～€24,430	35%
		€24,430 超	45%
その他の親族（甥・姪等）	€ 7,967	全額	55%（一律）
非親族・第三者	€ 1,594	全額	60%（一律）

親から子への現金贈与については、年間€31,865までが非課税となる。

この制度は15年ごとに再適用が可能となる。

教育費・医療費の直接支払いは一定の条件下で非課税となる。

- 直接学校や医療機関に支払われること
- 以下のような通常かつ必要な費用が対象となる
 - 教育費
授業料、寄宿舎費、試験登録料など
通学に必要な交通費・教材費（一定条件下）
 - 医療費
病院費用、診察料、手術代、看護費、処方薬代など
- 高級私塾の費用や美容整形などの贅沢的支出は原則対象外。

配偶者への相続や贈与は完全非課税となる。

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業や未上場企業の株式・事業用資産の世代承継に際して、相続税・贈与税の負担軽減を図るため、以下の制度が設けられている。

家族経営企業の株式等に係る相続税・贈与税の負担を大幅に軽減する特例制度であり、課税ベース自体を縮減する評価減措置が講じられている。

一定の条件の下で事業用資産の評価額の 75%相当額を非課税とする部分免税制度「パクト・デュトレイク」による株式等の評価減措置が中核となっている。

この制度により、企業オーナーの死亡や生前贈与の際に後継者が負担する相続税・贈与税額が大幅に軽減され、事業用資産の承継を円滑に行うことが可能となっている。

- デュトレイク協定 : Pacte Dutreil
 - 一般税法典第 787 B 条
企業の株式や持分の相続または贈与に関する部分的免税措置を規定
 - 第 787 C 条
個人事業主の資産の相続または贈与に関する部分的免税措置を規定
- 納税猶予・分割制度 : Paiement différé et fractionné
 - 一般税法典第 1717 条
支払いの延期及び分割に関する一般的な規定
 - 第 396 条～404 条
具体的な適用条件や手続きに関する詳細な規定

➤ 事業承継税制の目的

企業オーナーの死亡時または事業移転時に、相続税・贈与税によって事業を清算・売却せざるを得なくなる事態を防ぎ、事業の継続性を担保すること。

事業承継時の税優遇を通じて、企業オーナーによる計画的な事業承継（生前贈与等による早期の事業引継ぎ）を促進し、経済の新陳代謝を円滑にする狙いもある。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 2003 年
相続税・贈与税の 75%部分免税措置であるデュトレイク協定が税法第 787 B 条により導入された。
- 2007 年
適用資産の範囲拡大、配偶者控除との連携が導入された。
- 2019 年
運用指針が緩和され、実務上の要件が明確化された。

- 2022 年
「2022 年財政法」により、家族外承継（第三者への会社売却）を行った場合の税優遇の一部縮小が行われた。
事業を第三者に譲渡した場合の免税適用打ち切り規定が厳格化され、事業承継優遇の濫用防止が強化されている。

➤ 課税方式・適用要件

デュレイト協定においては、未上場企業株式や個人事業の 75%が非課税となる。

以下の適用要件を満たす必要がある。

この制度により、実質的な相続税負担を 25%に抑えることが可能となり、事業承継の障害を取り除く役割を果たしている。

- 対象資産
優遇の対象となるのは、被相続人・贈与者が生前に営んでいた事業用資産に限られる。
主たる事業が工業・商業・手工業・農業・自由業のいずれかである会社の株式・持分、または個人事業の資産が対象となる。
不動産賃貸や有価証券運用など自ら事業活動を行わない資産管理会社の株式は対象外となる。
ただし、純粋持株会社は、その子会社が事業会社であれば対象に含める特例がある。
- 事前保有（共同継続）契約
被相続人は、生前に共同相続人または他の株主とともにその会社株式について少なくとも 2 年間継続保有する契約を締結しておく必要がある。
契約は書面で税務署に登録されなければならない。契約当事者全員で非上場会社の場合は少なくとも資本の 17%・議決権 34%、上場会社の場合は資本の 10%・議決権 20%以上を対象として拘束する必要がある。
2003 年の制度導入以降、被相続人一人だけで全株式を保有していた場合は契約締結が困難であったが、2019 年改正で単独者による契約も認められ、2 年保有済みであれば契約締結とみなされる。
- 継続保有・経営継続の義務
相続人または受贈者は、取得した株式等について相続開始または贈与から少なくとも 4 年間継続保有する義務がある。
さらに、その後継者のうち 1 名は会社において役員として 3 年間以上勤務することが必要とされる。
この要件は中小企業の実質的経営継続を担保するためのもので、形だけの所有移転による租税回避を防止している。
- その他
上記の継続契約・保有義務に違反した場合（期間内に株式を譲渡した場合など）には、特例適用が遡及的に取り消され、免除されていた税額について追徴課税（利子付き納付）が行われる。
また対象会社が事業廃止・清算された場合も同様である。

納税猶予・分割納付制度においては相続・贈与税の納税を、最長 15 年間に分割・繰延べすることが可能となる。

利率は市場金利に準じる。

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

企業株式の評価は原則として時価ベースで行われるが、デュトレイク協定である一般税法典第 787 条の適用により 75%の課税免除が認められる。

少数持分や支配権の無い株式については原則適用外であり、実質的経営権の承継を前提とする制度となっている。

➤ 相続における株式移転の制度措置

上記のように適用要件を満たすことにより、支配権のある株式の相続・贈与が実質的に 25%への評価額となり、株式移転を容易としている。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

事業承継優遇措置が租税回避目的で濫用されることを防ぐため、以下のような防止策が講じられている。

● 一般税法典第 787 B 条

相続または贈与された株式や持分について、以下の条件を満たす必要がある。

- 少なくとも 2 年間、一定の割合の株式や持分を共同で保有する契約を締結すること。
- 相続人や受贈者が、相続または贈与後に、少なくとも 4 年間、取得した株式や持分を保有することを約束すること。
- 相続人や受贈者のうち少なくとも 1 人が、企業の経営に積極的に関与し、相続または贈与後の 3 年間、企業の経営に携わること。

これらの要件により、形式的な所有だけでなく、実質的な経営参加が求められ、租税回避を防止している。

優遇措置の対象となる企業は、以下の活動を主たる業務としている必要がある。

- 産業、商業、手工業、農業、または自由業のいずれかの活動

これにより、投資目的の企業や資産管理会社が優遇措置を利用することを防止している。

➤ 事業承継税制の成果

デュトレイク協定は、中小企業の円滑な世代交代に一定の効果を上げている一方、その恩恵は家族経営の富裕層に偏りやすいとの指摘もある。

統計によれば、当制度の利用件数は年々増加傾向にあり、年間約 3,000 件超（2022 年時点）の新規デュトレイク協定が締結されている。

一方、減税規模は近年大きく拡大しており、フランス政府の推計では年間€5 億程度とされていた税収減が、経済分析評議会の試算では€20～€30 億ユーロ規模（2021 年時点）に達すると指摘されている。

このように当初想定を上回る広範な適用により、富裕層に対する大幅減税策となっている点が議論点となっている。

フランス会計検査院なども、同制度が「富の集中を助長し得る優遇策」であるとして名指しするなど、その公平性について疑問が呈されることがある。

フランスの相続税・贈与税制度は国民の大多数（80～90%の中小遺産）には課税が及ばない一方で、富裕層に対しては世界でも高い税率で課税する仕組みとなっている。

その中で事業承継税制は富の集中と経済活力維持のバランスを図る政策的措置として機能しているが、その範囲や水準を巡っては公平性（税負担の衡平）と実効性（事業継続の促進）の観点から今後も継続的な評価と議論が必要であるといえる。

5. イタリアにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ イタリアにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

相続税（遺産に対する課税）及び贈与税が導入されており、2006年の法改正（2006年11月24日法律第286号）以降、現行制度が適用されている。

相続税と贈与税は独立した別個の税ではなく、一体の課税枠組みで運用されており、被相続人の死亡に伴う財産の無償移転（遺産）と、生前贈与による財産移転の双方が課税対象となる。

課税範囲は、被相続人がイタリア税務上の居住者である場合、全世界に所在する全財産に及ぶ。

一方、被相続人（贈与者）が非居住者の場合には、イタリア国内に所在する資産のみが課税対象となる。

課税方式は遺産取得課税方式であり、各受取人が取得した財産の純額（被相続人の債務等を控除後の正味価額）について、それぞれの続柄に応じた非課税枠超過部分に課税が行われる。

したがって、相続人や受贈者ごとに課税計算を行い、一定の基礎控除額までは非課税、超過部分に一律の税率が適用される仕組みとなる。

相続だけでなく生前贈与（贈与税）の課税も包含している。

贈与税についても相続税と同一の税率・非課税枠が続柄区分ごとに適用され、生前に財産を無償で譲渡する場合、受贈者の取得額が相当区分の基礎控除額を超える部分に対して所定の税率で贈与税が課される。

- イタリア民法典第2編相続税：Codice Civile Imposta di Successione

➤ 相続税及び贈与税の目的

富の無償移転に際して租税公平を図り、富の過度な集中を緩和するとともに財政収入を確保することにある。

2006年の再導入時に多額の基礎控除を設けることで中低額層の財産には課税しない仕組みに改められ、相続税は「ごく一部の富裕層のみを対象とする税」という性格が強い。

➤ イタリアにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約0.18%：2022年

➤ 最高税率

- 8%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1862年

最初の相続税が導入

- 1920 年代
ムツリ—二政権下において相続税の「事実上の廃止」ともいえる大幅緩和が行われた。
- 1923 年
「家族内の財産移転には課税しない」との方針のもと、直系・兄弟姉妹・甥姪といった近親者への相続についてほぼ全額非課税とし、その他についても税率引下げが実施された。
- 2001 年
相続税・贈与税は全面的に廃止された。（2001 年 10 月 18 日法律第 383 号）
「相続税は富裕層ほど巧妙に回避し、中間層に過重な負担となっている」「徴税コストに対し税収が小さい」等の批判があり、これを受けて思い切った廃止に踏み切ったものとなる。
- 2006 年
相続税・贈与税を再導入させることが決定される（2006 年 10 月 3 日発効の法令第 262 号及び同年の転換法）。
再導入にあたっては中低額資産への非課税措置を講じた上で実施され、具体的には前述のとおり基礎控除額を大幅に引き上げ富裕層以外には課税が及ばない制度設計とした。
これにより、「相続税はごく一部の富裕層のみを対象とする」という性格が一段と明確化された。

➤ 課税方式

相続税・贈与税の税率及び基礎控除額（非課税枠）は、受取人の続柄ごとに区分され、一律の比例税率（フラット税率）が採用されている。

累進課税は 1980 年代までに廃止されており、現在は非常に簡素な税率体系となっている。

配偶者間の特例として、先に死亡した配偶者がその非課税枠の全額を使い切らずに亡くなった場合、未使用分を後に残された配偶者の相続時に引き継いで利用できる制度も導入されている。

➤ 課税資産の評価方法

相続税・贈与税の課税に当たり、各種資産の評価方法が法令等で定められている。

- 不動産
公定のカタストロ（地籍台帳）価額に基づき評価する方式が採用されている。
建築用地（将来建物を建てる目的で保有する土地）については例外で、市場における時価で評価することとされている。
このような公定価格方式を採ることは、評価の明確化と納税者の予見可能性を高め、課税上の争いを減らす効果がある。
- 上場株式等の有価証券
市場価格に基づいて評価される。
被相続人の死亡日（または贈与日）前後の市場相場に基づき、直近の終値や一定期間の平均価格などから評価額を算定する。
- 非上場株式（同族会社株式等）
会社の純資産価額や収益力に基づく評価が求められる。
その会社の直近の財務諸表上の純資産の額を基礎とし、必要に応じて企業の収益状況や将来性も勘案

した評価が行われる。

イタリアの税法上、非上場企業株式の評価には明確な法定式はないものの、税務当局は会社の帳簿価額や類似企業の取引倍率等を参照した公正価値の算定を要求する傾向がある。

- 現預金・金融資産
銀行預金や現金については、その額面金額により評価される。
- 事業用資産
個人事業者が有する事業用資産（機械設備、営業権〈のれん〉、棚卸資産など）については、その事業継続価値や清算価値に基づき評価が行われる。

➤ 税率構造と控除

主な区分と税率・基礎控除額は以下となる。

- 配偶者及び直系血族（子や父母・孫など）
 - 税率：4%
 - 基礎控除：€1,000,000
- 兄弟姉妹
 - 税率：6%
 - 基礎控除：€100,000
- 上記以外の親族
 - 税率：6%
 - 基礎控除：なし
- その他
 - 税率：8%
 - 基礎控除：なし

また、以下のような特定の資産や相続形態に対する非課税措置や適用除外が設けられている。

- 公益目的の遺贈・寄付の非課税
被相続人が遺言により財産の全部または一部を国家・地方公共団体や公益法人（慈善団体）に寄付・遺贈した場合、当該部分については相続税が課されない。
これは公共の利益に資する財産移転を税制面で優遇する趣旨であり、文化財の国家寄贈や慈善団体への遺産寄付などが代表例となる。
- 生命保険金の非課税
被相続人を被保険者とする生命保険契約に基づき、指定受取人が受け取る死亡保険金については、相続税の課税対象から除外される。
- 政府公債等の非課税
イタリア政府の発行する国債（政府債券）は相続税・贈与税の課税対象外とされている。
- 配偶者に対する事実上の軽減措置
イタリアでは配偶者控除といった明示的な全額控除制度はないが、配偶者には€100 万という高額な非課税枠が設けられており、大半の中小規模の遺産について配偶者相続分には課税が生じない仕組みとなっている。

- 受取人が重度の障がい有する場合の措置
上記続柄区分に応じた通常の非課税枠に代えて一律€150万の基礎控除が適用される。

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業の世代交代を税制面から支援するための事業承継税制（事業資産の相続・贈与に関する特例措置）が設けられている。

正式な制度名はないが、1988年立法令第346号「相続・贈与税統一法」(Testo Unico delle Imposte di Successione e Donazione : TUS) 第3条4項-terに規定された事業承継に係る相続税・贈与税の免税措置がそれに該当する。

先代経営者から配偶者や直系卑属（子や孫）への事業資産の承継に際し、一定の要件を満たす場合には相続税・贈与税を課さないというものとなる。

➤ 事業承継税制の目的

中小企業等がオーナーの死亡や生前贈与によって事業承継する際、多額の税負担のために事業資金を取り崩したり事業売却を余儀なくされたりする事態を防ぎ、事業の継続性を確保することにある。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 2000年
1988年立法令第346号「相続・贈与税統一法」(TUS) 第3条4項-terに規定された事業承継に係る相続税・贈与税の免税措置が施行された。
- 2001年
相続税が廃止され、事業承継に係る免税措置も廃止された。
- 2006年
相続税の再導入に伴い、事業承継に係る免税措置も再導入された。
- 2024年
立法令第139号により、TUS第3条第4項-terが改正され、2025年1月1日から施行された。この改正により、事業承継に関する優遇措置の適用範囲と条件が明確化された。

➤ 課税方式

事業承継税制の下では、適用要件を満たす事業資産の相続または贈与について、相続税・贈与税が全額非課税（免税）となる。

この免税措置は、承継される事業資産の価額に制限なく適用され、たとえ事業価値が通常の非課税枠（例えば配偶者・子に対する€100万）を超える場合でも税額がゼロになる。

対象となる資産は、個人事業の事業用資産（営業用設備、機械、在庫、営業権等）や、未上場会社の株式・持分となる。

➤ 適用要件

適用を受けるためには、主に以下の要件を全て満たす必要がある。

- 会社株式（持分）の場合
承継資産が株式会社等（資本金会社）の株式である場合、その承継によって受贈者が会社の「支配権」を取得または既存の支配権を強化することが必要となる。
イタリア民法第 2359 条第 1 項 1 号に定義される「支配株主（過半数株主）」に該当することが要件とされる。
承継により受贈者が会社の議決権の過半数を保有するか、すでに過半数を持っている場合はそれを維持・強化する形でなければならない。
この条件により、ごく一部の少数株式の承継など純投資的な株式移転には適用されない仕組みとなっている。
- 5 年間の事業継続・株式保有の義務
免税を受けた承継資産については、承継後少なくとも 5 年間は事業を継続または株式を継続保有すること。
株式の場合、取得後 5 年間は会社の支配株主として持株を維持すること。
個人事業・人的会社の場合は 5 年間その事業を廃業せず営業し続けること
- 所定の申告手続
非課税適用を受けるには、相続税申告書の提出時（または贈与の場合は公証人による贈与契約締結時）に、上記要件を満たす旨の宣言書を税務当局に提出すること。

これらの要件を満たせば、当該事業資産に係る相続税・贈与税は課されず、また事業用不動産が含まれる場合には通常、他にかかる不動産移転税（登録税・抵当税・カタスト口税）も免除される。

例えば、親から子へ工場不動産と設備一式を贈与する場合、子が 5 年以上事業を継続すると宣誓すれば、贈与税が 0 になるだけでなく、本来課される不動産登録税（2%）と不動産カタスト口税（1%）も課されず合計 3%分の移転税も免除される。

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

企業の株式や持分の評価は、通常、市場価値または企業の純資産価値に基づいて行われる。

しかし、TUS 第 3 条第 4 項-ter の適用により、条件を満たす場合、これらの資産は相続税及び贈与税の課税対象から除外される。

家族経営企業の世代交代を円滑に進めることを目的としており、一定の条件を満たす場合に相続税及び贈与税が免除される制度となる。

➤ 相続における株式移転の制度措置

上記のように、TUS 第 3 条第 4 項-ter の適用により、条件を満たす場合、未上場株式も課税対象から除外される。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

事業承継優遇措置が租税回避に利用されることを防ぐため、以下のような防止策が講じられている。

- TUS 第 3 条第 4 項-ter
 - 経営継続義務
相続または贈与により企業の支配権を取得した受益者は、少なくとも 5 年間、企業の経営を継続し、支配権を保持する必要がある。
短期間での企業売却や解散を防ぎ、事業の継続性を確保する。
 - 宣誓書の提出
相続税申告書または贈与契約書の提出時に、上記の条件を遵守する旨の宣誓書を提出する必要がある。
受益者が制度の要件を理解し、遵守する意思を明確にすることで、制度の濫用を防止している。
 - 2000 年 7 月 27 日付法律第 212 号第 10-bis 条
一般的租税回避防止規定が適用される。
形式的には合法であっても、実質的に租税回避を目的とした取引に対して、税務当局が課税を行うことができる。

➤ 事業承継税制の成果

2006 年の再導入以降、この事業承継税制により多数の中小企業オーナーが事業を円滑に次世代へ承継している。

免税適用件数の正確な統計は公表されていないが、事業承継税制の存在により「会社を相続した途端に多額の相続税を支払うため事業を売却せざるを得ない」という事態は大幅に減少したと評価されている。

イタリアの家族企業文化を支える制度とも位置付けられており、長期にわたる家族経営の継続（family business continuity）に貢献しているとされている。

もともと、課税最低限が高く富裕層以外には元々相続税がかからないイタリアでは、本税制の恩恵を受けるケースは相対的に限られているとの指摘もある。

いずれにせよ、事業承継に係る税負担ゼロを実現する本制度は、租税による事業縮小・雇用不安を防止し、地域経済の安定に寄与する措置として評価されている。

6. オランダにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ オランダにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

個人の死亡に伴う財産の移転及び生前贈与に対して、オランダでは「相続税・贈与税」(erfbelasting (相続税) 及び schenkbelasting (贈与税)) が課される。

相続税と贈与税は単一の法体系の下で統合的に運用されている。

課税対象となる資産の範囲は、被相続人がオランダ居住者である場合、その全世界に所在する全ての財産に及ぶ。

一方、被相続人が非居住者である場合には、2010 年以降オランダ国内資産に対する相続税・贈与税は原則課されない。

ただし、租税回避防止策としてオランダ国籍を有する者が国外へ移住した場合、その移住後 10 年間はオランダ居住者とみなして相続税を課す特則が設けられている

- 1956 年相続税法 : Successiewet 1956

➤ 相続税及び贈与税の目的

富の移転に際して課税上の公平を確保し、世代間における富の過度な集中を緩和するとともに、国家の財政収入を確保すること。

配偶者や直系親族に対する大幅な非課税枠や中小企業の事業承継に対する特例措置を設ける一方で、広く相続・贈与に網を掛けることで一定の歳入を得るバランスを図っている。

➤ オランダにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.3% : 2023 年

➤ 最高税率

- 40%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1956 年

現行の相続税・贈与税法にあたる「1956 年相続税法」が制定された。

従来の相続税・贈与税制度を包括的に定め、被相続人の死亡による財産移転と生前贈与の課税を統合的に取り扱う枠組みが確立された。

- 2010 年

大規模な税制改正により相続税法が抜本的に見直された。

税率構造が簡素化・引下げされ、例えば兄弟姉妹や甥・姪などへの相続に対する最高税率は従来の68%から40%へと引き下げられた。

続柄区分（続柄グループ）の整理・簡素化や基礎控除額の引上げが行われ、被相続人が非居住者である場合の国内資産課税が廃止されるなど、EU 域内の資本移動の自由に適合させる改正が実施された。

- 2025 年

事業承継税制について、適用要件の見直しを含む改正が行われた。

具体的には、非課税枠の拡大及び減免率の調整や、適用要件である事業継続期間の短縮など、中小企業の事業承継優遇措置を見直す内容となった。

- 課税方式

遺産取得課税方式であり、被相続人の死亡時に各受益者が取得した正味の財産額（被相続人の債務等を控除後の額）が課税対象となる。

相続税・贈与税の申告・納税は各納税義務者が行い、取得した財産価額に応じて課税関係が完結する。オランダでは課税上、遺産全体ではなく個々の取得分に着目することで、受益者の担税力に応じた税負担としている。贈与税については受贈者に課税されるが、納税確保のため贈与者と連帯して納付責任を負う仕組みとなっている。

- 課税資産の評価方法

原則として課税事由発生時点（相続開始日または贈与日）の時価に基づいて行われる。

- 上場株式等の市場性のある有価証券

相続開始日または贈与日における市場価格が評価基準となる。

取引相場のある株式や公社債については、その時点の公正価値をもって評価し申告する。

- 非上場株式・持分等（閉鎖会社の株式など）

公開市場価格の存在しない株式については、当該会社の財務状況及び収益性を総合的に勘案した評価が求められる。

具体的には直近の財務諸表に基づく簿価純資産価額や将来収益見込に基づく企業価値を算定し、公正価値として申告する。

会社の貸借対照表が監査済みで信頼性が担保されている場合には、その純資産額を株式数で割った 1 株当たりの帳簿価額を参考に評価が行われることが多い。

税務当局は申告された評価額が不適切に低いと判断した場合、独自に鑑定評価を行って不足税額を追徴する権限を有している。

- 不動産

土地・建物等の不動産については、地方自治体が評価する公的な評価額（WOZ）が基準として用いられる。

WOZ 評価額は毎年更改され市場価値に近づけられていることから、通常は相続税・贈与税の申告評価額として WOZ 値がそのまま採用される。

ただし、実勢価格とかけ離れている場合や特別な不動産については、不動産鑑定士の評価報告等に基づき適正時価を算定して申告することが認められる。

- 現金・預金・債権債務等

銀行預金や公社債など額面価額が明確なものはその残高・額面によって評価する。
貸付金などの債権については回収可能性を考慮した公正価値を申告する。
負債がある場合には相続財産の価額から控除し、正味価額を算定する。

➤ 税率構造と控除

続柄及び取得財産額に応じた累進税率構造と各種の基礎控除が設けられている。
被相続人と受益者の関係によって非課税となる基礎控除額が定められている。

- グループ I
配偶者・パートナー
婚姻もしくは登録パートナー、一定要件を満たす内縁パートナーを含む。
€795,156 まで非課税となる。
遺族年金等を受給する場合、その現在価値の半額相当分で控除枠が一部圧縮される規定があるが、それでも最低€173,000 余りの控除額が保障される。
- グループ IA
子・孫
直系卑属
€25,187 まで非課税となる。
18 歳未満や障がい者で将来就労が困難な子については特別控除額として約€75,000 まで非課税となる。
- グループ II
兄弟姉妹・甥姪・それ以外の親族・第三者
€2,658 まで非課税となる。

基礎控除額を超える部分について、課税標準に累進税率を適用して税額が算出される。
税率は取得者の続柄グループ及び取得価額によって決まる。

税率		
グループ	課税標準 (€)	税率
I	0~152,368	10%
	152,368 超部分	20%
IA	0~152,368	18%
	152,368 超部分	36%
II	0~152,368	30%
	152,368 超部分	40%

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業等の事業承継を支援するため、オランダでは相続税・贈与税において事業承継優遇措置 (Bedrijfsopvolgingsregeling) が設けられている。

これは事業用資産に係る相続税・贈与税の負担を大幅に軽減する特例制度であり、課税ベース自体を縮減する評価減措置が講じられている。

具体的には、被相続人または贈与者から会社経営や個人事業に用いられていた事業資産を相続または贈与によって取得した場合、一定の要件の下でその取得資産の大部分を非課税とすることが可能である。

この制度により、事業承継時の税負担が実質的に大幅軽減され、事業の継続性が確保されるよう配慮されている。

- 事業承継優遇措置：Bedrijfsopvolgingsregeling：BOR
 - Successiewet 1956 第 35b 条
事業承継に該当する企業資産の定義及び課税価格から控除される割合等について規定されている。
 - Successiewet 1956 第 35c 条
事業承継の特例適用を受ける取得財産についての税額減免の条件、納税猶予等について規定されている。

➤ 事業承継税制の目的

オーナー経営者の死亡や生前贈与に際し過大な税負担が事業継続の妨げとならないようにすること。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1980 年代
BOR は徴収法（Invorderingswet）上の税猶予規定として存在していた。
- 2002 年
相続税法改正によりその枠組みが相続税法本体に組み込まれた。
Successiewet 1956 に第 35b 条及び第 35c 条が新設され、事業承継に関する非課税枠・猶予制度が明文化された。
- 2010 年
税制改正で非課税対象となる事業資産の範囲と控除割合が大幅に拡充され、事業用資産について実質的に 85%相当を非課税とする現行の枠組みが確立された。
- 2025 年
非課税枠の引上げ及び控除割合の見直し等が行われ、制度の持続可能性と公平性を高める調整が実施された。

➤ 課税方式・適用要件

事業承継税制の適用を受けるためには、承継される資産が事業用資産に該当すること、及び承継前後に一定の要件を満たすことが必要である

- 対象資産の範囲
被相続人または贈与者が経営していた企業の事業用財産（営業用資産、事業用不動産、設備、在庫、営業権など）及び中小企業の株式（非上場株式）が対象となる。

ただし、純粋な投資資産や不動産管理専門会社の株式等、実質的な経済活動を伴わない資産は対象外とされる。

承継される企業が客観的な事業を営んでいることが必要であり、保有資産の過半が投資目的の金融資産や遊休不動産で占められる場合には特例適用が認められない。

- 事前保有期間

贈与の場合、贈与者（事業の前経営者）は当該事業資産を少なくとも 5 年間継続して保有・経営していたことが要求される。

相続の場合は被相続人について死亡前年から 1 年以上事業を営んでいたことが実質要件とされ、いわゆる駆け込み的な会社設立による節税スキームを排除している。

- 年齢要件

贈与により事業を承継する場合、受贈者（後継者）は 21 歳以上であることが求められる。

世代飛ばし承継などにおいて、若年者への贈与による事業継続能力を勘案した規定である。

- 事後保有期間

承継後、後継者は取得した事業資産を一定期間継続保有・経営しなければならない。

2024 年までは少なくとも 5 年間の事業継続（「5 年ルール」）が課されていたが、2025 年以降の改正によりこの継続期間要件は 3 年間に短縮された。

この期間内に事業を廃止・売却した場合、特例によって減免された税額について納付義務が復活し、遡及的に課税される。

以上の要件を全て満たす場合、事業承継税制の適用により大幅な非課税・減税措置が受けられる。

承継事業の企業価値（継続企業としての価値）について、そのうち最初の€1,205,871（2024 年）2025 年からは€1.5 百万相当額までが 100%非課税とされる。

上記非課税枠を超える事業資産価額については、その 83%相当額が課税標準から控除される（2024 年まで）。

2025 年の改正によりこの減免率は 75%に調整された。

- 株式評価の減額措置とその根拠

主要な税負担軽減策は、事業用資産の評価減・非課税措置となる。

適用条件を満たせば事業資産が 75%～100%の評価減が認められる。

この法的根拠は以下となる。

- Successiewet 1956 第 35b 条及び 35c 条

- 相続における株式移転の制度措置

上記の適用条件を満たせば、未上場株式の評価減が認められ、株式移転が容易となる。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

事業承継優遇措置が租税回避目的で濫用されることを防ぐため、オランダ税制には以下のような防止策が講じられている。

- 一般的租税回避防止規定（GAAR）

オランダには正式な単一条文による GAAR 規定は存在しないものの、判例法理として確立された原則により、実質的経済目的がなく主として租税回避を目的とする法形式は認められないとする一般原則が課税実務に浸透している。

この原則に基づき、租税回避のみを意図した不自然な取引や構造は否認され、課税上は当初から存在しなかったものとして扱われる。

また、オランダ一般税法(AWR)上も納税義務の濫用的減免を防止する趣旨の各種規定が整備されている。

- 相続税法第 35b 条

事業資産の定義と BOR の適用条件を規定している。

純粋な資産移転を目的とする租税回避スキーム（投資会社等）への制度適用を防止している。

- 相続税法第 35c 条

贈与者または被相続人の最低保有期間を規定している。

相続・贈与直前の形式的な事業開始（駆け込み取得）による税制適用を排除している。

- 第 35d 条

受益者の継続保有要件を規定している。

形だけの事業承継（税制優遇取得後すぐ売却）を排除している。

- 第 35e 条

BOR の適用対象となる株式の要件を規定している。

株式分散所有などによる支配権のない少数株主の形式的承継への適用を制限している。

- 第 30 条

相続や贈与における意図的な操作（例：遺産の放棄）による税負担の軽減を防止している。

遺産放棄や形式的な名義変更などにより、課税を回避する目的で資産構成を恣意的に変える行為を排除している。

- EU 税制回避防止指令(ATAD)の実施

2019 年以降、EU の趣旨に沿った各種の国際租税回避防止措置を導入している。

たとえば、海外子会社の受動的所得を課税対象とする CFC ルールや、資産の国外移転時に潜在的譲渡益に課税する Exit 税の導入などが盛り込まれている。

これらは主に法人税・所得税分野の措置であるが、富裕層が事業承継優遇を組み込んだ国際的な租税回避スキームを構築することを防ぐ効果があり、相続税・贈与税の観点からも制度の整合性を保つ一助となっている。

➤ 事業承継税制の成果

オランダ税務当局や財務省の報告書によれば、事業承継税制の導入以降、後継者による企業の3年超継続率は約90%以上と非常に高く、制度の目的である「承継後の事業継続性の確保」が達成されていると評価されている。

2010年のBOR制度改正（非課税枠・85%減免の導入）以降、制度の利用件数は年々増加傾向にあり、以下のような実績が報告されている。

- 適用件数
年間およそ2,500～3,500件の相続・贈与がBOR適用を受けており、うち約7割が贈与による事業承継となる。
- 非課税資産の平均額
適用を受けた1件あたりの非課税対象事業資産額は平均€120万～€150万であり、特例の非課税枠が制度活用の大きな要因になっていることがうかがえる。

7. アイルランドにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ アイルランドにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

個人の死亡に伴う財産移転に対して「相続税（Capital Acquisitions Tax,）」が課され、生前贈与についても同様の税制により課税される。

相続と贈与を包括する制度として統一的に運用されており、課税対象の分類ごとに異なる非課税枠と税率が設定されている。

課税方式は、相続人または受贈者ごとに取得財産の価額に応じて課税する「取得課税方式」が採用されている。

課税対象となる資産の範囲は、贈与者または被相続人もしくは受益者のいずれかがアイルランド居住者である場合、その全世界に所在する全財産に及ぶ。

贈与者・被相続人・受益者のいずれもが非居住かつ通常居住でもない場合には、アイルランド国内に所在する資産のみが課税対象となる。

- 相続税：Capital Acquisitions Tax：CAT

➤ 相続税及び贈与税の目的

富の過度な集中を防ぎ、世代間の公平な負担を確保すること。
国家の財政基盤を安定させること。

➤ アイルランドにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.5%：2023 年

➤ 最高税率

- 33%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1976 年
Capital Acquisitions Tax Act により現行制度が導入された。
- 1985 年
配偶者が取得する相続財産について相続税が全額免除となる改正が行われた。
- 1994 年
事業承継税制が導入された。

相続・贈与について、一定の事業用資産に対する課税価格の90%減額を認めるビジネス救済措置（Business Relief）が1994年財政法により創設された。

- 2003年以降
数次にわたる改正で非課税枠や税率構造が調整され、制度の簡素化と公平性が図られてきた。
- 2019年
国内景気回復等を背景に、相続税・贈与税の基礎控除額の引上げが決定された。
- 2020年
租税回避防止・適正検証の強化策が講じられた。
特に事業用資産特例（Business Relief）や農地特例（Agricultural Relief）の適用を受ける場合、取得財産の価額が基礎控除内に収まるケースであっても、例外なく申告が必要とするルールが導入された。

➤ 課税方式

累進税率は存在せず、税率は一律33%である。

各受益者にはその取得財産の価額から差し引くことのできる非課税枠（基礎控除額）が設けられている。

- Group A
被相続人・贈与者の子（直系卑属）や孫、また養子等が該当する。
直系の子が親から財産を取得する場合など、最も範囲の広い控除枠が適用される。
- Group B
被相続人・贈与者の兄弟姉妹、甥・姪、直系尊属（親・祖父母）などが該当する。
兄弟姉妹や祖父母から孫への相続、叔父・叔母から甥姪への贈与など、一定の近親者に適用される中間的な控除枠である。
- Group C
上記A・Bいずれにも属さない遠戚及び第三者（親族以外）が該当する。

各受益者（納税者）は生涯を通じて、上記のグループごとの非課税枠まで累積して無税で財産を取得することができる。

すなわち、同じグループ内の複数の親族から受けた相続・贈与は合算され、その合計額が当該グループの限度額を超えない限り課税されない仕組みである。

限度額を超過した部分についてのみ33%の税率が適用される。

➤ 課税資産の評価方法

課税資産は以下のように評価される。

- 不動産
土地、住宅、不動産投資物件、借地権付き建物等あらゆる不動産が含まれる。
相続税評価において不動産は相続時点の市場価値（時価）で評価される。
「評価基準日」における当該不動産のオープンマーケットでの売却可能価格が時価とされる。

不動産に抵当権や借入金（住宅ローンなど）がある場合、相続人がその不動産とともに債務も引き継ぐときは、評価額からその債務額を控除できる。

- 上場株式

相続時点の市場価格に基づく。

通常、その株式が上場されている証券取引所での相続発生日（評価基準日）における終値または取引価格がそのまま評価額となる。

- 非上場株式

証券取引所等の上場されていない株式や、自社株、未公開会社の持分、あるいはパートナーシップの持分など、公的市場価格の存在しない株式・企業持分が該当する。

基本原則は相続時点の市場価値となる。

しかし上場株のような客観的市場価格がないため、評価専門家による株価算定が必要になる。

評価手法としては、その企業の純資産価値、類似業種の株価収益率からの算定、将来収益の現在価値評価など、公正価値を求めるための手法が用いられる。

相続人（取得者）がその会社を支配する立場になる場合には、支配権プレミアムを加味した評価を行う旨が規定されている。

相続により取得者とその近親者グループで対象会社の発行株式の過半数以上を保有し経営支配できる状態となる場合、取得した株式は少数株評価ではなくグループ全体としての株式価値に基づき評価される。

- 預金・現金等

預金や現金等については、その**貨幣的価値そのものが評価額**となる。

- 事業用資産

被相続人が営んでいた**事業に属する資産**全般が該当する。

事業用の設備・在庫・営業権（のれん）等、パートナーシップ事業の持分、あるいは**家族会社など非上場企業の株式**がこれに含まれる。

原則的な評価は相続時の時価となる。

被相続人が経営していた店舗の在庫商品は、その在庫の市場販売価額ベースで評価され、営業権（のれん価値）がある場合は、将来収益を現在価値化するなどして相当の企業価値を算定する。

➤ 税率構造と基礎控除

基礎控除額は続柄（血縁関係の近さ）に応じて3つの区分（Group）に分類されている。

- Group A

非課税枠は€400,000となる。

- Group B

非課税枠は€40,000となる。

- Group C

非課税枠は€20,000となる。

基礎控除以外に以下のような各種の非課税・軽減措置がある。

- 配偶者・事実婚パートナー控除

配偶者間あるいは登録された市民パートナー間で行われた相続・贈与については全額非課税である。

- 少額贈与の非課税
年間€3,000 までの贈与（Small Gift）については、贈与者一人当たり毎年非課税で受け取ることができる。
この制度により、親族間での日常的な金銭援助や祝い金等については相続税・贈与税の対象外とし、税務上の簡素化と国民感情への配慮がなされている。
- 扶養・教育・医療費の免除
扶養義務に基づく子女の教育費や、一定の近親者の療養費・障がい者のケア費用等については、「通常かつ合理的な範囲の支出」であれば相続税・贈与税の対象としない旨が定められている。
- 居住用住宅に関する特例
被相続人の死亡時に、その被相続人と同居していた親族等が自宅を相続した場合、一定の要件の下でその住宅の相続について非課税とする特例措置がある。
直系親族など特定の受益者が被相続人の生前 3 年以上同居し、かつ他に自宅を所有していない場合に限り、相続による取得について当該住宅の評価額を非課税とする形に限られている。
- 生命保険金に対する控除
被相続人が残した生命保険金について、保険金受取人が法定相続人（配偶者や子など）である場合は、その受取保険金に対し最大€20,000 程度の控除を認める規定がある（障がい者向け特別控除との重複適用不可）。

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業や農家等の事業承継を税制面から支援するため、相続時及び贈与時に活用できる特例措置が設けられている。

事業用資産や農業資産について、それぞれ課税価格の 90%を減額する大幅な評価減の特例が用意されている。

- 事業用資産に関する特例
2003 年相続税・贈与税統合法：Capital Acquisitions Tax Consolidation Act 2003
- 農業資産に関する特例
1997 年所得税法：Taxes Consolidation Act 1997

➤ 事業承継税制の目的

この制度により、事業オーナーの死亡時であっても多額の相続税が発生しにくくなり、相続人が事業資産を切り売りしたり事業そのものを売却せざるを得ない事態を防ぐ効果が期待されている。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1994 年
財政法により創設され、現在は 2003 年統合法の中で第 90～101 条に規定されている。
- 1997 年
農業資産に関する特例が改正された。
- 2003 年

事業用資産に関する特例の適用条件が改正された。

➤ 課税方式

以下の2つの特例により課税される。

- 事業用資産に関する特例（Business Relief）
事業に使用されている資産を相続または贈与によって取得した場合、一定の要件の下でその資産の評価額を90%減額することができる制度となる。
- 農業資産に関する特例（Agricultural Relief）
農地や農業用資産を相続または贈与により取得した場合、一定の要件の下でその農業資産の評価額を90%減額できる特例である。

➤ 適用要件

事業用資産に関する特例の適用要件は以下となる。

- 資産
特例の対象となるのは、被相続人・贈与者が営んでいた事業に属する以下のような主要な資産である。
 - 被相続人が経営していた個人事業そのもの（営業用資産の集合体）
 - パートナーシップ（組合事業）の持分
 - 非上場会社（公開会社でない会社）の株式または証券上記事業会社が使用していた資産で個人が所有していたもの
- 保有期間要件
対象となる事業や会社株式は、被相続人（または贈与者）が一定期間以上継続保有・経営していたものでなければならない。
相続の場合は死亡前2年以上、生前贈与の場合は贈与前5年以上、当該事業を実質的に所有・経営していたことが求められる。
- 事業従事要件
対象となる事業は営利目的で継続的に遂行されていた真正の事業である必要がある。
単なる資産管理会社や不動産保有が主目的の事業は除外される。
- 相続人（受益者）の保有継続要件
特例適用を受けた相続人・受贈者は、取得後もその事業資産を一定期間保有・継続しなければならない。
取得後少なくとも6年間の継続保有が条件となっている
この期間中に事業を廃止したり、資産を第三者に譲渡・処分した場合、特例適用が遡及的に取り消される。

農業資産に関する特例の適用要件は以下となる。

- 農業資産（Agricultural Property）

農地・牧草地・森林（土地）及びその上の作物・立木、農業用建物（適切な規模の農家住宅含む）とその敷地、農業機械、家畜・血統種、EUの単一農業支払権など、農業経営に供される一切の資産を指す。

- 受益者の農業従事要件

特例適用を受けるには、相続人・受贈者が農業従事者であることが条件となる。

取得後において、以下の両方を満たす必要がある

- 受益者の総資産のうち少なくとも80%以上が農業資産で占められていること。
- その受益者自身が6年間にわたり農業を営むか、あるいは農業経営に必要な資格を有しつつ農地を有資格農業者へ6年間リースすること。

- 継続保有要件

Business Reliefと同様、Agricultural Relief適用資産についても取得後6年間の保有継続義務が課される。

期間内に農地を売却または農業を中止した場合、適用を受けていた減額が取り消され、本来の課税額との差額と延滞利息を納める必要がある。

- 株式評価の減額措置とその根拠

事業を営む会社の株式は適用条件を満たせば90%が減額される。

法的根拠としては2003年相続税・贈与税統合法（Capital Acquisitions Tax Consolidation Act 2003）第92条から第101条となる。

- 相続における株式移転の制度措置

上記のように、適用条件を満たせば90%が減額され、起こりの10%に対して通常の相続税が課せられる。

- 租税回避防止措置とその整合性

主要な租税回避防止策としては以下が挙げられる。

- 2003年相続税・贈与税統合法第101条

受益者が取得した事業資産を一定期間内に売却または事業目的外で使用した場合、適用された六例が取り消され、相続税または贈与税の課税対象となる。

- 2003年相続税・贈与税統合法第100条

事業に直接関連しない資産（例：過剰な現金、投資資産など）は、特例の対象外とされ、課税評価額に含まれる。

- 2003年相続税・贈与税統合法第102条

複数の特例の重複適用の防止が規定されている。

- 1997年所得税統合法（Taxes Consolidation Act 1997）第811C条及び第811D条

一般的租税回避防止規定（GAAR）の適用

税務当局は、形式的には合法であっても、実質的に租税回避を目的とした取引に対して課税を行う権限を有している。

GAAR は、相続税・贈与税（CAT）を含む複数の税目に適用され、租税回避取引に対して追加税、利息、30%の追加課税が課される可能性がある。

➤ 事業承継税制の成果

2022 年時点で農業財産特例による税収減は約€2 億 600 万、事業財産特例による減収は約€1 億 9,800 万に上り、両者を合わせた減収額（約€4 億 5,000 万）はその年の相続税課税ベースの約 40%に相当した。

政府の税制検討会議も「両特例は年間それぞれ約 2 億ユーロ規模の減税効果を持つ」と指摘している。

事業承継税制は、家族経営企業や農場の存続・雇用維持に大きく寄与していると評価されている。

高額な相続税・贈与税が発生すれば事業資産を切り売りしたり、事業そのものを閉じざるを得ないケースも考えられるが、特例適用により税負担が大幅に軽減されることで、後継者は事業資産をそのまま引き継ぎ事業継続や雇用維持が可能となっている。

事業承継税制の有用性については、農業・中小企業団体から繰り返し肯定的な評価が示されている。

税収を犠牲にしても維持すべき公共政策上の価値がある程度認められてきたと言え、現にその恩恵を受けた事業者・農家から高い支持を得ています。

一方で、制度の副作用として富裕者層による租税回避の温床になりかねないとの指摘も無視できず、今後も政策目的（事業継続支援）と租税公平性のバランスが重要視される。

8. スペインにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ スペインにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

個人の死亡に伴う財産移転（相続）及び生前贈与に対して「相続税・贈与税（Impuesto sobre Sucesiones y Donaciones, 略称 ISD）」が課される。

相続税と贈与税が単一の法体系の下で統合的に運用されている。

スペインの相続税・贈与税法は 1987 年に制定された「1987 年 12 月 18 日法律第 29 号」（ISD 法）によって規定されており、同法に基づく政令（1991 年 11 月 8 日勅令第 1629 号）に評価方法等の詳細が定められている。

直接税かつ人的課税の性格を有し、納税義務者は財産を取得した個人である。

法人が遺贈や贈与によって無償取得した財産は相続税ではなく法人税の課税対象とされており、個人所得税（IRPF）との役割分担が図られている。

課税対象となる資産の範囲は、被相続人（または贈与者）がスペイン居住者である場合、その全世界に所在する全財産に及ぶ。

一方、被相続人（贈与者）が非居住者の場合には、スペイン国内に所在する資産のみが課税対象となる。

スペインの相続税・贈与税は「租税移譲制度」により州に税収が帰属する仕組みであり、州政府が相続税に関する徴収・監督権限を有するとともに、一定の範囲で自主的に税率・控除を定めることが認められている。

- 相続税・贈与税法：Impuesto sobre Sucesiones y Donaciones：ISD

➤ 相続税及び贈与税の目的

富の移転に際して課税上の公平を確保し、世代間での富の過度な集中を緩和するとともに、国家及び地域の財政収入を確保すること。

➤ スペインにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.5%～0.6%：2023 年

➤ 最高税率

- 34%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1987 年
現行の相続税・贈与税法にあたる「1987 年法律第 29 号（相続税・贈与税法）」が成立した。
それまで贈与税が別立てであった旧制度が一本化され、死亡による遺産取得と生前贈与を統合的に課税する枠組みが確立された。
- 2001 年
「2001 年 12 月 27 日法律第 21 号」（自治州財政措置法）により相続税の税収帰属と課税自主権が各自治州に移譲される。
- 2014 年
欧州司法裁判所により「スペインの相続税制度が非居住者に対して差別的で EU 資本移動の自由に反する」との判決（2014 年 9 月 3 日）が下されたことを受け、「2014 年 11 月 27 日法律第 26 号」によって相続税法の改正が行われた。
同改正により、非居住者（EU・EEA 加盟国居住者）であってもスペイン居住者と同等の税制上の恩恵（各自治州の軽減税率や控除）を受けられるよう制度が是正されている。
- 2019 年以降
各自治州レベルで相続税の大幅減税・免税措置が拡充される。
特に 2022～2023 年に保守政党が州政権を奪還した 11 州では、兄弟姉妹や叔甥など直系以外の親族に対しても税額的大幅軽減が導入され、対象範囲の拡大が進んでいる。
こうした動きを背景に、近年はスペイン全体の相続税収が減少基調にある。

➤ 課税方式

課税方式は遺産取得課税方式（各相続人・受贈者ごとに課税）であり、被相続人の死亡時に各受益者が取得した正味財産額（被相続人の債務等を控除後の額）がそれぞれ課税対象となる。

➤ 課税資産の評価方法

課税評価は、原則として課税事由発生時点（相続開始日または贈与日）の時価に基づいて行われる。
課税実務上は納税者が評価額を申告し、税務当局がその妥当性を審査・確認する形がとられる。

- 上場株式等の市場性のある有価証券
相続開始日（またはその前後数日の平均）における市場価格（終値等）を基準として評価する。
スペイン証券市場委員会や財務省から公表される公式の評価レポートに従い、死亡日時点に最も近い取引日の終値などを用いて評価額を算定する。
- 非上場株式・持分等
市場価格の存在しない未公開会社の株式や合名会社の持分などは、直近の会計年度の財務諸表に基づく簿価純資産を基本としつつ、必要に応じて収益力なども考慮した評価が求められる。
当該会社の直近貸借対照表が公認会計士等による監査済みで適正と認められる場合、その純資産額を株式数で割った 1 株当たり帳簿価額によって評価する。

監査が未了または意見不表明の場合には、以下の評価法が用いられる。

- 株式の額面価額
- 監査の有無にかかわらず直近貸借対照表による帳簿価額
- 直近 3 事業年度の平均利益に基づき 20%の資本還元率（5 年分相当）で計算した収益価値
これらの三者を算出し最も高い値を評価額とする。
- 不動産
土地・建物の評価は、2022 年以降「参考価値」と呼ばれる公的評価額を用いる方式となった。
参考価値とは、公示価格や公的登記情報に基づき国有財産総局が算定する市場推定価値であり、不動産取得税や相続税の評価基準として用いられる。
納税者は通常この額をもって申告評価額とする。
ただし参考価値が設定されていない不動産や特殊物件については、公証人評価書や専門鑑定士による評価額等を用いて時価を算定し申告する必要がある。
税務当局は提出された評価額が不適正に低いと判断した場合、独自に鑑定評価を行って不足税額を徴収する権限を有している。
- 現金・預金・債権債務等
銀行預金や公社債など額面価額の明確なものはその残高によって評価する。
貸付金や未収債権は回収可能性を考慮し、公正な評価額を申告する。

➤ 税率構造と控除

続柄に応じた基礎控除額及び各種の税額軽減措置が設けられている。

まず基礎控除額は被相続人と受益者の関係によって異なり、州の自主規定がない場合は国定基準で以下の額が課税標準から控除される。

- グループ I
被相続人の 21 歳未満の子・孫など直系卑属
€15,956 に、21 歳に達するまでの年数 1 年あたり€3,990.72 を加算した額
(最大€47,858.59)。
未成年の子が親から相続する場合などに適用される特例枠である。
- グループ II
被相続人の 21 歳以上の子・孫、配偶者、直系尊属（親・祖父母）
一律€15,956.87。
一般的な直系血族及び配偶者については、この額まで非課税となる。
- グループ III
被相続人の兄弟姉妹、甥・姪、姻族の直系（義父母・義子）等
€7,993.46。
直系以外の近親者に適用。
- グループ IV
上記に該当しない遠戚及び他人
基礎控除なし。

養子縁組関係にない事実上のパートナーや従兄弟姉妹、友人などが該当する。

受益者が障がい者である場合は障がい等級に応じた特別控除額が設けられており、33～65%の障がい等級では€47,858.59、65%以上で€150,253.03 が追加控除される。

被相続人が生命保険金を残した場合、法定相続人（配偶者・直系親族）が受け取る保険金については100%（上限€9,195.49）の控除が認められる。

税額の算定にはまずは各種の基礎控除・減額を差し引いた課税標準を確定する。

課税標準に対し、国定の累進税率表に基づき税額を算出する。

この税額はあくまで乗率適用前の中間税額である。

税率表

課税標準 (€)	税率
0 ~ 7,993	7.65%
7,993 ~ 31,956	7.65% ~ 10.2%
31,956 ~ 79,881	10.2% ~ 15.3%
79,881 ~ 239,389	15.3% ~ 21.25%
239,389 ~ 398,778	25.50%
398,778 ~ 797,555	29.75%
797,555 超	34%

算出税額に対し、受益者と被相続人の関係及び受益者の事前保有資産額に応じた乗率を乗じて最終的な納付税額を求める。

乗率

相続人のグループ	事前保有額 (€)	乗率
I	~ €402,678.11	1
	€402,678.12 ~ €2,007,380.43	1.05
	€2,007,380.44 ~ €4,020,770.98	1.1
	€4,020,770.99 超	1.2
II	~ €402,678.11	1
	€402,678.12 ~ €2,007,380.43	1.05
	€2,007,380.44 ~ €4,020,770.98	1.1
	€4,020,770.99 超	1.2
III	~ €402,678.11	1.588
	€402,678.12 ~ €2,007,380.43	1.668
	€2,007,380.44 ~ €4,020,770.98	1.747
	€4,020,770.99 超	1.906
IV	~ €402,678.11	2
	€402,678.12 ~ €2,007,380.43	2.1
	€2,007,380.44 ~ €4,020,770.98	2.2
	€4,020,770.99 超	2.4

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業等の事業承継を支援するための特例措置が設けられている。

課税ベース自体を縮減する大幅な評価減措置が講じられている。

一定の要件を満たす事業用資産や企業株式について課税価格の最大 95%（州によっては 99%）を非課税とする制度となる。

この制度設計により、企業オーナーの死亡時にも多額の相続税が発生せず、会社資産を取り崩したり事業売却に至ることを回避する効果が期待されている。

事業承継に係る優遇税制の主要な根拠は以下となる。

- 相続税法：Impuesto sobre Sucesiones y Donaciones
 - 第 20 条
一定の条件を満たす場合に、相続または贈与された事業資産に対する税額控除や減免措置が規定されている。
 - 第 4 条
相続税及び贈与税の課税対象となる資産や権利の定義を提供している。
事業資産がこれらの定義に該当するかどうかを判断する際の基準となる。

➤ 事業承継税制の目的

家族経営企業の事業継続を税制面から支援すること。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1994 年
事業承継税制は、1994 年の相続税法改正時に初めて導入された。
自社株式や個人事業用資産について一定要件の下で相続税評価額の 95%を控除する減税措置が設けられた。
- 2001 年
自治州への税源移譲に伴い、本特例の適用要件や控除率についても各州が上乘せ・拡充できるようになった。
例えばカタルーニャ州では 1990 年代後半に家族経営企業の株式について 99%減税とする州法規定を導入し、バレアレス州を除くほぼ全ての州が 95%を超える減免措置を自州税制に組み込んでいる。

➤ 課税方式

相続税評価額の大幅減額（95%減額）という形となる。

具体的には、被相続人から個人事業の事業用資産または非上場会社の株式を相続・遺贈により取得した場合で、一定の要件を全て満たすときは、その当該資産の評価額の95%（州によってはそれ以上）を課税標準から控除できる。

➤ 適用要件

減額措置を受けるための主な適用要件は以下となる。

- 事業実態要件
対象となる会社または事業が、純粋な資産管理業ではなく経済的活動を営んでいること。
不動産の保有・賃貸や有価証券の運用を主目的とする会社（いわゆる資産管理会社）は除外される。
- 持株要件
被相続人（または贈与者）が死亡時点で当該会社の株式を少なくとも5%以上（複数の親族合計では20%以上）保有していること。
家族で経営している中小企業が典型であり、家族全体で一定規模以上の経営持分を有するケースを想定している。
- 経営従事要件
被相続人（またはその近親者）の中に当該会社の経営に実質的に従事していた者がいること。
具体的には、被相続人本人またはその親族のいずれかが会社の取締役や代表者として日常的な経営管理に携わり、その役員報酬等が自身の総所得の50%以上を占めていたことが条件となる。
これは単なる名義株主ではなく事業経営の中心人物であったことを求める趣旨である。
- 継続保有要件
相続により資産を取得した相続人は、取得後少なくとも10年間（自治州によっては5年）当該事業を継続し、かつ株式等を保有し続ける必要がある。
途中で事業を廃止したり株式を第三者へ譲渡するなどした場合には、この特例適用が遡及的に取り消され、本来納付すべきだった相続税額と延滞利息を納付しなければならない。

バレアレス州など一部地域を除き、多くの州で控除率が99%まで拡充されていることから、円滑な事業承継が可能になる一方、制度の恩恵を受けられるのは家族経営の富裕層に限られるとの指摘もある。

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

事業承継税制における主要な税負担軽減策は、上述の95%評価減となる。

その根拠は相続・贈与税法（Impuesto sobre Sucesiones y Donaciones）の以下の条文となる。

- 第20条

課税標準からの減額措置を規定している。

- 第 4 条
相続・贈与税の課税対象となる範囲を規定している。

➤ 相続における株式移転の制度措置

非上場会社の株式を相続・遺贈により取得した場合で、一定の要件を全て満たすときは、その当該資産の評価額の 95%（州によってはそれ以上）を課税標準から控除できる。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

事業承継優遇措置が租税回避に利用されることを防ぐため、以下のような防止策が講じられている。

- 一般的な租税回避防止規定（GAAR）
一般税法（Ley General Tributaria）第 15 条
実質的な経済的目的がなく、主に税負担の軽減を目的とする取引や構造は無効とされ、税務当局はこれらを否認する権限を有する。
- 税務詐欺防止法（Ley 11/2021）
EU の「税制回避防止指令（ATAD）」を国内法に取り入れ、以下のような措置を導入している。
 - Controlled Foreign Company（CFC）ルールの強化：スペイン居住者が実質的に支配する外国法人の受動的所得をスペインで課税対象とする。
 - Exit Tax の導入：スペインからの資産移転時に未実現のキャピタルゲインに課税。

これらの規定により、事業承継の優遇措置が実質的な事業継続を伴わない形で利用されることを防ぎ、租税回避を抑制している。

スペイン税務当局は、「会社の実態がないペーパーカンパニーを利用した資産移転」や「要件を充足しない資産の組み込み」に対して厳しい監視を行っている。

例えば不動産管理専門の会社株式は経済活動要件を満たさないため特例適用外とされ、加えて被相続人が死亡直前に自己の金融資産を会社に移して株式評価額を水増しするといった行方も、純粹持株会社への該当として否認される可能性が高い。

さらに、継続保有要件の 10 年間を経ずに事業売却や解散が行われた場合には前述のとおり減免税額の返還が求められる。

こうした規定により、制度趣旨に反する租税回避的スキームの抑止と、本来の事業承継支援策としての整合性が担保されている。

➤ 事業承継税制の成果

自社株式を中心とした事業資産の相続に関し大きな効果を挙げていると評価される。

特例の適用により、オーナー経営者の死亡時でも遺族はほとんど相続税を負担せずに事業資産を引き継ぐことが可能となり、会社の売却や借入によらず納税問題をクリアできるメリットは大きい。

一方で、制度の濫用や不公平感も指摘されている。

スペインでは州ごとに制度運用が異なるため、事業承継税制の適用範囲や減免率にも地域差が生じている。

また、富裕層の相続税負担が極端に軽減される仕組みであることから、近年 OECD 報告などで「富の集中を助長し得る優遇策」として名指しされることもある。

9. フィンランドにおける相続税・贈与税・遺産税制度

➤ フィンランドにおける相続税・贈与税・遺産税制度の概要

死亡に伴う財産移転及び生前贈与に対して、「相続税」及び「贈与税」が課される。

これらは統一的な課税枠組みの下で運用されており、個別の財産取得者ごとに課税する「取得課税方式」が採用されている。

課税対象資産は、贈与者または被相続人、または受贈者・相続人がフィンランド居住者である場合、全世界の資産が対象となる。非居住者間の贈与・相続については、フィンランド国内資産に限って課税される。

- 相続税法及び贈与税法：Perintö- ja lahjaverolaki

➤ 相続税及び贈与税の目的

富の集中を防止し、財政資源の安定確保を図ることを目的とする。

社会的公平性と世代間バランスの是正を税制の理念としており、親族内の資産移転に対しても一定の課税を行うことで、全体としての税負担の公平性を維持することを志向している。

➤ フィンランドにおける相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.7% : 2023 年

➤ 最高税率

- 33%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1940 年台
現行の相続税制度の基本が確立した。
- 1994 年
累進税率構造の整理や各種控除規定が整備された。
- 2008 年
非親族間相続に対して高い税率（33%）が導入された。
- 2017 年
課税資産評価に係る指針が見直され、不動産や非上場株式の時価評価が厳格化された。

➤ 課税方式

相続・贈与ともに「取得課税方式」が採用されており、受益者ごとに課税が行われる。

課税ベースは、取得財産の時価から債務等を控除した正味額とされ、続柄に応じて基礎控除及び税率が異なる。

➤ 課税資産の評価方法

資産の評価法は以下となる。

- 不動産
公的登記簿の評価額または実勢価格に基づく。
遺産税評価の基準価格リストが毎年更新される。
- 上場株式
死亡日の終値を基準とした時価評価。
取引所上場株式については税務当局が死亡日の基準価額を公表する制度がある。
死亡後一定期間内に売却した上場株式について評価額修正を認める救済措置（評価損控除制度）がある。
売却価額での再評価が可能となっている。
- 非上場株式
会社の純資産価値や類似業種の株価倍率等を参考に、将来収益見通しも考慮して評価される。
株式の評価にあたっては持株比率も影響し、経営支配権を伴う大口株式には評価額が上がる傾向がある。
少数株主株式には通常 10～30%のディスカウントが認められることがある。
ただし、事業承継税制の適用対象となる株式については最大 100%の評価減（課税価額ゼロ）が認められる。
- 事業用資産（未上場株式以外の事業財産）
個人事業や農林業財産については継続企業的前提下で収益力等を加味し評価される。
例えば農地については市場価格ではなく農業収益力に基づく評価が認められる。
農業以外に転用しない前提では市場価格より低い「農業価値」で評価される。
- 現預金・債権債務
額面または契約上の金額を用いる。

➤ 税率構造と控除

相続税・贈与税は、受益者ごとの取得価額に対して課税され、かつ続柄に応じた分類（2 区分）で累進税率が適用される。

課税額・続柄・累進税率

課税額 (€)	I 類型 (配偶者・子・孫等) 税率	II 類型 (兄弟姉妹・第三者等)
～ €20,000	非課税 (基礎控除)	非課税 (基礎控除)
€20,001 ～ €40,000	7%	19%
€40,001 ～ €60,000	10%	25%
€60,001 以上	13%	33%

「遺産取得課税方式」が採用されており、受益者ごとに税率が決まるため、1 つの遺産でも複数の税率が同時に適用される可能性がある。

€3,999/年までの贈与については非課税（贈与者・受贈者ペアごと）となる。

€4,000/年を超えると累積評価され、3 年以内に行われた贈与と合算して課税対象となる。

配偶者へは遺産評価額のうち€90,000 まで非課税となる。

自宅に遺族が継続居住する場合は、居住用不動産のうち€42,500 までは非課税となる。

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業や農家などの事業を円滑に次世代へ引き継ぐことを目的として、相続税・贈与税の負担を大幅に軽減・猶予する事業承継税制が設けられている。

これは「世代交代に係る税の緩和措置 (Sukupolvenvaihdoshuojennus)」と呼ばれ、相続税法第 55～第 57 条に法的根拠が置かれている。

事業承継税制の対象となる資産は被相続人（または贈与者）の事業用財産であり、具体的には個人企業の事業用資産や農林業用資産、あるいは非上場会社の株式（持分）などが含まれる。

現行法では、相続または贈与により取得した事業資産について、一定の要件を満たす場合に課税価格の大幅減額及び納税猶予（分割納付）が認められる。

- 相続税法及び贈与税法 第 55～第 57 条

➤ 事業承継税制の目的

企業の世代交代時における過重な税負担を緩和し、中小企業の継続性と地域雇用を守ること。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1994 年
現在の事業承継税制の原型となる「世代交代に係る課税猶予・減免制度」（相続税法 55～57 条）が導入された。
これにより、一定の事業資産について課税価格を大幅に減額し納税を猶予できる仕組みが初めて明文化された。
- 2007 年
課税価格算定の基準となる純資産価値の評価方法が見直され、事業資産の評価減割合（40%評価）が明確化された。
- 2024 年
事業承継税制における納税猶予期間の延長（最長 5 年→最長 10 年）が実施されている。

➤ 課税方式

承継する事業に属する資産について、通常は純資産価額等に基づく評価額（税法上の評価基準値）が用いられるところ、本特例ではその 40%相当額のみを課税価格に算入して税額を算定する。

相続税法 56 条に基づき、本税制の適用対象となる相続税・贈与税については納税の猶予（分割払い）が認められる。

税額のうち事業資産に対応する部分が€1,700 以上である場合、納税者の申請により最長で 10 年間の分割納付（年賦払い）が許可される。

分割期間中の延滞利息は免除（無利子）とされ、年あたり最低€850 ずつを均等に支払う計画が設定される。

➤ 適用要件

本税制の適用要件は以下となる。

- 事業資産の範囲
相続財産または贈与財産に、被相続人（贈与者）の営んでいた農場またはその他の事業（その全部または一部）が含まれていること。
- 後継者の事業継続要件
相続人または受贈者が取得した事業資産を用いて、被相続人（贈与者）の事業を引き続き営むこと。
- 最低保有割合要件
承継する事業資産が非上場会社の株式等である場合、後継者が取得する持分がその会社の議決権・資本の少なくとも 10%以上に相当すること。
この 10%要件は法律（相続税法 57 条）で明示されており、親族へ事業を分散承継する際に各自の持株比率が小さくなりすぎると適用外となる

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

事業承継税制における中心的な減税措置が、事業用株式等の評価減である。

相続税法及び贈与税法第 55 条は事業承継の対象となる資産について評価額の特例を定めており、未上場会社の株式や個人事業の事業用資産は、通常評価の基準となる純資産価額や帳簿価額等の 40%相当額に引き下げて課税価格を算定する。

事業承継税制では株式の持分割合に応じた追加的な評価減も暗黙的に認められている。

経営支配権を伴わない少数株主の株式は、前述の 40%評価減とは別に、市場性の低さに基づく評価減（ディスカウント）が通例認められる。

これは少数株式の流動性が低く売却が困難であることを反映するもので、一般的に 10～30%程度の減額が実務上考慮される。

このような少数持分のディスカウント評価と法定の 40%評価減が組み合わさることで、事業承継時の株式の課税価値は実質的に非常に低い水準まで抑えられる場合がある。

➤ 相続における株式移転の制度措置

上記のように、適用条件を満たせば、40%の減額や、実質上の市場性の低さに基づく減額も認められている。

このような減額措置により、株式移転が容易になっている。

事業承継税制の適用要件として、相続税法及び贈与税法第 57 条に相続人が取得する非上場株式等の持分が会社全体の 10%以上であることが求められる。

企業オーナーの死亡に際して株式が細分化される場合に、極端に小さい持分を取得した相続人まで一律に税優遇を適用することを防ぐ趣旨がある。

事業承継税制の適用を受けた非上場株式については、相続人が少なくとも 5 年間その株式を継続保有し事業に関与し続けることが事実上求められる。

相続税法 55 条自体は継続年数を明示していないものの、同 56 条及び 57 条の規定により、承継後 5 年以内に後継者がその会社の主要部分（株式の過半数など）を第三者に譲渡した場合には、猶予されていた相続税の免除が打ち切れ、当初課されるはずだった税額が 20%の加算金とともに即時に課せられることになる。

納税者からの申請に基づき事前裁定（予備見解）を示す仕組みを持っている。

例えば、親から子への株式譲渡が贈与とみなされるか、事業承継税制の対象となるか不明瞭な場合、納税者は事前に税務当局へ問い合わせを行い、公式の判断（裁定）を得ることができる。

この制度は、親族内承継における不確実性を減らし、円滑な事業引継ぎを支援する役割を果たしている。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

事業承継優遇税制において、租税回避を防止し制度の整合性を保つための措置は、主に以下の条文に規定されている。

- 相続税及び贈与税法第 55 条
相続人や受贈者が取得した事業資産を一定期間継続して保有・運営することが求められている。
この要件により、短期間で資産売却や事業の中断を通じた租税回避を防止している。
- 相続税及び贈与税法第 56 条
納付猶予を受けた場合でも、一定の条件（例えば、事業の継続や資産の保持）が満たされない場合には、猶予が取り消され、税の即時納付が求められることがある。
これにより、制度の濫用を防止している。
- 相続税及び贈与税法第 57 条
事業承継の対象となる資産の定義や、優遇措置の適用を受けるための最低保有要件が規定されている。
例えば、非上場企業の株式については、相続人や受贈者が会社全体の 10%以上の持分を取得することが求められている。
これにより、形式的な所有を通じた租税回避を防止している。

フィンランドには租税回避一般防止規定（GAAR）が存在し、法律の適用が明らかに租税回避目的である場合には当局がその取引を無視し課税できる。

➤ 事業承継税制の成果

2020～2024 年の 5 年間における統計データによれば、本税制による相続税・贈与税の減免措置は年間平均約 2,653 件適用され、そのうち 87%にあたるケースが贈与（生前承継）に係るものであった。
減免を受けた資産の評価額は 1 件あたり平均約 71.5 万ユーロ、減免により軽減された税額は平均約 7.6 万ユーロと試算されている。
これらの恩恵を受けた納税者は 5 年間累計で約 1.3 万人に上り、同期間における税収の減少額は合計で約€10 億に達すると評価されている。

事業承継税制を設けていない国（例：スウェーデンやノルウェーがかつて相続税を廃止）の事例なども踏まえると、税制優遇の有無と中小企業の存続率・雇用への影響との間に決定的な因果関係は認められないと評価されている。

フィンランドの事業承継税制は中小企業や農家の世代交代を税制面から支援するという一定の成果をあげつつも、近年ではその恩恵配分の偏りや租税回避的利用の可能性、税収ロスとのバランスが議論的となっている。

10. 韓国における相続税・贈与税・遺産税制度

➤ 韓国における相続税・贈与税・遺産税制度の概要

個人の死亡に伴う財産移転に対して相続税（상속세）が課され、生前に行われる贈与に対して贈与税（증여세）が課される。

相続税と贈与税は「相続税及び贈与税法」により一体的に規定されており、両税で共通の基礎控除や税率構造が適用される仕組みである。

韓国の相続税は遺産課税方式（被相続人の遺産全体に課税）を採用しており、遺産総額から各種控除を差し引いた課税遺産に対して累進税率を適用する。

遺産に対する納税義務者は被相続人本人であり、相続人各々ではない。

ただし、税負担は実務上相続人が連帯して担い、相続発生から 6 か月以内（被相続人または相続人全員が非居住者の場合は 9 か月以内）に相続人が申告・納付する必要がある。

贈与税は贈与を受けた人（受贈者）に課され、贈与者・受贈者の居住状況に応じて課税範囲が異なる韓国居住者の場合は全世界所得、非居住者の場合は韓国内財産のみが課税対象となる。

- 相続税法及び贈与税法：상속세 및 증여세법

➤ 相続税及び贈与税の目的

巨額の資産が無税で世代間移転することを防止し、富の過度な集中を緩和するとともに国家の財政に必要な税収を確保すること。

➤ 韓国における相続税収の総税収に占める割合

- 約 0.8%：2016 年

➤ 最高税率

- 50%

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 1934 年（日本統治時代）
日本の相続税法を基礎に「朝鮮相続税令」が施行され、朝鮮における遺産課税制度の原型が整備される。
- 1950 年
大韓民国政府が初の「相続税法」を制定した。
相続税及び贈与税の恒久的制度が導入される。
以後、「相続税及び贈与税法」に基づき相続税・贈与税が運用された。
- 1968 年

相続税法が改正された。

累進税率構造の見直しや各種控除制度の導入など制度整備が図られた。

- 1997 年
アジア通貨危機前後の税制改正で相続税の基礎控除及び配偶者控除制度が拡充された。
一括控除 5 億ウオンの導入や配偶者控除の最低 5 億ウォン保障など、一般遺産について大幅な非課税枠が設定された。
- 1999 年
現行の税率構造が確立された。
最高税率をそれまでの 45%から 50%に引き上げ、最高税率が適用される課税価格の下限を 30 億ウォン超に引き下げる大改正が行われた。
以降、この改正が約 25 年間維持され、基礎控除額や税率帯も長期にわたり据え置かれた。
- 2008 年
事業承継税制（家業相続控除制度）が導入され、中小企業等の事業用資産を次世代に承継する際の相続税負担を軽減する優遇措置が新設された。
- 2014 年
相続人への生前贈与加算期間を従来の 5 年から 10 年に延長（相続人以外への贈与は 5 年）された。
租税回避抑制のため、被相続人が死亡前相当期間の贈与も遺産に含める現行制度の枠組みが整った。
- 2017 年
事業承継控除の適用要件緩和、経営継続要件の緩和や控除限度額の段階的引上げ（最大控除額を 500 億ウォンに拡大）等の措置が講じられた。
あわせて中小企業のみならず一定規模の中堅企業まで控除対象を拡大した。
- 2024 年
約 25 年ぶりとなる相続税制の大改正案が公表された。
最高税率を 50%から 40%へ引き下げ、最低税率 10%の適用範囲を課税価格 2 億ウォン以下まで拡大する累進構造緩和が盛り込まれたが否決された。

➤ 課税方式

遺産課税方式を採用しており、被相続人の遺産総額を基準に課税する方式である。

まず被相続人が死亡時に有していた全財産の評価額合計から、基礎控除や各種人的控除、債務控除など法定の控除額を差し引く。

こうして算出された課税遺産価額（課税標準）に対し、定められた累進税率構造を適用して相続税額を計算する。

基礎控除や配偶者控除により相当の遺産までは非課税となるため、大多数の一般的な相続では税負担が生じない。

課税額の計算にあたっては、生前 10 年以内の相続人への贈与財産価額（非相続人への贈与は 5 年以内）を累積加算し、そこに累進税率を適用して算出した税額から既に納付された贈与税額分を控除する仕組みである。

こうした累積課税により、生前贈与によって事実上の相続を行うことで累進回避を図る手段にも一貫して課税が及ぶよう設計されている。

➤ 課税資産の評価方法

原則として課税時点の時価（時価評価）による財産評価が行われる。

被相続人死亡時（贈与の場合は贈与日）における各資産の市場価格が評価基準となり、相続税の申告に際して遺産内の各資産について公正な時価を算定・申告する義務が相続人に課される。

- 不動産（土地・建物等）
国が公表する個別公示地価や時価査定に基づき評価する。
土地は公示地価（公的な基準となる土地評価額）を基礎に評価し、建物は類似取引事例や査定評価額を参考に市場価格相当額を算定する。
マンションなど集合住宅については近隣類似物件の実勢価格等を考慮した評価が行われる。
賃貸中の不動産は賃借人の権利価値を控除する特例がある。
死亡直前に購入した不動産による租税回避を防止するため、相続開始前一定期間内に取得した不動産への負債計上を否認する規定も設けられている。
- 上場株式等の有価証券
死亡日（または贈与日）前後の公示価格や取引価格に基づき評価する。
死亡後 6 か月以内に売却し損失が出た場合には、その銘柄に限り実際の売却価額で評価替えできる救済制度が設けられている。
- 非上場株式（未公開会社の株式・持分）
客観的な企業価値に基づいて評価する。
原則として、会社の純資産価値・事業利益・配当実績や同業類似企業の株価倍率などを総合考慮し、仮に第三者間で取り引きされた場合の想定価格（適正な時価）を算定する。
評価手法としては、補充的評価方法（純資産価額方式と利益計算法の併用）が用いられる。
中小企業の株式は市場での価格形成がなく評価が難しいため、税務当局（韓国国税庁）の評価専門部署が個別審査を行う。
評価に際しては持株比率も考慮され、経営権に影響を与える 50%以上の支配株については高めに評価される。
一方、少数株主の株式は経営支配力が乏しいため一定の割引評価が認められる（一般に 20～30%のディスカウント）傾向がある。
韓国では筆頭株主株式の加算評価制度があり、大株主の保有株式については評価額に 20%上乗せするルールが法律上規定されている。
ただし中小企業及び一定規模以下の中堅企業が発行した株式についてはこの割増評価の対象外とされており、事業承継を円滑化するため中小・中堅企業株式は評価額据置の優遇措置を受けている。
- 現預金・債権債務等
現金や預貯金は額面価額そのままに評価し、公社債なども市場価格または額面を基準に評価する。
貸付金など債権は回収可能性を考慮し、回収困難な部分があれば減額が認められる。

➤ 税率構造と控除

相続税・贈与税は 5 段階の累進税率構造を取っており、課税価格の大きさに応じて 10%から 50%までの税率が適用される。

また納税者（受贈者）の続柄による税率の違いはなく、誰が取得する財産であっても同一の税率・控除体系が

適用される。

税率

課税標準	税率	控除額
1 億ウォン以下	10%	なし
1 億ウォン超～5 億ウォン以下	20%	1,000 万ウォン
5 億ウォン超～10 億ウォン以下	30%	6,000 万ウォン
10 億ウォン超～30 億ウォン以下	40%	1 億 6,000 万ウォン
30 億ウォン超	50%	4 億 6,000 万ウォン

更に、以下の追加控除が設けられている。

- 配偶者控除
被相続人に配偶者がいる場合、相続財産のうち配偶者が実際に取得する額（または最低 5 億ウォン）までは非課税となる。
- 子ども控除
法定相続人である子がいる場合、一人につき 5,000 万ウォンが控除される。
- 未成年者控除
相続人が未成年の子である場合、その者が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 1,000 万ウォンを控除する。
- 障がい者控除
相続人が障がい者である場合、その者が満 75 歳になるまでの年数 1 年につき 1,000 万ウォンを控除する。
- 長期勤労貢献控除
被相続人と生計を同じくし、その事業に 10 年以上従事していた従業員等には 5 億ウォン（一人）を限度として控除が認められる。

➤ 事業承継に係る優遇税制の概要

中小企業や一部中堅企業の事業用資産を世代交代する際に相続税・贈与税の負担を大幅に軽減する事業承継税制（家業承継支援税制）が設けられている。

一定の要件を満たす中小企業等の自社株式や事業用財産については、相続時に多額の控除を適用し課税価格から除外（または大幅減額）する優遇措置と、先代経営者から後継者への生前贈与に対し低税率での課税を行う優遇措置の 2 つが柱となっている。

- 相続時
後継者（主に被相続人の子）が中小企業等の事業を継続する場合、最大 500 億ウォンまでの相続財産価額を非課税扱いとする。
- 生前贈与時
贈与財産 100 億ウォンまでを対象に特例税率 10%で課税する制度となる。

これらは以下に示されている。

- 相続税法及び贈与税法第 18 条の 2
一定の条件を満たす場合に、事業承継に伴う相続税の課税価格から一定額を控除する「事業承継控除制度」が規定されている。
- 相続税法及び贈与税法第 18 条の 3
事業承継控除の適用要件や手続きに関する詳細が定められている。
- 租税特例制限法第 30 条の 6
事業承継に伴う贈与に対して、一定の要件を満たす場合に贈与税の課税価格から一定額を控除する特例が規定されている。

➤ 事業承継税制の目的

事業継続を強く促すための措置で、後継者が家業を引き継ぐ際に莫大な税負担によって事業存続が困難になる事態を防ぐ狙いがある。

➤ 税制の制定と改正の経緯

- 2008 年
日本の事業承継税制を参考に 2008 年に導入された制度で、後継者が家業を継ぐ際の税負担を実質的にゼロに近づけることを目的としている。

➤ 課税方式・適用条件

相続時には以下の条件が適用される。

- 対象企業
中小企業基本法等に定める中小企業及び一定規模以下の中堅企業（売上高 3,000 億ウォン未満）が対象となる。
製造業・サービス業など幅広い業種が含まれるが、一部適用除外業種も存在する（例：金融業、投資・不動産業など純投資目的の業種）。
事業承継控除を受けるには、対象企業が継続して営まれてきた家業であることが必要で、被相続人が一定年以上経営していた企業のみ認められる。
- 控除額
被相続人の事業経営期間に応じて控除限度額が異なる。
 - 10 年以上継続して経営した場合
200 億ウォン
 - 20 年以上
300 億ウォン
 - 30 年以上
500 億ウォン控除額は課税価格から直接差し引かれる。
例えば経営 30 年超の老舗中小企業の事業承継では、遺産のうち 500 億ウォンまでは相続税課税価格

に算入しないことができる。

現状この上限額は企業オーナー経営者のニーズから見ても十分高額であり、大半の中小企業は自社株の全価値が控除で賄えるとされる。

- 後継者

後継者となる相続人は、被相続人の直系卑属であること（子または孫等）や相続開始時点で 18 歳以上であること、さらに相続前に該当企業に一定期間従事していたこと等の要件を満たす必要がある。相続開始後は 7 年間（改正前は 10 年間）にわたり事業を継続し、後述の事後管理要件を遵守することが義務付けられる。

複数の相続人がいる場合、家業承継控除を適用できるのは一人の後継者に限られる。

このため事業承継控除を受ける場合、事前に後継者を一本化し他の相続人へは現預金等で代償分割するなどの調整が必要となる。

- 企業規模・持株要件

被相続人が同族会社の筆頭株主であった場合に対象となり、相続により後継者がその地位を承継することが必要である。

非上場会社の場合は被相続人が発行済株式の 50%以上（または実質支配権）を保有していたケース、上場企業の場合は被相続人と特殊関係者の合計で 20%以上の持株比率を有していたケースに限定される。

この持株要件は後継者単独で満たす必要があり、承継後に後継者が上場会社株式 20%以上（非上場は 50%以上）を確保する形で事業を引き継ぐことが求められる。

- 事後管理

家業承継控除を受けた後継者は、相続税の申告期限から 10 年にわたり厳格な事後管理要件を守る必要がある。

- 会社の主たる業種及び事業内容を承継前と同一に維持すること
- 控除対象となった株式・資産を処分しないこと
- 従業員数を承継時の 80%以上維持すること

万一この期間中に業種を変更したり事業縮小・廃止したりすると、控除された相続税の全額について利子税（年利約 10.95%）付きで納付しなければならない。

生前贈与時には以下の条件が適用される。

- 家業承継株式等贈与特例

被相続人（贈与者）が 60 歳以上で、中小企業等の事業を 10 年以上継続して経営している場合に、その子（18 歳以上の韓国居住者）へ事業用株式・持分を贈与したときに適用される。

後継者たる受贈者が事前に贈与を受けることで円滑に経営交代することを狙った制度であり、適用を受けると贈与財産（株式）価額からまず 5 億ウォンを控除し、残額に対して一律 10%の低税率で贈与税が課される。

- 創業資金贈与特例

新規創業を促進するための贈与税軽減措置で、一定要件を満たす創業資金の贈与について特例税率 10%を適用する。

➤ 株式評価の減額措置とその根拠

事業承継に関する優遇は総税額に対する減額で行われる。
その法的根拠は以下となる。

- 相続税及び贈与税法
 - 第 18 条
一定の要件を満たす中小企業の経営者が後継者に事業を相続する際、相続税の課税価格から一定額を控除する制度
- 租税特例制限法
 - 第 30 条
家業承継に関する贈与税の課税特例
創業資金としての贈与に対する贈与税の課税特例

➤ 相続における株式移転の制度措置

相続財産に含まれる株式は、相続開始時点の時価で評価され、他の財産と同様に相続税の課税対象となる。
事業承継に関する優遇制度で、課税額に関して減額が認められる。
株式の移転に伴う特別な税制上の優遇措置は設けられていない。

➤ 租税回避防止措置とその整合性

事業承継優遇措置が租税回避に利用されることを防ぐため、以下のような防止策が講じられている。

- 相続税及び贈与税法第 18 条及び租税特例制限法第 30 条
事業承継税制の適用を受けるためには、相続または贈与後、一定期間（通常は 10 年間）にわたり、後継者が事業を継続し、株式や事業用資産を保有し続ける必要がある。
実質的に承継後も事業が継続されることを保証するため、優遇適用だけ受けて即売却するような回避行為を防止している。
- 相続税及び贈与税法施行令第 54 条
上場企業の筆頭株主が保有する株式は、評価額に 20%の加算をして課税される。
少数株式を分散贈与して相続税を逃れる手法を防止している。
- 相続税及び贈与税法第 8 条
生前贈与を相続開始前の 10 年に遡って課税する制度となる。
相続発生直前に財産を贈与して課税遺産を減らすことを抑止している。
- 相続税及び贈与税法第 45 条
事業用資産の贈与に関する特例措置
特定の資本取引において、実質的に無償または著しく不当な条件で財産や利益が移転された場合、それを「贈与」とみなして課税することを規定している。
形式的には対価を伴う取引であっても、実質的に一方が不当な利益を得ている場合に、それを贈与とみなして課税することで、租税回避を防止している。

➤ 事業承継税制の成果

事業承継に関する優遇制度では要件が厳格であるため、実際の利用件数は年間 60 件余りと非常に少なく、制度導入から 10 年以上経過しても普及が進んでいないのが現状である。

韓国中堅企業連合会の調査では、「税負担が重すぎて事業承継を諦めた」と回答する企業が年々増加しており、実際に企業が事業売却に踏み切る例も出ている。

特に上場企業オーナーや中堅企業にとっては、現行制度の恩恵を受けづらく、実質的に有効な手立てがないとの批判が強い。